

平成 27 年度
下関市包括外部監査結果報告書
「産業振興施策に関する財務事務の執行について」

平成 28 年3月

下関市包括外部監査人

公認会計士 黒木 賢一郎

目次

I	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3	特定の事件(監査テーマ)として選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査従事者の資格及び氏名	2
7	利害関係	2
II	主な監査手続及び監査の範囲	3
1	監査の視点	3
2	監査の方法	3
3	監査結果の記載	3
4	平成24年度の包括外部監査における指摘事項及び意見	4
III	下関市の産業振興施策の概要	5
1	下関市の産業	5
(1)	下関市を取り巻く環境	5
(2)	下関市の産業構造	6
2	各種計画の概要	8
3	下関市総合計画における産業振興	9
(1)	基本構想及び前期基本計画	9
(2)	後期基本計画における重点プロジェクト	9
(3)	後期基本計画の基本施策と具体的な事業	12
①	農林水産業の振興	12
②	商工業の振興	13
③	就業支援策の強化	14
④	貿易の振興	14
4	補助金等の見直しに係る取り組み	15
5	行政評価の取り組み	18
IV	監査対象事業まとめ及び総合意見	22
1	監査対象事業まとめ	22
2	監査の結果(意見)	27
(1)	指標の設定について	27
①	施策評価における成果指標に関して	30
②	事務事業評価における目標指標(活動指標)に関して	30

③	指標の決定と施策評価方法に関して	31
V	各論	32
1	農林水産業の振興	32
(1)	農林水産業の振興に関するビジョン	32
①	農林水産業の振興に関する現状と課題	32
②	農林水産業の振興に関する基本方向	35
(2)	農林水産業の振興に関する具体的施策	35
①	生産流通基盤の整備	35
②	多様な担い手の育成、支援	83
③	経営基盤の安定化	92
④	生産振興対策の推進	107
⑤	魅力ある農山漁村づくりの推進	122
⑥	安心・安全農林水産物づくりの推進	150
⑦	民間団体等の育成、支援	154
2	商工業の振興	155
(1)	商工業の振興に関するビジョン	155
①	商工業の振興に関する現状と課題	155
②	商工業の振興に関する基本方向	156
(2)	商工業の振興に関する具体的施策	157
①	商店街の活性化	157
②	企業経営の安定化、体質強化	165
③	企業の誘致	171
④	新産業、新規創業等の支援	184
⑤	民間団体等の育成、支援	197
⑥	地産地消、地元発注、地元調達の推進	202
⑦	下関港新港地区国際物流ターミナル整備事業(港湾局)	204
3	就業支援策の強化	207
(1)	就業支援策の強化に関するビジョン	207
①	就業支援策の強化に関する現状と課題	207
②	就業支援策の強化に関する基本方向	208
(2)	就業支援策の強化に関する具体的施策	208
①	就業の場の創出	208
②	雇用の促進	212
③	勤労者福祉の向上	216

報告書の数値は、原則として千円単位(切捨て)で表記を行っている。ただし、出所等の関係で百万円単位で表記を行っている箇所もある。また、小数点については、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記している。そのため、本報告書の本文、図表に記載されている合計数値は、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

I 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項、第2項及び第4項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

「産業振興施策に関する財務事務の執行について」

3 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

下関市は本州の最西端に位置し、古くから交通の要衝として栄え、三方を海に面している地理的条件より水産業及び関連産業である水産加工業、造船業等が発展した。また、地形的になだらかな丘陵性台地と平野部で形成されており、各河川沿いには肥沃な農地が展開し、瀬戸内海沿いは遠浅を利用した大小の干拓農地が連なり、山口県内有数の農畜産物の産地となっている。

しかしながら、200 海里規制や食文化の変化、水産資源の減少に伴い年々の漁獲量は減少し、平成 25 年度には最盛期の 10.8%にまで減少、造船業についてもオイルショック、造船需要の減少、中国や韓国企業の台頭等により、取り巻く経営環境は厳しい状況にある。また、農業においても、消費量及び生産量の減少、消費者ニーズの多様化、生産農家の減少や高齢化など、取り巻く事業環境は厳しい状況にある。小売業の販売額についても、都市間の競争の激化、郊外型大型店舗の進出、インターネット経由販売の利用者増加などの影響により、2000 年代に入り減少傾向にある。

下関市の人口は昭和 55 年までは微増傾向にあったが、昭和 60 年以降は減少傾向となっている。平成 17 年の旧四町との合併に伴い法定人口は一時的に 300 千人を超えるが、人口減少は留まることなく、平成 26 年には 270 千人にまで減少している。このような社会経済情勢の変化を踏まえ、市は後述の「下関市総合計画後期基本計画」において6つの重点プロジェクトを設け、その中で「循環型経済推進プロジェクト」や「都市力創造プロジェクト」等の重点テーマを設定している。また、「将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち(産業振興)」を個別の施策として掲げ、市の特色や可能性を活かした各種産業の振興に積極的に取り組むことを表明している。

現在の内閣においても「地方創生」を重要施策としており、地方の活性化によって、就業機会の確保、後継者の育成、人口流失の減少等が期待されている。この点からも、産業振興は経済の活性化を通じて、市民の生活に密接に係わっているため、市民の関心が非常に高い分野であると考えられる。

このような観点から、「下関市総合計画後期基本計画」における農林水産業及び商工業の振興並びに就業支援策の強化として掲げられた事業に焦点を当て、関連する財務事務の執行について、法令等に対する合規性及び経済性、効率性、有効性の観点から、以下の部課における産業振興施策を監査テーマとして選定した。

- 産業振興部産業振興課
- 産業振興部産業立地・就業支援課
- 農林水産振興部農業振興課
- 農林水産振興部農林整備課
- 農林水産振興部水産課

なお、産業振興に関連する他の部課においても必要に応じて質問を行った。

4 外部監査の対象期間

平成 26 年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5 外部監査の実施期間

平成 27 年6月2日より平成 28 年3月 15 日まで

6 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公 認 会 計 士	黒 木 賢一郎
外部監査人補助者	同	千々松 英 樹
同	同	谷 口 悦 子
同	同	三 浦 勝
同	同	前 田 拓 哉
同	同	長谷部 丈
同	同	井 上 昌 宏
同	日本公認会計士 協会 準 会 員	矢田部 博 之

7 利害関係

包括外部監査人及び外部監査人補助者らは、いずれも監査対象事件につき地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

II 主な監査手続及び監査の範囲

1 監査の視点

- 産業振興に関する事業内容が適切か。事業として見直し又は整理すべき事業はないか。
- 産業振興に関する補助対象は適切か。公益上の必要性はあるか。
- 産業振興に関する補助金、委託料等の申請、決定、交付等の手続は適正か。
- 産業振興に関する補助金、委託料等の算定及び交付時期は適切か。
- 産業振興に関する補助対象事業と交付先が行うその他の事業との区別が明確になっているか。
- 産業振興に関する補助対象事業、委託対象事業について、交付先等からの実績報告は適切か。効果測定及びそのフィードバックは適切か。

2 監査の方法

- 産業振興に関する補助金、委託料等について、概要の聴取及び質問に対する回答の内容分析。
- 産業振興に関する補助金、委託料等について、関係帳簿及び書類の閲覧並びに書類間の照合等。
- 産業振興に関する補助金、委託料等について、事業の評価に関する内容聴取及び書類の閲覧等。
- その他必要と認めた監査手続。

監査対象とした補助金、委託料等は平成 26 年度決算額において、市の支出が 1,000 千円以上のものである。ただし、必要に応じて、市以外の財源を含むもの、また市の支出が 1,000 千円未満のものについても確認している。

なお、一般会計における補助金に関しては、平成 24 年度の包括外部監査において監査テーマとして選定されていることから、当該監査において指摘事項あるいは意見の対象となったものは、その措置内容及び改善状況についても合わせて確認した。

3 監査結果の記載

監査の結果に関しては、「指摘事項」及び「意見」に区分して記載している。本報告書において、両者は以下のように定義している。

指摘事項 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令又は規則等に照らして改善を要する必要があると判断したもの。

意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に定められている「監査の結果に添えて提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましいと判断したもの。

4 平成 24 年度の包括外部監査における指摘事項及び意見

平成 24 年度の包括外部監査の監査テーマは「一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について」であり、今回の監査テーマである産業振興に関連する補助金及び交付金も監査対象となっていた。平成 24 年度の包括外部監査では、原則として市独自の財源で 3,000 千円以上の補助金及び交付金のすべてを対象とし、3,000 千円以上の補助金及び交付金がない部局については当該部局において最高金額の補助金等を監査対象としていた。

今回の包括外部監査に関連する補助金及び交付金のうち、平成 24 年度の包括外部監査にて指摘事項あるいは意見(個別事案)とされたものは以下のとおりである(森林整備地域活動支援交付金事業費補助金は平成 24 年度に終了しているため、下記からは除いている)。なお、今回の監査において、平成 24 年度の監査の指摘事項あるいは意見に対する措置状況及び改善方針について質問等を実施し、下表に監査結果を記載したページを付記している。

また、市が講じた措置については以下の 3 つに分類し「区分」欄に表示している。

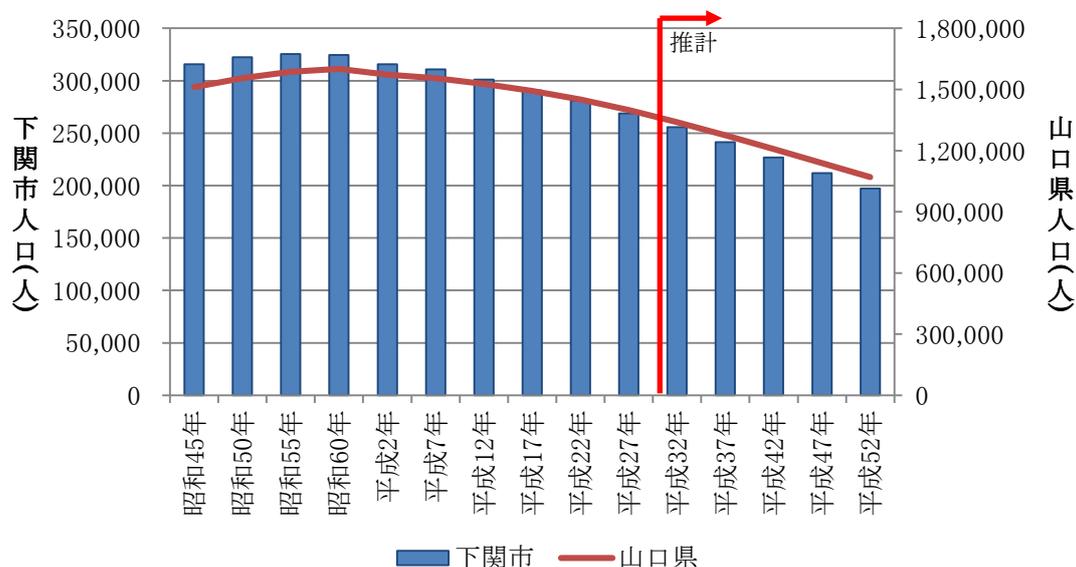
- ①措置を講じたもの
- ②今後の措置方針を決定したもの
- ③措置を講じたり、今後の措置方針決定には相当期間を要するもの

図表 2-4-1 平成 24 年度包括外部監査結果及び意見一覧

補助金等	監査の結果及び意見(要旨)	区分	監査結果 記載頁
下関市商工会補助金	(1) 【意見】補助金額の算定の適切性について	②	199
	(2) 【意見】審査の適切性について	②	199
	(3) 【意見】審査日程について	②	199
企業立地促進奨励金	補助金等の申請・決定・交付手続について		
	(1) 【意見】数年度にわたる投資案件の審査の取り扱いについて	②	177
	(2) 【意見】雇用奨励金に係る要件の確認方法について	①	177
遠洋漁業振興対策事業費補助金	(1) 【指摘事項】交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性について	①	95
	(2) 【指摘事項】実績報告の適正性について	①	95
	(3) 【指摘事項】審査の適切性について	①	95
	(4) 【指摘事項】審査日程について	①	95
種苗放流事業補助金	【意見】消費税相当額の取り扱いについて	③	62
魚さい処理安定化促進事業費補助金	【意見】補助金の申請・決定・交付手続について	③	100

(出所:『下総第 695 号 包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置状況について』を基に作成)

図表 3-1-2 下関市の人口推移



(出所:国勢調査報告及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』を基に作成)

(2) 下関市の産業構造

下関市における平成 20 年度から平成 24 年度までの産業別生産額の推移は以下のとおりであり、産業構造に大きな変動はないが、第二次産業が微増、代わって第三次産業は微減となっている。

図表 3-1-3 下関市の産業別生産額推移

(単位:百万円)

産業分類	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
産業合計	875,579	901,807	880,941	899,123	900,378
第一次産業	10,685	10,708	9,626	10,653	9,943
農業	6,452	6,717	6,215	7,291	6,727
林業	475	452	499	504	478
水産業	3,758	3,539	2,912	2,858	2,738
第二次産業	207,089	238,203	219,108	234,683	235,908
鉱業	1,257	1,240	1,064	1,152	1,220
製造業	162,471	186,753	178,232	189,266	192,825
建設業	43,361	50,210	39,812	44,265	41,863
第三次産業	657,805	652,896	652,207	653,787	654,527
電気・ガス・水道業	31,637	33,047	32,816	29,399	33,308
卸売・小売業	98,787	96,774	99,630	103,026	99,031
金融・保険業	54,645	54,736	53,736	50,351	48,513

不動産業	116,504	118,984	119,030	120,398	120,754
運輸業	58,508	52,955	52,570	51,333	50,053
情報通信業	10,283	9,997	9,262	9,844	10,121
サービス業	178,604	178,546	177,141	176,010	180,228
公務ほか	108,837	107,857	108,022	113,426	112,519

(出所:市町民経済計算(山口県))

山口県及び下関市における平成 24 年度の産業区分別の構成比は以下のようになっており、下関市の人口の県全体に対する割合が約 20%であることを考慮すると、水産業、金融・保険業が県下でも高い水準にある一方、林業及び情報通信業は低い水準にあることが分かる。

図表 3-1-4 山口県、下関市の平成 24 年度産業別生産額

(単位:百万円)

産業分類	山口県		下関市		
	産業別生産額	構成比	産業別生産額	構成比	全県比
産業合計	5,652,869	100.0%	900,378	100.0%	15.9%
第一次産業	49,270	0.9%	9,943	1.1%	20.2%
農業	33,049	0.6%	6,727	0.7%	20.4%
林業	5,652	0.1%	478	0.1%	8.5%
水産業	10,569	0.2%	2,738	0.3%	25.9%
第二次産業	2,011,549	35.6%	235,908	26.2%	11.7%
鉱業	7,931	0.1%	1,220	0.1%	15.4%
製造業	1,731,656	30.6%	192,825	21.4%	11.1%
建設業	271,962	4.8%	41,863	4.6%	15.4%
第三次産業	3,592,050	63.5%	654,527	72.7%	18.2%
電気・ガス・水道業	246,528	4.4%	33,308	3.7%	13.5%
卸売・小売業	514,419	9.1%	99,031	11.0%	19.3%
金融・保険業	174,608	3.1%	48,513	5.4%	27.8%
不動産業	622,224	11.0%	120,754	13.4%	19.4%
運輸業	272,244	4.8%	50,053	5.6%	18.4%
情報通信業	124,315	2.2%	10,121	1.1%	8.1%
サービス業	973,785	17.2%	180,228	20.0%	18.5%
公務ほか	663,927	11.7%	112,519	12.5%	16.9%

(出所:市町民経済計算(山口県))

また、平成 22 年の職業別就業者構成比は以下のようになっており、下関市は男性の専門的・技術的職業や事務系の職種の雇用や女性の事務系の職種の雇用が全国平均と比較しても少なく、特に大学卒業者の就職先・職種が限られている状況となっている。

図表 3-1-5 職業別従業者構成比(平成 22 年)

(単位:%)

職種	男性			女性		
	下関市	山口県	全国	下関市	山口県	全国
管理職職業	4.0	3.6	3.8	0.9	0.8	0.8
専門的・技術的職業	10.9	11.3	14.2	17.0	18.0	16.9
事務	11.1	11.6	13.7	23.8	24.3	27.3
販売	13.2	11.4	14.4	14.7	14.1	14.0
サービス職業	6.6	5.6	6.9	21.2	21.0	19.2
保安職業	3.8	3.9	3.1	0.2	0.3	0.2
農林漁業	5.4	6.2	4.5	4.5	4.5	3.6
生産工程	21.1	22.7	18.7	9.8	9.3	10.2
輸送・機械運転	8.6	7.6	6.3	0.3	0.3	0.3
建設・採掘	9.2	10.0	8.2	0.3	0.4	0.2
運搬・清掃・包装等	6.0	6.0	6.1	7.2	7.0	7.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所:総務省「国勢調査」を基に作成。「分類不能」を除く。)

2 各種計画の概要

下関市は、平成 18 年度に、合併後の新しいまちづくりに向けて「下関市総合計画」及び「前期基本計画」を策定している。下関市総合計画は、合併協議の中で策定した「新市建設計画」を基本としつつ、市が将来に目指す市民生活や地域社会の姿をわかりやすく示し、その実現に当たって必要な施策を定めたものとなっている。

当該計画は、基本構想と基本計画の2層で構成されており、基本構想は平成 19 年度から平成 26 年度までを構想期間とし、基本計画はそのうち平成 19 年度から平成 22 年度までを(前期)計画期間としている。その後、市は前期基本計画が終了する平成 22 年度に、平成 23 年度から平成 26 年度までを計画期間とした「後期基本計画」を策定している。

また、基本計画を計画的に推進するために、事業計画を具体的に示すものとして「実施計画」を作成している。



なお、現在は平成 27 年度以降の 10 年間を見通す新たな行政経営の基礎となる「第二次下関市総合計画」が策定されており、当該総合計画がまちづくりの方針として利用されている。

3 下関市総合計画における産業振興

(1) 基本構想及び前期基本計画

下関市では、まちづくりの基本理念である「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現に向けて、7つの将来像を設定している。

それら7つの将来像の中に、産業振興に関連した「将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち」が掲げられており、①農林水産業の振興 ②商工業の振興 ③就業支援策の強化 ④貿易の振興、が4つの基本的な施策とされていた。

また、前期基本計画では基本構想で示された産業振興に係る4つの施策を展開するための具体的な事業が掲げられており、平成 22 年度まで実施されていた。

(2) 後期基本計画における重点プロジェクト

後期基本計画は、前期基本計画と同様、7つの将来像に向けての基本計画であるが、月日の経過とともに、地域を取り巻く環境の変化や新たな課題が浮き彫りになってきたことから、6つの重点プロジェクトを新たに設定している。

下関市総合計画後期基本計画 「元気な下関」実現のための6つの重点プロジェクト[概念図]

新たな課題

- 本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化
- 世界経済のグローバル化や都市間競争
- 地球温暖化など急激な環境変化
- 合併後の地域づくりへの期待と地域の選択

7つの将来像(7つの施策の柱)



多様な意見



6つの各重点プロジェクトにおける重点テーマと重点事業は以下のとおりである。

重点プロジェクト	重点テーマ	重点事業
地域力創造プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民活動支援の推進 ■ 地域内分権の推進 ■ 定住自立圏構想の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民活動促進基本計画の推進 ◎ 市民活動組織の育成支援 ◎ 広聴機能の充実 ◎ 地域内分権の推進 ◎ 定住自立圏構想の推進 ◎ 生活機能の確保
循環型経済推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地産地消・地元発注・地元調達の推進 ■ 下関ブランドの推進 ■ 観光資源・基盤の整備 ■ 生産流通基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地産地消・地元発注・地元調達の推進 ◎ 「下関ブランド」の認定及びPR ◎ 下関の強みを活かした産業振興 ◎ 観光資源・基盤の整備 ◎ 農産物の生産基盤・流通基盤整備 ◎ 農林作物の生産性の向上 ◎ 作り育てる漁業の推進
都市力創造プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中心市街地の活性化 ■ 都市基盤の整備 ■ 港湾施設の整備 ■ ウォーターフロントの整備 ■ 産業立地の基盤整備促進 ■ 地域防災力の強化 ■ 行政機能の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 下関駅にぎわいプロジェクトの推進 ◎ 交通インフラ整備 ◎ 都市計画マスタープランの推進 ◎ 港湾物流拠点等の整備 ◎ 市民に親しまれる港づくり ◎ 企業誘致活動等の推進 ◎ 消防・防災機能の強化 ◎ 庁舎整備 ◎ 教育環境の整備・充実(教育センター)
子ども・子育て応援プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 少子化対策の推進 ■ 家庭への子育て支援の充実 ■ 食育の取り組み ■ 救急医療等の充実 ■ 地域保健対策の充実 ■ 学校教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代育成支援の推進 ◎ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和 ◎ 家庭への子育て支援 ◎ 地域で支える子育て支援の推進 ◎ 救急医療等の充実 ◎ 地域保健対策の推進 ◎ 教育環境の整備・充実 ◎ 特色ある学校づくり
地球エコ推進プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策への取り組み ■ 環境教育への取り組み ■ モーダルシフトへの取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化対策実行計画の推進 ◎ ごみ処理体制の整備充実 ◎ 緑のリサイクル推進 ◎ 森林の維持と活用

重点プロジェクト	重点テーマ	重点事業
		◎ 環境汚染防止、環境保全の意識向上 ◎ 再生可能エネルギー利用促進 ◎ モーダルシフトの推進
健康づくり推進プロジェクト	■ 健康づくりの促進 ■ 地域医療体制の充実 ■ 地域福祉の推進 ■ 高齢者福祉サービスの充実 ■ 生涯現役社会づくりの推進 ■ スポーツ活動の推進	◎ 地域保健、健康づくり対策の充実 ◎ 総合的な保健活動拠点の整備 ◎ 病院、診療所の充実 ◎ 地域福祉活動の推進 ◎ 介護保険制度の充実 ◎ 高齢者の社会参加の促進 ◎ スポーツ活動の推進

(3) 後期基本計画の基本施策と具体的な事業

後期基本計画では、前期基本計画と同様、産業振興に関連した4つの基本的な施策を展開するために、具体的な事業を掲げている。各基本施策と具体的な事業は以下のとおりであり、概ね前期基本計画を踏襲しているが、一部の施策では、新たな事業が追加されている(後期基本計画で追加された事業については、★を付している。)

① 農林水産業の振興

事業	事業概要	事業主体
生産流通基盤の整備	農業整備基盤の整備	
	● ほ場整備	県・市
	● かんがい排水施設の整備	県・市・民間
	● 広域農道等の整備	県・市
	● ため池等整備	県・市・民間
	● 土地改良事業の受益者負担の軽減	県・市・民間
	● 生産流通基盤施設の再編、整備	県・市・民間
	● 園芸産地の整備	県・市
	● 畜産基盤の整備	県・市
	林業生産基盤の整備	
	● 公有林、分収林等の整備	市
	● 治山、林道、作業道の整備	県・市
	漁業生産基盤の整備	
	● 栽培漁業の推進	市
● 漁港漁場の整備	県・市	
流通基盤の整備		

事業	事業概要	事業主体
	● 地方卸売市場新下関市場施設整備★	市
多様な担い手の育成、支援	新規就業者に対する支援 認定農業者の育成、支援 総合的な農業後継者、担い手対策の推進	県・市・民間 市・民間 市・民間
経営基盤の安定化	近代化資金等制度融資の充実 ● 農業経営安定対策の推進 ● 漁業経営安定化支援 ● 遠洋漁業、水産加工業等支援	県・市 県・市 市
生産振興対策の推進	適切な需給調整に基づく生産振興対策の推進 経営構造対策の推進 有害鳥獣被害防止対策等の推進 ● 有害獣肉有効活用の推進 地元産材の需要拡大対策の推進 水産物ブランド化の推進 ● 下関フクブランド強化推進 ● くじら文化発信	国・県・市・民間 国・県・市・民間 県・市・民間 市・民間 市 県・市・民間 市・民間
魅力ある農林漁村づくりの推進	都市、農村交流の推進 交流型、体験型農林水産業の推進 ● 里山の再生 集落環境の保全 ● 集落防災安全施設の整備 ● 農業・漁業集落排水施設の整備 ● 農業・漁業集落道等の整備 ● 農地環境の整備	市 市 市 市 市 市
安心・安全農林水産物づくりの推進	循環型農業の推進 地産・地消型産地の育成	市 県・市
民間団体等の育成、支援	民間活動に対する支援	市

② 商工業の振興

事業	事業概要	事業主体
商店街の活性化	魅力ある商店街づくりの推進 ● 商店街の近代化と環境整備の促進 ● 地域コミュニティの核としての活性化 ● 空き店舗対策の推進	民間・市 民間・市 市

事業	事業概要	事業主体
企業経営の安定化、体質強化	中小企業等制度融資の充実 人材の育成	市 民間・市
企業の誘致	誘致活動等の推進 ● 企業立地優遇制度の充実 ● 企業団地や臨海地域への誘致活動の強化 ● 産業立地の基盤整備★	市 市 国・県・市・民間
新産業、新規創業等の支援	地場製品のブランド化の推進 新産業等に係る創業支援 ● 創業支援施設の活用、中小企業応援センターとの連携	市・民間 市
民間団体等の育成、支援	商工会議所、商工会に対する支援 民間活動に対する支援	市 市
地産地消、地元発注、地元調達	「やっぱり地元・大好き！下関運動」の推進及び支援★	市・民間

③ 就業支援策の強化

事業	事業概要	事業主体
就業の場の創出	企業誘致等による就業の場の創出★	市
雇用の促進	若者等の地元就職支援・雇用の促進★ シルバー人材センターの事業に対する支援	国・県・市 国・県・市
勤労者福祉の向上	勤労者福祉の充実・勤労者福祉施設の利用促進★ 離職者等に対する生活資金融資	市 県・市

④ 貿易の振興

事業	事業概要	事業主体
つかいやすい港づくり	規制緩和の推進 ● 構造改革特区制度の活用 ● 国際複合一貫高速輸送の推進★ 諸手続きの簡素化・情報化の推進 ● 港湾 EDI の普及促進等	市 市・民間 民間・市
集荷対策	航路誘致集荷対策 ● 国内・海外ポートセミナー、ポートセールス	民間・市

事業	事業概要	事業主体
	国際経済交流の推進 ● 東アジア地域への経済ミッションの派遣等	県・市・民間

4 補助金等の見直しに係る取り組み

市は平成 24 年9月に財政健全化プロジェクト(第 I 期計画)を策定し、歳出改革の推進の取り組みとして、補助金・負担金の見直しを掲げている。また、前述の平成 24 年度の包括外部監査「一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について」ではいくつかの指摘等も受けている。このような中で、市は「補助金等の見直しに係る指針」を試行として平成 25 年 10 月に策定し、平成 26 年度からの3年間ですべての補助金の見直しを行い、個々の補助金の内容を把握した上で、平成 28 年度に新たに「補助金ガイドライン(仮称)」を策定する予定としている。

様々な分野の様々な形式の補助金が存在しているため、市は、「補助金等の見直しに係る指針」を基本としつつ、内容確認の手法、見直しの手順などは毎年度見直しているが、平成 26 年度については、補助金の公益性や適格性を検証するために「補助金チェックシート」を定め、客観的な根拠に基づく評価を行い、補助金の有用性を検討している。

補助金チェックシートにおける確認項目等は以下のとおりである。

I 公益性チェック

点検項目			評価視点	配点
1	必要性	市として推進すべきか	義務的経費 法令もしくは県条例で援助することが定められ、補助金の内容について市の裁量が入る余地のないものである。 ※上記設問が「○」の場合は、「II 適格性チェック」に進む。	50
2		市が関与すべきであるか	役割分担 補助金交付要綱等で、補助金交付の目的が明文化され、市が関与して推進すべき事業であると確認できる。	6
			市のサービス不足部分を補完するものである。 (補助金廃止により事業や補助対象者の存在がなくなった場合、市や多くの市民が困るレベルのものである。)	6
3	政策性	市の施策と一致するか	市の計画との関連 実施計画掲載事業である。	6
			具体的な推進計画や事業計画が市の方	2

				針として確認されている。	
4		社会ニーズに対応しているか	需要の多さ	市民実感調査や統計データなどから明らかに市民ニーズが高いと判断される。	6
5		現時点で必須であるか	優先度	市民生活の支障を軽減するための緊急性がある。	6
6		類似する補助はないか	補助の重複	類似する補助金は存在しない。	4
7	有効性	補助効果が広く及ぶか	事業による利益の波及範囲	即時的又は直接的に不特定多数の市民や全地区に及ぶ。	6
				将来的又は間接的に不特定多数の市民や全地区に及ぶ。	2
				特定の者又は一部の地区のみにとどまる。	0
8		補助効果が分かりやすいか	効果の把握	成果指標で具体的に説明できる。	6
I 公益性の評価(配点計 50 点)					(注)50

(注)設問3及び7については該当する項目いずれかの点数の合計。

II 適格性チェック

点検項目		評価視点		配点
9	補助のメリットがあるか	市が事業をした場合との比較	市が行うより経費がかからないということを客観的に証明できない。	-2
			市が行うより動員力が勝るということを客観的に証明できない。	-2
			市が行うより迅速かつ柔軟に実施できるということを客観的に証明できない。	-2
			市が行うより啓発・普及等の効果が高いということを客観的に証明できない。	-2
			市が行うより知識・経験によって充実した内容の事業が展開できるということが客観的に証明できない。	-2
10	補助金の使途は適正か	他の団体・個人への再補助・負担金	再補助・再負担をしている。	-6

11		交際費、慶弔費、食糧費等の有無	補助対象経費として交際費、慶弔費、食糧費(基準内のものを除く)、事業に直接結びつかない宿泊研修費、視察旅費等の経費を含んでいる。	-6	
12		繰越の有無	事業費補助であり、繰越の内容を把握していない。	0	
			使途の特定されない前年度繰越金が、今年度の補助金額を超えている。	-6	
13	能力	財政状況は安定しているか	自主財源の有無	事業費補助であり、自主財源の内容を把握していない。	0
				自主財源が全財源の70%以上である。	-6
14		行政組織から独立しているか	行政の支援重複の有無	市職員が交付先団体の事務局を兼務している。	-8
15	補助金の額は適正であるか	申請額	申請額の根拠を示す積算資料の添付がされていない。	-4	
16	使途の報告は適正であるか	実績報告	補助金等交付規則に示された様式による実績報告書のみが提出されている。	-4	
II 適格性の評価(配点計 50 点)				-50	

(注)適格性の評価は50点満点からの減点方式をとっている。

総合評価点(計 100 点)	100
----------------	-----

上記のチェックシートに基づき、補助金を所管する各課において当初予算編成までに検証を行い、予算要求時に補助金チェックシートを提出、予算内示後の毎年2月に金額等の修正を行ったものを再提出している(ただし、平成27年度予算からは、財政課が予算編成作業を行う上で必要な情報を「補助金調書」にて把握し、補助金チェックシートは別途行政管理課が前年度2月に各所管課から提出を求めるとして変更されている。)。なお、本報告書では、個別の補助金に関する公益性分類、適格性分類の評価を各補助金の概要において詳細を記載している。

市は、約300件の補助金のすべてを平成26年度から3年をかけて見直すこととしており、具体的な見直し作業は以下の手順に従って実施されている。

- ①補助金チェックシートの提出を受けて、個々の補助金の内容及び問題点等の洗い出しを行う。
- ②行政管理課による所管課長及び担当者へのヒアリングを実施する。
- ③行政管理課において、補助金の公益性、適格性の検証をもとに補助金見直し案を策定し、外部有識者から構成される下関市補助金検討委員会に諮問する。
- ④下関市補助金検討委員会の答申を踏まえて、庁内の補助金検討委員会で最終方針を決定し、各所管課に通知する。

なお、平成 26 年度では 51 件、平成 27 年度では 142 件の補助金の見直し作業が行われている。

5 行政評価の取り組み

市は、平成 18 年度に「下関市総合計画」を策定し、平成 19 年度から平成 26 年度を基本構想期間としている。

当該計画では、主要指標として人口、世帯数、就業人口、交流人口を掲げており、平成 27 年での想定指標は以下のようになっている。

図表 3-5-1 下関市総合計画想定指標

主要指標	平成 27 年想定	備考
人口	300 千人	目標人口として設定
世帯数	約 13 万 5 千世帯	一世帯当たり人員の予想から想定
就業人口	約 143 千人	平成 12 年の就業率を維持するとして想定
交流人口	約 5,600 千人	過去最高の観光客数である平成 3 年の 5,508 千人を超えることを目標として想定

(出所: 下関市総合計画)

また、下関市総合計画後期基本計画の推進に当たっては、行政活動を一定の指標を使って客観的に評価することとしている。当該評価は、総合計画の施策体系に基づく進捗管理と今後の方向性の検討を行うための「施策評価」と、施策を構成する事務事業を評価する「事務事業評価」の 2 つに区分されている。両者の概要は以下のとおりとなっている。

図表 3-5-2 施策評価と事務事業評価

区分	施策評価	事務事業評価
定義	成果指標による確認と市民実感調査による市民ニーズの把握により、施策の目的がどこまで達成されたのか、総合計画の施策体系に基づく進捗管理と今後の方向性の検討を行うもの	施策を構成する事務事業について、成果指標につながる活動指標を設定し、施策の進捗に及ぼす効果を見て事務事業の振り返りを行うとともに、今後の方向性を示して、実施計画事業及び主要な事業について評価を行うもの
指標	成果指標 活動の結果、市民にもたらされる市民の便益、満足度の度合いであって、どれだけの効果がもたらされるのかを数値化したもの	活動指標 事務事業が生み出す行政サービスの大きさであり、どれだけのことをするのかを数値化したもの
評価責任者	部長	課長

施策評価は下関市総合計画の中で体系づけられている7つの将来像(7つの施策の柱)(章)に掲げられている合計 40 の施策(節)を対象に評価が行われている。また、事務事業評価は 40 の施策を構成する事務事業について評価されており、平成 26 年度評価実施分から「主要な施策の成果を説明する資料」(=決算における政策説明資料)と統一化が図られ、評価対象事業は平成 25 年度当初予算及び補正予算時における政策予算説明資料に掲載されている事業となっている。

行政評価は平成 19 年度から実施しているが、下関市総合計画前期基本計画が平成 22 年度までを計画期間としていたことを受けて、その事後評価を行う平成 23 年度の行政評価までを一つの区切りとしている。平成 24 年度以降も行政評価に関しては毎年見直しを行っており、主な見直し内容及び施策評価、事務事業評価の評価数は以下のようにになっている。

図表 3-5-3 行政評価の主な見直し内容と施策評価数、事務事業評価数

実施年度	主な変更点	施策 評価数	事務事業 評価数
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価から事中評価へ変更 ● 成果指標、活動指標の設定 ● 施策評価を部単位で実施 ● 基本計画・実施計画掲載事業及び目標指標設定事業(いわゆる任意的事業)を評価対象事業として位置づけ、事務事業評価を実施 	68	541
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象事業を実施計画掲載事業に変更 	66	194
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務事業評価を「主要な施策の成果を説明する資料」と統一 	66	140

また、市は下関総合計画後期基本計画を推進するに当たり、施策の実施状況やまちづくりの方向性などについて、市民の生活実感に基づいた評価や考え方を聴くことによって、市民ニーズや市民満足度を把握し、今後の施策展開や市政経営の方向性を検討するための基礎資料とするために市民実感調査(アンケート)を行っている。当該調査は、基本計画の「節」である 40 施策について、調査対象の市民に日常の生活実感に基づいて重要度と達成度をそれぞれ 6 段階で回答してもらう設問と市政の総合満足度や重点施策を問うものから構成されたもの(Aタイプ)と、当該基本計画の施策体系に基づいて各施策に係る市民の評価を尋ね、施策評価の成果指標の実績値として活用するもの(Bタイプ)の2種類で構成されている。

平成 26 年度の行政評価としては、平成 26 年 2 月に実施された市民実感調査(アンケート)を受けて、同年 9 月に「平成 25 年度決算 主要な施策の成果について」として事務事業評価が、同年 12 月には施策評価が公表されている。また、平成 27 年 9 月には平成 25 年度 3 月補正予算時及び平成 25 年度当初予算並びに補正予算時における政策予算説明資料に掲載されている 137 事業を対象にした平成 26 年度の決算について評価した「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」が公表されている。

図表 3-5-4 総合計画対象期間と平成 26 年及び平成 27 年の行政評価実施時期

総合計画	行政評価
平成 19 年 4 月 前期基本計画 対象期間 平成 23 年 3 月	
平成 23 年 4 月 後期基本計画 対象期間 平成 27 年 3 月	市民実感調査(アンケート) 平成 26 年 2 月 平成 26 年度事務事業評価 ※1 平成 26 年 9 月 平成 26 年度施策評価 平成 26 年 9 月
平成 27 年 4 月 第二次下関市総合 計画対象期間 平成 37 年 3 月	平成 27 年度事務事業評価 ※2 平成 27 年 9 月

※1 平成 25 年度の決算及び平成 26 年度の予算を基にした事中評価

※2 平成 26 年度の決算及び平成 27 年度の予算を基にした事中評価

なお、平成 27 年度における事務事業評価の対象事業は、平成 25 年 3 月補正予算時及び平成 26 年度当初予算並びに補正予算時における政策予算説明資料に掲載されている 137 事業で、そのうち今回の監査対象となった事業に関連するものは以下の事業である。

図表 3-5-5 事務事業評価と監査対象事業の関連性

事業名	所管課	関連ページ
企業誘致アクションプラン策定業務	産業振興課	183
再生可能エネルギー賦存量等調査業務	産業振興課	196
地域資源活用促進事業	産業振興課	187
キャリア教育推進事業	産業立地・就業支援課	209
緊急雇用創出事業(地域人づくり事業)	産業立地・就業支援課	216
中山間地域等直接支払推進事業	農業振興課	123
農地集積支援事業	農業振興課	87
多面的機能支援事業	農林整備課	46
有害鳥獣捕獲業務	農林整備課	112
くじら文化発信事業	水産課	138
下関漁港整備事業	水産課	70
漁業生産基盤整備事業	水産課	59

事務事業評価は、当初の目標指標(活動指標)の達成度、参考情報、決算情報を検証し、事

業の成果及び今後の方向性を示す内容により実施されており、本報告書ではそれらの概要を各事業の項目において記載している。

IV 監査対象事業まとめ及び総合意見

1 監査対象事業まとめ

下関市総合計画後期基本計画に記載されている事業と監査対象事業の関連は以下のとおりである。なお、指摘及び意見欄に記載している数値は各事業における指摘事項、意見の個数を示している。

事業	担当課	記載ページ	指摘	意見
総括意見		27	-	3
農林水産業の振興				
生産流通基盤の整備				
生産・流通基盤整備事業				
園芸産地育成事業	農業振興課	36	1	-
水田農業生産条件整備支援事業	農業振興課	38	-	-
産地振興作物生産拡大事業	農業振興課	39	-	-
畜産振興一般業務				
畜産振興一般業務	農業振興課	41	1	-
共進会開催業務	農業振興課	43	1	-
多面的機能支援事業				
多面的機能支援事業	農林整備課	45	-	-
市営土地改良事業				
市営土地改良事業	農林整備課	47	-	-
農業生産基盤整備事業				
農業生産基盤整備事業	農林整備課	48	-	-
県営土地改良事業				
県営土地改良事業	農林整備課	49	-	-
市有林造林事業				
市有林造林事業	農林整備課	51	1	-
小規模治山事業				
小規模治山事業	農林整備課	53	-	-
美しい緑の森づくり推進業務				
市行造林事業	農林整備課	54	1	-
林業生産基盤整備事業				
小規模林道事業	農林整備課	56	-	-
普通林道開設事業	農林整備課	56	-	-

事業		担当課	記載 ページ	指 摘	意 見
沿岸漁業対策業務					
	漁業生産基盤整備事業	水産課	58	—	—
	種苗放流事業	水産課	61	—	—
	栽培漁業推進事業	水産課	63	—	—
	地域水産物供給基盤整備事業	水産課	65	—	—
	栽培漁業センター整備事業	水産課	67	—	—
下関漁港振興対策業務					
	下関漁港整備事業(建設)	水産課	69	—	—
漁港管理業務					
	漁港管理業務	水産課	71	—	—
	水産物供給基盤機能保全事業	水産課	75	—	—
海岸保全施設整備事業					
	和久漁港海岸保全施設整備事業	水産課	78	—	—
栽培漁業センター運営業務					
	栽培漁業センター運営事業	水産課	82	—	—
多様な担い手の育成、支援					
農業経営基盤強化促進対策業務					
	担い手育成支援事業	農業振興課	84	—	—
	農地集積支援事業	農業振興課	86	—	—
沿岸漁業対策業務					
	ニューフィッシャー確保育成推進事業	水産課	87	-	2
遠洋漁業対策業務					
	外国人漁業研修生受入事業	水産課	91	—	—
経営基盤の安定化					
農業制度金融対策業務					
	農業制度金融対策業務	農業振興課	93	—	—
遠洋漁業対策業務					
	遠洋漁業対策業務	水産課	95	—	2
水産加工業対策業務					
	水産加工業対策業務	水産課	99	—	1
下関漁港振興対策業務					
	集荷対策事業	水産課	104	—	1
生産振興対策の推進					

事業		担当課	記載 ページ	指 摘	意 見
農業振興一般業務					
	農業振興一般業務	農業振興課	108	—	—
米政策推進事業					
	水稲生産数量調整円滑化推進業務	農業振興課	108	—	—
有害鳥獣捕獲業務					
	有害鳥獣捕獲事業	農林整備課	111	—	1
	ジビエ有効活用推進事業	農林整備課	116	—	—
民有林振興業務					
	民有林振興業務	農林整備課	118	—	—
林業団体育成事業					
	林業団体育成事業	農林整備課	120	—	—
水産業総合振興対策業務					
	水産物ブランド化推進事業	水産課	121	—	—
魅力ある農山漁村づくりの推進					
農山村等振興対策事業					
	中山間地域等直接支払推進事業	農業振興課	123	—	1
農業施設等管理業務					
	菊川農村婦人の家に関する施設管理運営業務	農業振興課	128	—	—
	田耕農林漁家婦人活動促進センター管理運営業務	農業振興課	129	—	—
	角島地域資源活用総合交流促進施設管理運営業務	農業振興課	130	—	—
	豊浦自然活用総合管理センター管理運営業務	農業振興課	132	—	—
	農業公園整備管理業務	農業振興課	133	—	—
	田園空間整備事業及び田園空間博物館管理運営業務	農業振興課	135	—	—
水産業総合振興対策業務					
	くじら文化発信事業	水産課	137	—	—
	魚食普及対策事業	水産課	147	—	—
離島漁業対策業務					
	離島漁業対策業務	水産課	148	—	—

事業		担当課	記載 ページ	指 摘	意 見
安心・安全農林水産物づくりの推進					
循環型農業推進業務					
	環境保全型農業直接支援対策事業	農業振興課	151	—	—
畜産振興一般業務					
	家畜防疫対策業務	農業振興課	152	1	—
商工業の振興					
商店街の活性化					
中小企業近代化高度化促進業務					
	あきんど活性化支援事業	産業振興課	158	—	1
中心市街地活性化促進業務					
	中心市街地歩行者等通行量調査業務	産業振興課	162	—	1
	中心市街地活性化事業	産業振興課	165	—	—
企業経営の安定化、体質強化					
金融対策業務					
	中小企業体質強化特別融資等債務保証料 補給金	産業振興課	166	—	—
	中小企業体質強化特別融資	産業振興課	168	—	1
	中小企業夏場・年末特別融資	産業振興課			
	中小企業事業資金融資	産業振興課			
	小規模企業サポート資金融資	産業振興課			
	中小企業協同組合組織強化資金融資	産業振興課			
	商店街近代化資金融資	産業振興課			
	中心市街地活性化チャレンジ資金融資	産業振興課			
	海外ビジネス支援資金融資	産業振興課			
企業の誘致					
企業誘致業務					
	企業誘致事業	産業立地・就業支援課	172	—	—
	中心市街地空オフィス対策事業	産業立地・就業支援課	174	—	1
工業振興対策業務					
	企業立地促進奨励金	産業立地・就業支援課	176	—	2
産業振興企画調整業務					
	企業誘致アクションプラン策定	産業振興課	182	—	—
新産業、新規創業等の支援					

事業		担当課	記載 ページ	指 摘	意 見
工業振興対策業務					
	下関ブランド発信事業	産業振興課	184	1	—
	地域資源活用促進事業	産業振興課	186	—	—
	モーダルシフト利用促進事業	産業立地・就業支援課	189	—	—
	創業支援施設運営事業	産業立地・就業支援課	192	1	3
産業振興企画調整業務					
	再生可能エネルギー賦存量等調査	産業振興課	195	—	—
民間団体等の育成、支援					
中小企業等振興対策業務					
	下関市商工会補助金	産業振興課	198	—	—
商工振興センター管理運営業務					
	商工振興センター管理運営業務	産業振興課	201	—	—
地産地消、地元発注、地元調達の推進					
小売商業消費拡大支援事業					
	小売商業消費拡大支援事業費補助金	産業振興課	202	—	1
	下関港新港地区国際物流ターミナル	港湾局	204	—	2
就業支援策の強化					
就業の場の創出					
就業促進・雇用対策事業					
	キャリア教育推進事業	産業立地・就業支援課	208	—	2
	就業支援コーディネート事業	産業立地・就業支援課	211	—	—
雇用の促進					
高年齢者就業機会確保業務					
	高年齢者就業機会確保業務	産業立地・就業支援課	213	—	—
緊急雇用創出事業					
	起業支援型雇用創造事業	産業立地・就業支援課	215	—	—
	地域人づくり事業	産業立地・就業支援課	215	—	—
勤労者福祉の向上					
勤労者金融対策					
	中小企業勤労者小口資金融資	産業立地・就業支援課	217	—	—
	離職者緊急対策資金融資	産業立地・就業支援課	219	—	—
労働団体育成業務					
	労働団体育成業務	産業立地・就業支援課	221	—	3

事業		担当課	記載 ページ	指 摘	意 見
労働福祉施設					
	下関市勤労青少年ホーム管理	産業立地・就業支援課	224	—	—
	下関市豊浦勤労青少年ホーム管理	産業立地・就業支援課	226	—	1
	下関市勤労婦人センター管理	産業立地・就業支援課	228	—	1
	下関市勤労福祉会館管理	産業立地・就業支援課	233	—	—
	下関市勤労者総合福祉センター管理	産業立地・就業支援課	236	—	—
	下関市豊田農村勤労福祉センター管理	産業立地・就業支援課	238	—	—
合計				8	30

2 監査の結果(意見)

(1) 指標の設定について

平成 26 年度行政評価及び平成 26 年度の決算を対象とした平成 27 年度事務事業評価のうち、産業振興に関するものは以下のとおりである。

図表 4-2-1 行政評価における成果指標及び目標指標(活動指標)

平成 26 年度施策評価	平成 26 年度事務事業評価(平成 25 年度実施事業対象)		平成 27 年度事務事業評価(平成 26 年度実施事業対象)	
成果指標	事業名	目標指標(活動指標)	事業名	目標指標(活動指標)
第1節 農林水産業の振興				
【施策の目的と描く将来像】				
農・林業においては、農業の持続的発展に向けた人材育成及びニーズに対応した高付加価値品の生産、地産地消推進、生産流通基盤整備に取り組むとともに関連施設の整備を進め、管理コスト低減、効率向上に努める。また、組織営農による事業者の体質強化によって経営規模の拡大を図り、土地改良事業における受益者負担の軽減を図る。水産業においては、各施策により、将来に希望をもって意欲的に働ける環境を整備する。				
下関市の振興作物の作付面積	中山間地域等直接支払推進事業	中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落協定の農用地面積	中山間地域等直接支払推進事業	中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落協定の農用地面積
担い手経営体数(認定農業者等)	有害鳥獣捕獲業務	市内でのイノシシ・シカによる農林作物被害額	有害鳥獣捕獲業務	市内でのイノシシ・シカによる農林作物被害額
【市民実感調査】 農山漁村との交流活動により農山漁村地域に行く機会が増えたと思う市民の割合	くじら文化発信事業	下関市内の鯨肉流通量(推定)	くじら文化発信事業	下関市内の鯨肉流通量(推定)
【市民実感調査】 安心・安全で消費者のニーズに沿った地元の農林水産物を購入している市民の割合	園芸産地育成事業	事業規模	農地集積支援事業	担い手経営体の農地集積面積
【市民実感調査】 生産基盤の整備が進み、地域農林業の持続的な展開が期待できると思う市民の割合	農業者振興団体育成事業(6次産業化推進事業)	本事業に取り組んだ農業者団体の数	多面的機能支援事業	多面的機能支援事業に取り組んでいる活動組織の交付対象面積
漁業経営体の水揚げ所得	団体営ため池等整備工事	目標指標の設定は行われていない。	下関漁港整備事業	下関漁港における水揚量
—	ジビエ有効活用推進業務	ジビエセンターに搬入される捕獲個体数	漁業生産基盤整備事業	目標指標は設定されていない。
	栽培漁業センター整備事業	目標指標は設定されていない。	—	—

平成 26 年度施策評価	平成 26 年度事務事業評価		平成 27 年度事務事業評価	
成果指標	事業名	目標指標(活動指標)	事業名	目標指標(活動指標)
第2節 商工業の振興				
【施策の目的と描く将来像】 商工業の各種振興施策を実施することにより、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的としている。将来的には、市民が回遊する活気のあるまち、及び、将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまちを目指す。				
(企業の誘致)企業立地促進奨励金の交付件数	中心市街地空き店舗舗対策業務	指定空き店舗舗入居件数	企業誘致アクションプラン策定業務	下関市企業誘致アクションプランの策定
(新産業、新規創業等の支援)インキュベーター施設の入居者数	—	—	再生可能エネルギー賦存量等調査業務	再生可能エネルギー賦存量調査の実施
地域産品の個数	—	—	地域資源活用促進事業	地域資源活用促進事業による新商品開発件数
(企業経営の安定化、体質強化)市内企業倒産件数	—	—	商店街等競争力強化事業	初期運営経費対象事業件数
(民間団体等の育成、支援)商工会議所及び商工会の会員数	—	—	小売商業消費拡大支援事業	経済波及効果(元気アップ事業の応募枚数からの推測値)
(商店街の活性化)市内主要商店街の歩行者通行量	—	—	—	—
第3節 就業支援策の強化				
【施策の目的と描く将来像】 少子高齢化への対応及び若者の定住や女性の社会参画を図るため、地元への就業支援として、求人・求職情報の提供、学卒者、若年層、高齢者、障害者等の就労機会の確保、女性の雇用機会の確保に努める。				
有効求人倍率	雇用のミスマッチ対策業務	未来を生きる力を育むセミナー実施回数	キャリア教育推進事業	未来を生きる力を育むセミナー実施回数
—	就業促進・職場環境改善支援事業	就業支援アドバイザーによる企業、学校訪問回数	緊急雇用創出事業(地域人づくり事業)	新規に雇用する失業者の人数

(出所:「平成 26 年度 施策評価、平成 25 年度決算 主要な施策の成果について」、「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成)

市の指標は上記のとおりであるが以下の見直しを行うことでより活用度が高まると考えられる。

① 施策評価における成果指標に関して

市においては、施策評価は成果指標による成果の確認と市民実感調査による市民ニーズの把握をもって総合計画の施策体系に基づく施策の進捗管理と今後の方向性の検討を行うツールとして利用されているが、本来、施策評価は事業を行った複合的な目標であるべきであり、事務事業評価とは異なるものであるべきと考える。そのため、商工業の振興において、新産業、新規創業等の支援に対して「インキュベーター施設入居者数」を成果指標としているが、当該指標は事務事業評価において設定されるべき目標指標とするのが妥当で、施策評価の成果指標としては異なる指標を設定することが望ましいと考える。

また、就業支援策の強化においては「有効求人倍率」のみが成果指標として掲げられているが、後述の図表 5-3-1 に示されているとおり、有効求人倍率の推移は日本全体の景気変動に大きく影響を受けるため、市の推移も全国平均、山口県平均と概ね連動関係にある。このような指標は市の取り組みによって直接的にコントロールすることは難しいため、就業支援策の強化としては施策効果が測定可能な指標を設定すべきであると考えられる。

さらに、平成 26 年度の施策評価において、農林水産業の振興に関しては市民実感調査の結果が成果指標に含まれているが、商工業の振興と就業支援策の強化に関しては成果指標に含まれていない。一方で、市民実感調査結果からは、商工業の振興と就業支援策の強化は市民生活の実感に基づく重要度と達成度のギャップが大きく、市民生活の実感に基づく重要度と達成度の乖離率が 41 の施策で 1 位と 2 位となっており、成果指標に市民実感調査結果を含めることで、市民ニーズに即した施策を行うことが可能になると考える。

② 事務事業評価における目標指標(活動指標)に関して

前述のように、事務事業評価については、平成 26 年度から下関市議会基本条例第 10 条に基づく「主要な施策の成果を説明する書類」と統一化が図られており、決算を議会の認定に付するに当たって、その活用度を高める取り組みが行われている。しかし、事務事業評価の対象となる事業が政策予算説明資料に記載されている事業のみに限定されている。政策説明資料は、議会基本条例第 10 条に基づき、予算時においても作成することとされているため、もともと総合計画において設定した各施策の具体的な推進状況を図る観点からも、予算時、さらには実施計画策定に係る事業選定時から指標の考え方や経過が分かるように工夫し、シームレスな関係に基づいて設定した目標指標が達成できたのかどうかを報告すべきと考える。また、指標の設定に当たっては、容易に達成できるようなものではなく、当該施策の推進、事業の活動に寄与すべきものであるか仕組みを検証することが必要と考えられる。さらには、市のホームページでは財政課において決算資料として公表されているものの、市の行政改革・行政評価のページでは閲覧できず、検索しなければ閲覧できない状態である

ため、市民への情報公開、説明責任、透明性を高める観点からホームページへの掲載に当たっては工夫されたい。

その結果、事務事業評価の指標が毎年のように変更されると、事業の評価を継続的に判断することが難しくなる。したがって、少なくとも前年度に事務事業評価を行った事業に関しては、設定した目標指標が達成できたのかどうか報告の対象とすべきと考える。

また、商工業の振興においては目標指標として下関市企業誘致アクションプランの策定や再生可能エネルギー賦存量調査の実施といった指標が掲げられているが、これらの指標は市として業務を行うことで容易に達成できるものであるため、目標指標には適さないと考えられる。指標として設定するからには、業務を行った結果の目標となり得る姿を反映する指標にすべきと考える。

③ 指標の決定と施策評価方法に関して

現在の成果指標、目標指標は市全体で設定しているものであるが、上記に述べたように指標として再検討を要するものも含まれている。施策効果を測定可能な指標設定とするために、市役所内で十分に検討することはもちろん、外部有識者の意見等を参考にすることも有用と考える。さらに、事後に施策評価を実施する際にも、市役所内だけで評価を完結するのではなく、外部有識者の意見も参考にすることが望まれる。

V 各論

1 農林水産業の振興

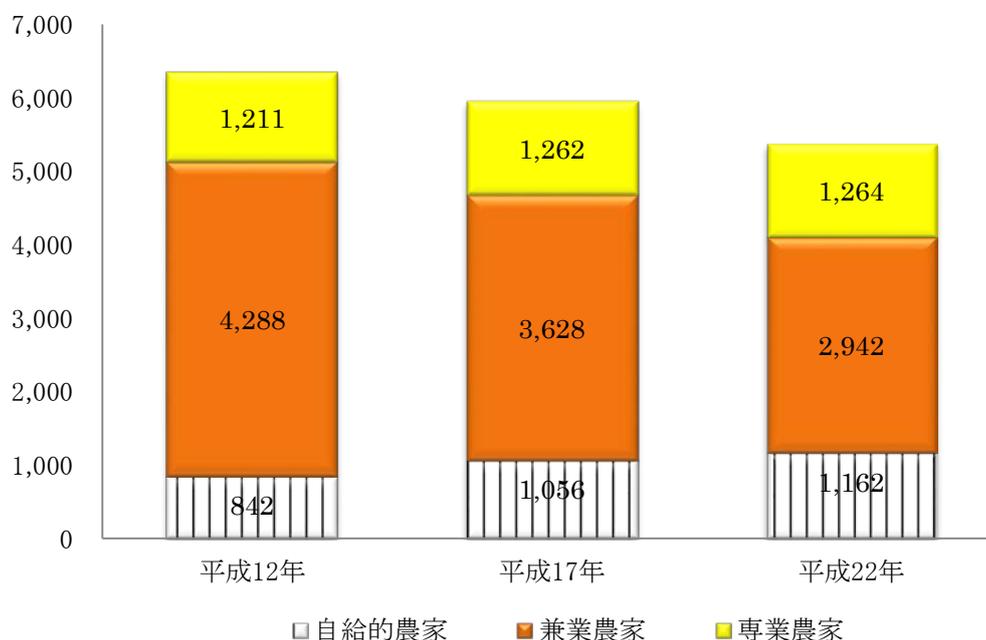
(1) 農林水産業の振興に関するビジョン

① 農林水産業の振興に関する現状と課題

下関市の平成 24 年度における産業生産額は 900,378 百万円であり、そのうち第一次産業の生産額は 9,943 百万円(構成比 1.1%)となっている。また、市の平成 22 年の就業者数は 128,223 人で、そのうち第一次産業の構成比は 5.0%となっており、その比率は平成 12 年に比較し、1.3 ポイントの減少となっている。

農業においては、総農家数が減少傾向にあり、平成 22 年現在で 5,368 戸となっている。平成 22 年の内訳は販売農家(経営耕地面積が 30a 以上又は1年間の農生産物販売金額が 50 万円以上の農家)が 4,206 戸、自給的農家(経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、1年間の農生産物販売金額が 50 万円未満の農家)が 1,162 戸となっている。販売農家は専業農家が 1,264 戸、兼業農家が 2,942 戸で、全体の約 70%を兼業農家が占めている。

図表 5-1-1 総農家数の推移

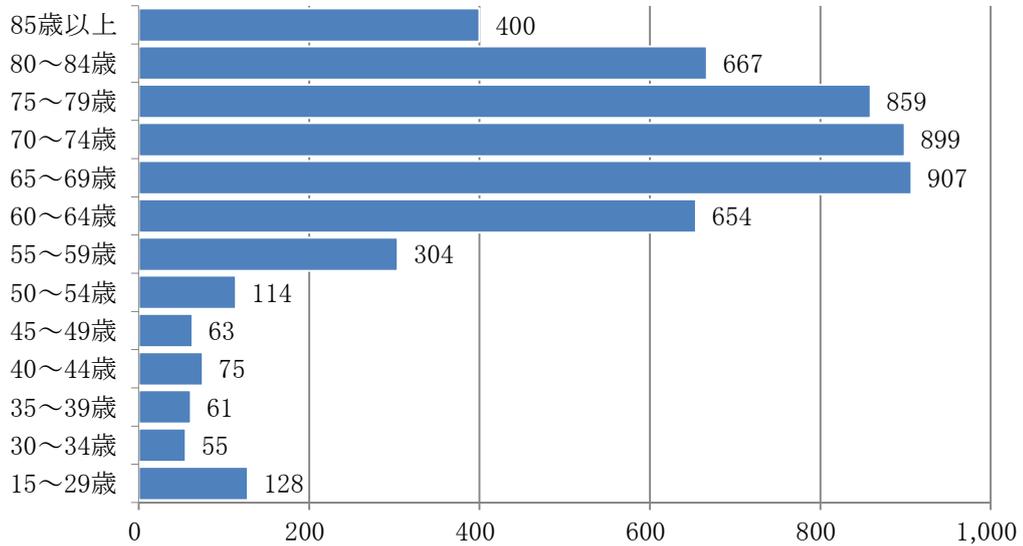


(出所:農林水産省/農林業センサス)

(単位:戸)

また、農家では高齢化も進んでおり、平成 27 年の農林業センサスによれば、基幹的農業従事者(農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に農家に従事している者)の平均年齢は 69.1 歳であり、60 歳以上の割合が高くなってきている。

図表 5-1-2 市における基幹的農業従事者の年齢別構成比



(出所:農林水産省/農林業センサス)

(単位:人)

このような農家を取り巻く環境の下、また、生産物の価格も低迷している中で、農業従事者は多様化する消費者や市場のニーズに対応し、下関市の特性と新しい時代に即した強い体質の農業生産体制を確立することが課題となっている。

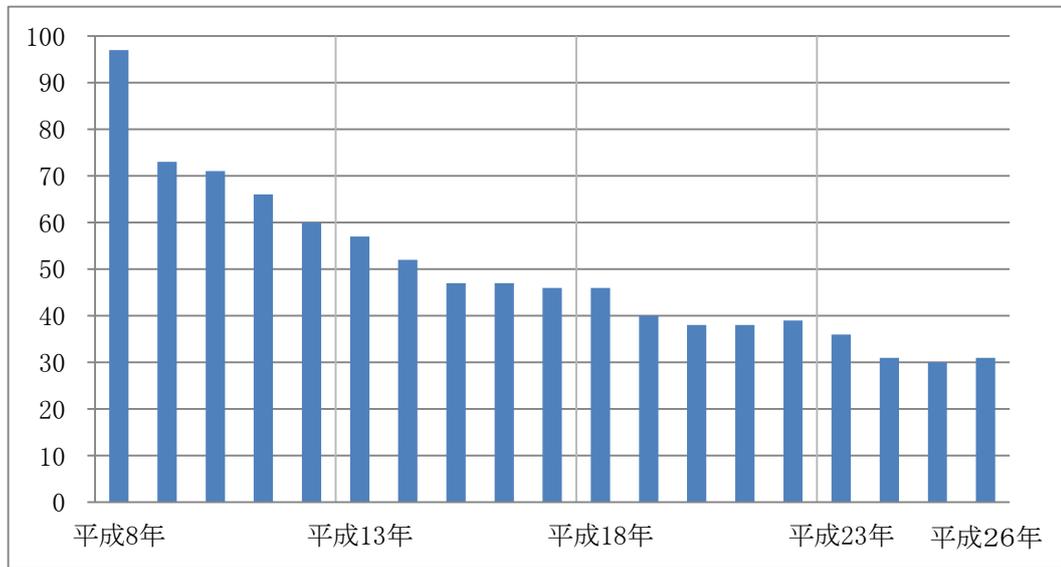
さらに、下関市は中山間地域が多いことから、野生鳥獣による農林業被害も深刻化しており、有害鳥獣の被害防止対策の徹底を図ることも重要な課題となっている。

林業は、木材等の生産活動を通じて森林の有する多面的機能の発揮に寄与する一方、算出額は昭和 55 年をピークに減少傾向であり、木材需要の低迷等による木材価格の下落、人件費等の高騰により、林業生産活動が停滞している。また、農業と同様に林業労働力の減少・高齢化が進んでいることから、担い手の育成や林内道路網の整備を行い生産性の向上を図るとともに、林業生産活動を活発にしていくことが重要になっている。

下関漁港は、全国に 13 港ある特定第三種漁港(その利用範囲が全国的なもの)の1つであり、本港及び分港(南風泊)からなっている。本港は、古くから遠洋・沖合漁業の基地として利用され、分港は主に「ふく」の水揚げ港として利用されてきている。

下関漁港は、昭和 41 年に年間水揚量約 285 千トンを記録し、年間水揚量全国一を誇っていた。しかし、資源枯渇、漁獲制限、需要減退といった漁業全体を取り巻く情勢の悪化及び陸上交通網の発達に伴い、当漁港の水揚げ港としての優位性が相対的に低下したことなどから、水揚げ量が暫減している。一方、ブランド化等の取り組みにより一部の魚価の向上が見られる。

図表 5-1-3 下関漁港水揚量の推移

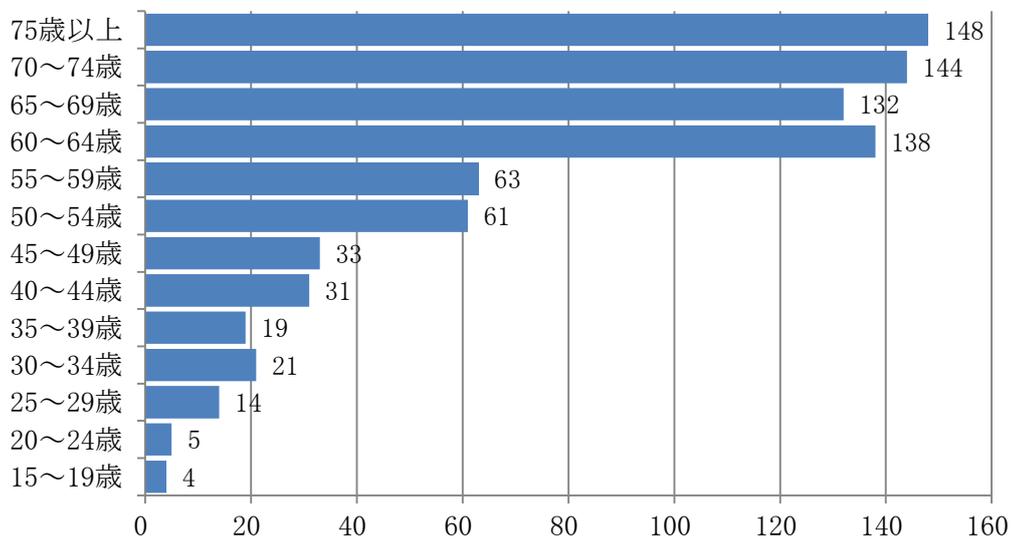


(出所: 下関漁港統計年報)

(単位: 千トン)

また、水産業においても農林業と同様に就業者の減少や高齢化が急速に進んでおり、平成25年の漁業センサスによれば、各年齢層の漁業就業者数は以下のとおりであり、60歳以上の割合が非常に高くなっている。

図表 5-1-4 市における漁業就業者数の年齢別構成比



(出所: 農林水産省/漁業センサス)

(単位: 人)

下関市では、全国有数の知名度を誇る「ふく」をはじめ、下関市の特産海産物である「うに」、「くじら」、「あんこう」、「いか」等の販売促進を図り、新しいブランド価値を再構築することによって、地域経済全体に波及効果をもたらし、新たな担い手を生み出す取り組みが求められている。

② 農林水産業の振興に関する基本方向

下関市総合計画後期基本計画に記載されている農林水産業の振興に関する基本方向は以下のとおりである。

- 農林業については、農用地の整備や森林の適切な管理等を通じた生産基盤の充実に努め、農用地の有効利用や農林業の持続的発展に向けた多様な担い手を育成するとともに、消費者ニーズに対応した付加価値型の高い農林産物の生産、地産地消の推進、生産流通基盤の整備に取り組む。また、有害鳥獣捕獲に対する意欲の向上、被害の減少を図るため、捕獲した有害獣肉を有効活用する体制を整備する。
- 社会における食に対する安全性への希求の高まりやグリーンツーリズムの普及等に応じて、農山村地域の持つ公益的機能を維持し、快適な農山林環境の保全と活性化を図る。
- 水産業については、生産基盤の整備を行うとともに、国際漁場対策を推進し、海域の特性に応じた沿岸漁場の開発、漁港の機能強化を推進する。
- 栽培漁業の拡充をはじめ、漁業就労環境の改善、水産物のブランド化の推進、特に下関「ふく」ブランドの強化、ブルーツーリズムの普及及び流通基盤の整備等に努める。

(2) 農林水産業の振興に関する具体的施策

市は、下関市総合計画において、農林水産業の振興のための施策として、「生産流通基盤の整備」、「多様な担い手の育成、支援」、「経営基盤の安定化」、「生産振興対策の推進」、「魅力ある農山漁村づくりの推進」、「安心・安全農林水産物づくりの推進」、「民間団体等の育成、支援」の7つを掲げている。その中でも、「生産流通基盤の整備」と「生産振興対策の推進」については、重点プロジェクト「循環型経済推進プロジェクト」として優先的、重点的な取り組みとしている。

① 生産流通基盤の整備

①-A 農業生産流通基盤の整備

市は、農業の生産流通基盤の整備に向けて、ほ場、かんがい排水施設、広域農道、ため池の整備等、農地及び農業用施設の整備を図り、維持管理コストの低減、生産効率の向上に努めている。

また、経営規模の拡大と組織営農による体質強化を図るとともに、土地改良事業に当たっては、受益者負担の軽減を図ることとしている。

稲作等土地利用型農業については、集落営農組織等の担い手を中心に共同利用機械・施設を整備し、農用地の有効利用と効率的かつ持続的な農業の展開を図っている。

園芸については、安全で安心な農作物を安定供給するため、新しい技術の導入や施設

化等を推進し、競争力の高い園芸産地の育成を推進している。

市が、農業生産流通基盤の整備のために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-5 農業生産流通基盤整備関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.生産・流通基盤整備事業				
(ア)園芸産地育成事業	2,866	9,728	42,101	16,307
(イ)水田農業生産条件整備支援事業	12,822	4,858	28,961	23,485
(ウ)産地振興作物生産拡大事業	8,500	1,443	10,000	2,196
b.畜産振興一般業務				
(ア)畜産振興一般業務	5,610	3,542	4,515	3,664
(イ)共進会開催業務	1,350	1,181	1,350	1,056
(ウ)資源循環型肉用牛経営育成事業	1,298	814	814	1,627
c.多面的機能支援事業				
(ア)多面的支援事業	88,059	87,078	—	—
d.市営土地改良事業				
(ア)市営土地改良事業	6,466	4,454	3,330	2,974
e.農業生産基盤整備事業				
(ア)農業生産基盤整備事業	55,365	22,420	69,293	34,608
f.県営土地改良事業				
(ア)県営土地改良事業	186,332	109,898	182,175	170,684

(出所:農林水産振興部農業振興課、農林整備課提示資料)

a. 生産・流通基盤整備事業(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 園芸産地育成事業

当該事業は、野菜等の産地化を一層加速させるため、産地育成や生産拡大に必要な機械・施設等の整備に要する経費の一部を助成する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-6 園芸産地育成事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	2,866	9,728
園芸産地育成事業費補助金	(2,866)	(9,728)
合計	2,866	9,728
収入	予算	実績
県支出金	1,433	4,863
繰入金	1,000	—
一般財源	433	4,865
合計	2,866	9,728

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

園芸産地育成事業費補助金は、確実な需要が見込まれる戦略作物の生産拡大、業務用需要などに対応した流通加工業者等との結びつき強化、やまぐちブランドの産地育成に必要な機械・施設等の整備に係る経費の一部を補助することにより、園芸作物等の生産振興及び担い手組織等の育成を目的とした補助金である。なお、戦略作物とは、山口県需要対応型産地育成事業に定めるたまねぎ、キャベツ、じゃがいも、にんじん、かぼちゃ、はなっこりー、いちご、トマト、ほうれんそう、アスパラガス、ゆめほっぺ、ゆり、その他山口県知事が認める品目である。

園芸産地育成事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-7 園芸産地育成事業費補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 17 年度
実施目的	園芸作物等の生産振興及び担い手組織等の育成を図ることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	下記対象事業を実施する農業協同組合、農業生産法人、その他市長が認める団体		
対象事業	確実な需要が見込まれる戦略作物の生産拡大、業務用需要などに対応した流通加工業者等との結びつき強化、やまぐちブランドの産地育成に必要な機械・施設等の整備		
関連法規	下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱		
対象要件	下記事業に係る経費 ①戦略作物産地育成事業 ②やまぐちブランド産地育成事業		

③農地高度利用産地育成支援事業			
補助金額	対象事業及び経費		補助率
		①戦略作物産地育成事業 ・園芸用機械・施設 ・排水対策等ほ場条件整備 ②やまぐちブランド産地育成事業 ・園芸用機械・施設 ③農地高度利用産地育成支援事業 ・園芸用機械・施設	
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	17,552	16,307	9,728
公益性分類	30 / 50	適格性分類	50 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘

農産園芸関係振興対策事業補助金遂行状況報告書の提出について

事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、農産園芸関係振興対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱第10条)。

しかし、実際には、現場での立会などによって適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。

現場での立会などにより、実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。

(イ) 水田農業生産条件整備支援事業

当該事業は、水田における米の需要に応じた計画的生産と麦・大豆を中心とした推進作物の作付拡大等、自給率向上に必要な生産体制の整備と集落営農法人の設立促進及び育成を目的に共同利用機械の導入を支援する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-8 水田農業生産条件整備支援事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	12,822	4,858
麦・大豆等生産拡大事業費補助金	(12,822)	(4,858)
合計	12,822	4,858
収入	予算	実績
県支出金	12,822	4,858
合計	12,822	4,858

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

麦・大豆等生産拡大事業費補助金は、県支出金を財源とする事業であるため、補助金の概要の記載は省略する。

(ウ) 産地振興作物生産拡大事業

当該事業は、産地振興作物の栽培に必要な施設・機械等の整備費の一部を助成し、生産の早期拡大を図る事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-9 産地振興作物生産拡大事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	8,500	1,443
産地振興作物生産拡大事業費補助金	(8,500)	(1,443)
合計	8,500	1,443
収入	予算	実績
繰入金	7,500	—
一般財源	1,000	1,443
合計	8,500	1,443

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

産地振興作物生産拡大事業費補助金は、下関農業協同組合が策定した平成 22 年度から平成 26 年度までの中期5ヶ年計画の中で産地振興作物として位置付けられたイチゴ、アスパラガス、キャベツ、はなっこりー、タマネギ、ナス、トマト、ネギ及びブロッコリー(以下「産地振興作物」という。)の生産拡大を図るため、共同利用機械、共同利用施

設、ハウスの被覆等の導入、整備に必要な経費を補助するものである。

産地振興作物生産拡大事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-10 産地振興作物生産拡大事業費補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 24 年度
実施目的	産地振興作物の生産拡大を図ることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	下記対象事業を実施する下関農業協同組合又は3戸以上の農業者で構成される農業団体		
対象事業	①共同利用機械整備事業 ②共同利用施設整備事業 ③ハウスの被覆等整備事業		
関連法規	産地振興作物生産拡大事業費補助金交付要綱		
対象要件	<p>次の条件をすべて満たすこと</p> <p>①事業実施計画における産地振興作物の品目、1品目につき栽培面積が3a以上(品目がキャベツ、タマネギ又はブロッコリーの場合は、1品目につき10a以上)増加すること。ただし、事業主体による下関農業協同組合への共同出荷に係る出荷量又は販売額のいずれかが5年以内に3割以上の増加となる計画の場合は栽培面積の増加を要件としない。</p> <p>②補助事業の対象となる次の栽培面積の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用機械整備事業については、補助事業により導入する機械器具等の使用の対象となる補助対象品目の栽培面積が 10a以上であること ・共同利用施設整備事業については、整備した施設等の対象となる補助対象品目の栽培面積が3a以上であること <p>③補助対象品目にイチゴ又はトマトが含まれている場合は、事業実施計画においてイチゴ又はトマト以外の産地振興作物が含まれていないこと</p>		
補助金額	<p>①共同利用機械整備事業 産地振興作物の生産に必要な機械器具等の導入のために必要な経費</p> <p>②共同利用施設整備事業 産地振興作物の生産に必要な施設等の整備のために、パイプハウス等設置面積1㎡当たり 5,000 円を上限として算出した額(イチゴ又はトマトの生産に必要な施設等の整備については、施設等の整備</p>		

	に必要な額) ③ハウスの被覆等整備事業 産地振興作物の生産に必要な既存の又は遊休の農業用ハウスの被覆等の改修又は整備に係る費用。ただし、事業実施後5年以上使用可能なハウスに限る。		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	1,579	2,196	1,443
公益性分類	26 / 50	適格性分類	48 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 畜産振興一般業務(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 畜産振興一般業務

当該事業は、地域の畜産振興を図るため、県、農業者団体、各種協議会等と連携をとりながら、現地指導や下関産牛のブランド化推進、酪農経営の安定化のため、各種支援を行う事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。。

図表 5-1-11 畜産振興一般業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報償費	324	310
旅費	266	94
需用費	265	100
役務費	107	68
使用賃借料	53	25
負担金補助金	4,595	2,942
下関ブランド牛定着化推進事業費補助金	(1,500)	(1,440)
その他	(3,095)	(1,502)
合計	5,610	3,542
収入	予算	実績
使用料	15	15
手数料	0	0

県支出金	11	10
諸収入	2,400	2,573
一般財源	3,184	942
合計	5,610	3,542

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

下関ブランド牛定着化推進事業費補助金は、下関市の牛のブランド化を推進するため、優秀な牛の導入及び保留に必要な経費の一部を補助することで、市、農業協同組合、畜産団体等地域の関係機関が一体となった下関牛ブランド確立のための推進体制を支援するための補助金である。

下関ブランド牛定着化推進事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-12 下関ブランド牛定着化推進事業費補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 17 年度
実施目的	優秀な繁殖用雌牛を市内で保留することにより、地域のレベルアップを図ることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	対象事業を行う農業協同組合		
対象事業	①市有牛産子導入事業 ②市有牛産子保留事業 ③指定優良牛産子導入事業 ④指定優良牛産子保留事業		
関連法規	下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱		
対象要件	対象事業記載の各区分に係る下関市の牛のブランド化を推進するため、優秀な牛の導入及び保留に必要な経費		
補助金額	対象事業及び経費	補助率	
	①市有牛産子導入 ③指定優良牛産子導入	補助対象事業に要する経費の1/2以内(ただし、1頭当たり 40,000 円が上限)	
	②市有牛産子保留 ④指定優良牛産子保留	自家保留に対し、補助対象事業に要する経費の1/2以内 (ただし、1頭当たり 40,000 円が上限)	
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	1,440	1,500	1,440
公益性分類	30 / 50	適格性分類	50 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘一

下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書の提出について

事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱第10条)。

しかし、実際には、口頭による確認などによって適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。

口頭による確認などにより、実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。

(イ) 共進会開催業務

当該業務は、畜産の生産技術に向けた意識の向上等を図る目的で共進会の開催を支援する業務である。共進会とは、市内各地域から選抜された黒毛和牛やホルスタイン種乳用牛の若雌牛が一堂に会して、体型や品位等の優劣を競い、常日頃の肉用繁殖農家や酪農家による牛の改良効果や飼養管理技術を確認し、その成果を評価、優良な雌牛の生産を推進するものである。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-13 共進会開催業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	1,350	1,181
共進会開催事業費補助金	(1,350)	(1,181)
合計	1,350	1,181
収入	予算	実績
一般財源	1,350	1,181
合計	1,350	1,181

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

共進会開催事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-14 共進会開催事業費補助金概要

所管課	農業振興課		始期	平成 17 年度	
実施目的	共進会の開催を支援し、下関市内の畜産の振興を図ることを目的とし、その開催及び出品に必要な経費の一部を助成する。				
対象者	下関農業協同組合畜産連絡協議会等				
対象事業	共進会開催事業				
関連法規	下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱				
対象要件	各種共進会に乳用牛及び肉用牛を出品するに当たり、組織的に調整等に取り組めること				
補助金額	畜産振興を図るために開催される各種共進会の開催及び出品に必要な経費				
	対象共進会		補助金額		
	中国地区 B&W ショウ		10,000 円/頭		
	山口県畜産共進会		700,000 円以内		
	下関市畜産共進会		670,000 円以内		
	地区畜産共進会		360,000 円以内		
	全国ホルスタイン共進会 全国和牛能力共進会		その都度、別に市長が定める		
実績推移	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度
補助金(千円)	1,520		1,056		1,181
公益性分類	26 / 50		適格性分類		50 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無		指摘事項		有 / <input type="checkbox"/> 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘

下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書の提出について

事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱第10条)。

しかし、実際には、口頭による確認などによって適宜遂行状況を把握しているとの理

由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。

口頭による確認などにより実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。

c. 多面的機能支援事業(農業水産振興部農林整備課)

(ア) 多面的機能支援事業

当該事業は、農業の多面的機能の維持・発揮のために、地域の各活動組織が取り組む「農地維持活動」及び「資源向上活動」に対して、事業費を支援する事業である。「農地維持活動」は多面的機能を発揮させる地域資源を維持・保全する共同活動を、「資源向上活動」は多面的機能を増進させるため地域資源の質的向上を図る共同活動を支援するものである。当該事業を行うことで、地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担軽減や、水路・農道等の農業用施設の将来にわたる機能維持、耕作放棄地の解消を図っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-15 多面的機能支援事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
共済費	3	3
賃金	307	307
旅費	5	5
需用費	441	441
役務費	15	15
使用賃借料	452	452
負担補助金	86,834	85,853
多面的機能支援交付金事業費補助金	(86,834)	(85,853)
合計	88,059	87,078
収入	予算	実績
県支出金	1,225	1,225
諸収入	—	4
一般財源	86,834	85,849
合計	88,059	87,078

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

当該事業の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-1-16 多面的機能支援事業の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	拡充	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
多面的機能支援事業に取り組んでいる活動組織の交付対象面積	ha	—	4,282	4,335	
		—	4,281		
		—%	99.9%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

多面的機能支援交付金事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-17 多面的機能支援交付金事業費補助金概要

所管課	農林整備課	始期	平成 26 年度
実施目的	農業・農村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	国が定めた多面的機能支払交付金実施要綱に示す事業を実施する組織		
対象事業	①農地維持活動 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ②資源向上活動 地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修		
関連法規	土地改良法 多面的機能支払交付金実施要綱		
対象要件	国が定めた多面的機能支払交付金実施要綱に示す事業を実施すること		
補助金額	事業費の 25%以内		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	—	—	85,853

公益性分類	50 / 50	適格性分類	40 / 50
平成24年度監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

d. 市営土地改良事業(農業水産振興部農林整備課)

(ア) 市営土地改良事業

当該事業は、国、県補助事業採択基準のいずれにも満たない土地改良事業を事業効果及び緊急度の高いものから実施する事業である。特に干ばつ対策として、用水確保を目的とした施設の設置、改修等を行う事業団体へ補助金を交付し、受益農家の負担軽減と農業経営の安定化を図る事業も実施している。なお、県の土地改良事業については、「e. 農業生産基盤整備事業」と「f. 県営土地改良事業」がある。また、国の土地改良事業については、市を経由せず直接事業者に交付されている。

当該事業の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-18 市営土地改良事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
工事請負費	3,466	1,495
負担金補助金	3,000	2,959
干ばつ恒久対策事業補助金	(3,000)	(2,959)
合計	6,466	4,454
収入	予算	実績
分担金・負担金	1,960	588
一般財源	4,506	3,866
合計	6,466	4,454

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

干ばつ恒久対策事業補助金は干ばつ恒久対策のための施設の新設、改修に要する経費の一部を補助することにより、農業経営の合理化と農業生産力の向上を図ることを目的としている。

干ばつ恒久対策事業補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-19 干ばつ恒久対策事業補助金概要

所管課	農林整備課		始期	平成 19 年度
実施目的	農業経営の合理化と農業生産力を発展させることを目的とし、その事業費の一部を助成する。			
対象者	土地改良区その他市長が適当と認める団体等			
対象事業	干ばつ恒久対策事業			
関連法規	下関市土地改良事業補助金交付要綱			
対象要件	干ばつ恒久対策のための施設の新設、改修に要する経費が 150 千円以上の事業を実施すること			
補助金額	事業費の 50%以内			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
補助金(千円)	3,584	2,974	2,959	
公益性分類	50 / 50	適格性分類	50 / 50	
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無	

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

e. 農業生産基盤整備事業(農林水産振興部農林整備課)

(ア) 農業生産基盤整備事業

当該事業は、国庫補助事業採択基準に満たない土地改良事業のうち、地元要望の中で事業効果及び緊急度の高いものから単県農山村整備事業にて実施し、受益農家の負担軽減と農業経営の安定を図るため、県の補助事業採択基準に基づいて実施する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-20 農業生産基盤整備事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
職員手当等	251	217
共済費	3	1
賃金	200	180
需用費	1,218	629
役務費	58	47

委託料	2,083	—
使用賃借料	550	471
工事請負費	50,788	20,704
備品購入費	206	161
公課費	7	6
合計	55,365	22,420
収入	予算	実績
分担金・負担金	1,107	449
県支出金	29,053	12,844
市債	25,100	9,100
一般財源	105	27
合計	55,365	22,420

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

f. 県営土地改良事業(農林水産振興部農林整備課)

(ア) 県営土地改良事業

市では、山口県が行う土地改良事業について、土地改良法第 91 条第2項の規定による分担金を負担している。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-21 県営土地改良事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	7,244	7,244
負担金補助金	179,088	102,654
県営土地改良事業市負担金	(179,078)	(102,644)
その他	(10)	(10)
合計	186,332	109,898
収入	予算	実績
分担金・負担金	—	800
国庫支出金	7,428	—
県支出金	5,800	13,261
市債	145,900	62,300
一般財源	27,204	33,537
合計	186,332	109,898

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

なお、県営土地改良事業のうち、委託料は県支出金を財源とする事業であるため、委託の概要の記載は省略する。

また、市が一般財源で交付している負担金のうち、県営土地改良事業市負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-22 県営土地改良事業市負担金概要

所管課	農林整備課	始期	平成 17 年度
実施目的	山口県が下関市内で実施する土地改良事業に係る経費の一部を負担し、各種インフラの設置・整備に寄与することを目的とする。		
対象者	山口県		
対象事業	県営土地改良事業		
関連法規	土地改良法 地方財政法		
負担金額	県議会の決議を経て決定された額		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担金 (千円)	144,012	170,683	102,644

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施

した結果、検出事項はなかった。

①-B 林業生産流通基盤の整備

市は、適正な森林整備の推進や林業生産の効率化、並びに森林資源の維持管理に係る負担軽減を図るため、林道・作業道の整備を推進するとともに、自然災害の予防及び森林の持つ公益的機能を発揮させるため、治山事業を推進している。

市が、林業に係る生産流通基盤の整備を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-23 林業生産基盤整備関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 市有林造林事業				
(ア)市有林造林事業	103,590	101,539	95,924	93,517
b.小規模治山事業				
(ア)小規模治山事業	22,752	10,915	18,427	13,893
c.美しい緑の森づくり推進業務				
(ア)市行造林事業	12,179	11,782	21,967	21,526
d.林業生産基盤整備事業				
(ア)小規模林道事業	12,000	11,999	12,000	11,998
(イ)普通林道開設事業	40,610	25,773	17,610	16,230

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

a. 市有林造林事業(農林水産振興部農林整備課)

(ア) 市有林造林事業

市は、市有財産である市有林の計画的な造林を行い、適正な維持保全、木材供給の安定化や地球温暖化防止を図っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-24 市有林造林事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	119	—
給料	1,396	1,396
職員手当等	930	576
共済費	15	6

賃金	764	642
旅費	13	5
需用費	1,176	879
役務費	96	43
委託料	97,695	96,768
市有林造林事業(補助)本庁	(24,039)	(24,038)
市有林造林事業(補助)菊川	(6,634)	(6,316)
市有林造林事業(補助)豊田	(26,574)	(26,574)
市有林造林事業(補助)豊浦	(9,090)	(8,480)
市有林造林事業(補助)豊北	(8,629)	(8,629)
市有林造林事業(単独)本庁	(13,819)	(13,818)
市有林造林事業(単独)菊川	(1,659)	(1,658)
市有林造林事業(単独)豊田	(4,667)	(4,666)
市有林造林事業(単独)豊浦	(264)	(264)
市有林造林事業(単独)豊北	(2,320)	(2,319)
使用賃借料	1,382	1,219
備品購入費	4	4
合計	103,590	101,539
収入	予算	実績
県支出金	52,521	49,875
財産収入	11,883	16,090
市債	39,200	32,200
一般財源	-13	3,373
合計	103,590	101,539

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

市有林造林事業委託料の契約概要は以下のとおりである。

図表 5-1-25 市有林造林事業委託料契約概要

契約名称	市有林造林事業委託契約
契約目的	市有林の計画的な造林
契約期間	各契約書に定める期間
契約内容	市有林の計画的な造林を行い、森林資源を保全するため、保育・間伐・伐採等の事業を委託する。
契約相手先	山口県西部森林組合

契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)		
随意契約理由	造林事業は保育、伐採等、施業のための専門知識を必要とするが、森林組合は森林組合法の下で林業労働者を育成、確保しており、他にこれを行う事業所もないことから、業務的に競争入札に適さないため。		
受託者の報告義務等	完成通知		
契約金額	平成24年度	平成25年度	平成26年度
契約額(千円)	81,875	89,864	96,768

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘一

提出された工事用写真に関して

造林事業仕様書では、事業地の全景及び部分、その他必要箇所を着手前、施行中及び完了後に撮影し、その事業の実施状況を明確にするため、事業者は事業名、施行箇所、施行数量、林小班、撮影年月日、その他必要事項を記入した小黒板を写し込んだ写真により市に報告することとされている。しかし、サンプルで工事用写真台帳を確認したところ、撮影年月日が記入されていない小黒板を写している写真など、造林事業仕様書に従っていない内容の写真で報告されているものがあつた。

市は、造林事業仕様書に従った内容を示した小黒板を写し込むように委託者へ指導する必要がある。

b. 小規模治山事業(農林水産振興部農林整備課)

(ア) 小規模治山事業

当該事業は、民生安定及び公共の利益の保護のため、風雨等で発生した山林の自然災害に対して土留工等を実施して、山腹の安定を図る事業である。

当該事業の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-26 小規模治山事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	542	294
役務費	10	10
使用賃借料	30	30

工事請負費	22,169	10,580
合計	22,752	10,915
収入	予算	実績
分担金・負担金	6,175	1,906
県支出金	11,084	5,289
市債	5,400	3,600
一般財源	92	120
合計	22,752	10,915

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

c. 美しい緑の森づくり推進業務(農林水産振興部農林整備課)

当該事業は、森林愛護思想の啓蒙と森林資源の造成を図るため、美しい緑の森づくりを計画的に推進するとともに、市民の憩いの場として保健休養等、公共的機能の充実を図る事業である。

(ア) 市行造林事業

当該事業は、保育等の事業を実施して森林資源の保全を図る事業である。なお、市行造林とは、市が林業の振興を図り、合わせて森林資源の保全を行うため、国有、県有及び市有以外の林野に行う造林のことである。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-27 市行造林事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
給料	157	157
職員手当等	259	—
需用費	100	79
役務費	2,132	2,111
委託料	9,384	9,297
市行造林事業(補助)本庁	(9,283)	(9,229)
市行造林事業(単独)本庁	(101)	(68)
使用賃借料	147	137
合計	12,179	11,782
収入	予算	実績
県支出金	7,230	7,407
諸収入	292	267

市債	2,800	2,400
一般財源	1,857	1,707
合計	12,179	11,782

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

市行造林事業委託料の契約概要は以下のとおりである。

図表 5-1-28 市行造林事業委託契約概要

契約名称	市行造林事業委託契約		
契約目的	保育等を実施して森林資源の保全を図る		
契約期間	各契約書に定める期間		
契約内容	計画的な造林を行い、森林資源を保全するため、保育・間伐・伐採等の事業を委託する。		
契約相手先	山口県西部森林組合		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)		
随意契約理由	造林事業は保育、伐採等、施業のための専門知識を必要とするが、森林組合は森林組合法の下で林業労働者を育成、確保しており、他にこれを行う事業所もないことから、業務的に競争入札に適さないため。		
受託者の報告義務等	完成通知		
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	16,725	19,496	9,297

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】—指摘—

提出された工事用写真に関して

造林事業仕様書では、事業地の全景及び部分、その他必要箇所を着手前、施行中及び完了後に撮影し、その事業の実施状況を明確にするため、事業者は事業名、施行箇所、施行数量、林小班、撮影年月日、その他必要事項を記入した小黒板を写し込んだ写真により市に報告することとされている。しかし、サンプルで工事用写真台帳を確認したところ、撮影年月日が記入されていない小黒板を写している写真など、造林事業仕様書に従っていない内容の写真で報告されているものがあつた。

市は、造林事業仕様書に従った内容を示した小黒板を写し込むように委託者へ指

導する必要がある。

d. 林業生産基盤整備事業（農林水産振興部農林整備課）

（ア） 小規模林道事業

当該事業は、森林の適正な維持管理を図る上で必要な林道の改良を行う事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-29 小規模林道事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
工事請負費	12,000	11,999
合計	12,000	11,999
収入	予算	実績
県支出金	4,561	4,561
一般財源	7,439	7,438
合計	12,000	11,999

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

（イ） 普通林道開設事業

当該事業は、県営森林基幹道(白滝線)開設事業の実施に係る事業費の一部を負担するとともに、舗装工事を実施し、適切な森林施策の推進を図り、林業生産性の向上に資することを目的とした事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-30 普通林道開設事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
職員手当等	200	200
共済費	6	—
需用費	292	215
委託料	756	756
使用賃借料	84	83
工事請負費	23,661	8,910
負担補助金	15,610	15,608
県営林業事業負担金	(14,230)	(14,229)
県営林業事業負担金(平成 25 年度補正予算)	(1,380)	(1,379)

合計	40,610	25,773
収入	予算	実績
県支出金	14,400	5,799
市債	26,100	19,800
一般財源	110	174
合計	40,610	25,773

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

このうち、県営林道事業負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-31 県営林道事業負担金概要

所管課	農林整備課	始期	昭和 63 年度
実施目的	山口県が下関市内で実施する林道の開設・整備に係る経費の一部を負担し、林道の開設・整備に寄与することを目的とする。		
対象者	山口県		
対象事業	林道整備事業		
関連法規	山口県営林道事業実施要項 地方財政法		
対象要件	県が行う林道の整備事業で、下関市に利する事業であること		
負担金額	県議会の決議を経て決定された額		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担金(千円)	12,285	16,230	15,608

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

①-C 漁業生産基盤の整備

市は、栽培漁業に関する事業者の取り組みを支援しており、栽培漁業センターではアワビ・クルマエビ・ガザミ・ウニの中間育成を継続的に行うほか、新たな魚種の中間育成等についても検討し、さらなる水産資源の増大と漁家経営の安定化を図っている。

また、海岸の埋立てや護岸工事等による藻場の減少と、これらに伴う漁場生産力の減退等に対応するため、市は藻場の再生等による水産資源生息環境の改善を通じ、漁場生産力の回復を図っている。

市が、漁業生産基盤の整備を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-32 漁業生産基盤の整備関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.沿岸漁業対策業務				
(ア)漁業生産基盤整備事業	4,740	4,640	2,205	3,338
(イ)種苗放流事業	4,492	4,142	4,471	4,456
(ウ)栽培漁業推進事業	1,617	1,616	1,617	1,616
(エ)地域水産物供給基盤整備事業	8,500	5,056	—	2,720
地域水産物供給基盤整備事業(繰越分)	4,612	4,612	20,141	20,141
(オ)栽培漁業センター整備事業	358	350	241,293	102,925
栽培漁業センター整備事業(繰越分)	137,914	137,617	—	—
(カ)沿岸漁場保全事業	1,367	906	1,357	1,142
(キ)沿岸漁場開発事業	493	383	2,396	2,343
b.下関漁港振興対策業務				
(ア)下関漁港整備事業(建設)	91,372	43,373	79,785	50,176
下関漁港整備事業(建設)(繰越分)	28,072	26,323	—	15,880
c.漁港管理業務				
(ア)漁港管理業務	68,207	65,044	29,708	26,965
漁港管理業務(繰越分)	—	—	4,494	4,494
(イ)水産物供給基盤機能保全事業	113,413	58,087	115,680	40,281
水産物供給基盤機能保全事業(繰越分)	44,405	44,398	124,675	117,854
d.海岸保全施設整備事業				
(ア)和久漁港海岸保全施設整備事業	22,900	20,063	—	—
(イ)宇賀漁港海岸保全施設整備事業	52,600	42,375	37,000	33,306
e.栽培漁業センター運營業務				
(ア)栽培漁業センター運営事業	26,657	25,873	18,698	17,971

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

a. 沿岸漁業対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 漁業生産基盤整備事業

当該事業は、市が管理する漁港施設について、体系的かつ計画的な取り組みにより施設の長寿命化及び更新コストの平準化・縮減を図ることを目的としている。また、市は、下関漁港について、管理者である山口県とともに施設の整備を推進し、機能強化を図

っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-33 漁業生産基盤整備事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	13	7
需用費	131	136
役務費	10	10
使用賃借料	106	106
負担金補助金	4,480	4,380
単県農山漁村整備事業補助金	(4,480)	(4,380)
合計	4,740	4,640
収入	予算	実績
県支出金	2,180	2,137
一般財源	2,560	2,503
合計	4,740	4,640

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

なお、当該事業の事務事業評価は次のように行われているが、具体的な指標は設定されていない。

図表 5-1-34 漁業生産基盤整備事業事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成)

単県農山漁村整備事業補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-35 単県農山漁村整備事業補助金概要

所管課	水産課	始期	平成 17 年度
実施目的	漁業生産量の増加、漁業経営の安定化、就労環境の改善などを図ることを目的として、漁業協同組合等が実施する漁業生産基盤整備に対して、県及び市が連携し、その事業費の一部を助成する。		
対象者	漁業協同組合		
対象事業	単県農山漁村整備事業		
	1. 漁業生産基盤整備事業		
	事業工種	事業内容	

①産卵施設設置事業	水族の産卵を助長するために設置する施設の製作又は購入、運搬及び沈設
②幼稚仔保護育成礁設置事業	人工種苗等の稚仔を保護育成するために設置する施設の製作又は購入、運搬及び沈設
③魚礁漁場整備事業	漁場の整備を図り、漁業生産を増大させるための魚礁の製作又は購入、運搬及び沈設
④漁場環境整備事業	良好な漁場環境を維持するための海底清掃による漁場環境保全
⑤特認事業	市長が特に必要と認める事業
2. 漁村生活環境基盤整備事業	
事業工種	事業内容
①集落道整備事業	一般交通の用に供する道又は漁港事業で造成した道路で、一般公有道路において行う次の事業 ・道路の舗装 ・排水施設の整備 ・拡幅又は突角せん除 ・待避所の設置
②漁業集落排水施設整備事業	漁業用排水の汚濁防止や生活環境の整備を図るために必要な排水施設の新設又は改良
③飲用水等供給施設整備事業	衛生的かつ近代的な生活を実現するための飲用水の供給を主目的とした施設の整備
④集落防災安全施設整備事業	漁業集落の防災安全のために必要な施設の整備 ・土砂崩壊防止施設 ・防風、消火、防災施設 ・その他集落の防災安全に必要な施設 ・集落安全施設
⑤コミュニティ施設整備事業	地域住民の主体的な活動と集落活動の助長を図るために必要なコミュニティ施設の整備
⑥荷さばき所周辺環境整備事業	・荷さばき所の新設又は移設の場合における地盤整備 ・荷さばき所周辺の排水工又は舗装工 ・荷さばき所周辺の環境整備に関連する事業
⑦観光漁業施設整備事業	天然海浜資源等の有効利用により、観光漁業の振興を図るための基盤整備として行う次の事業

		・海水浴場の開設等観光客の誘致を行うための施設整備 ・観光漁業関連施設の用地造成及び施設整備		
	⑧公園緑地・景観保全施設等整備事業	漁村居住者の健康増進や憩の場の整備と併せて生活環境、生産環境、自然環境の保全を図るための公園緑地、景観保全施設等の整備		
	⑨特認事業	市長が特に必要と認める事業		
関連法規	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 山口県補助金等交付規則 単県農山漁村整備事業の運用基準 単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱 単県農山漁村整備事業実施要領			
補助金額	事業名		総事業費 (千円)	補助金額 (千円)
	荷さばき所周辺環境整備事業(安岡漁港)		6,180	3,500
	産卵施設設置事業(長府漁港)		1,360	880
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
補助金(千円)	952	906	4,380	
公益性分類	34 / 50	適格性分類	50 / 50	
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無	

市では、上記「事業工種」の欄に掲げる事業に要する工事費(必要に応じて事務費も含む)を補助対象経費とし(下関市単県農山漁村整備事業実施要領第4条)、補助対象経費総額の 70%を補助し(下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱別表)、山口県が市町の財政力区分に応じて原則 50%以内の補助負担を行っている(単県農山漁村整備事業費補助金交付要綱別表)。

これらに従って、平成 26 年度の補助金についても、山口県が総事業費の 30%以内を負担し、下関市が 40%以内を負担している。

当該補助金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 種苗放流事業

当該事業は、漁業生産の安定化、水産資源の維持増大のため、漁業協同組合及び漁業関係団体が行う種苗放流事業に対し事業費の一部を助成する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-36 種苗放流事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
原材料費	281	—
負担補助金	4,211	4,142
種苗放流事業補助金	(3,139)	(3,139)
その他	(1,072)	(1,003)
合計	4,492	4,142
収入	予算	実績
繰入金(地域振興基金繰入金)	4,000	4,000
一般財源	492	142
合計	4,492	4,142

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

このうち、種苗放流事業補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-37 種苗放流事業補助金概要

所管課	水産課	始期	平成 17 年度
実施目的	水産資源の維持増大及び漁業の生産性の向上を図り、もって漁家経営の安定に資することを目的として、漁協等が行う種苗放流事業経費の一部を助成する。		
対象者	漁業協同組合及び漁業協同組合が構成員となっている団体		
対象事業	事業内容	対象種苗	
	直接放流	クルマエビ種苗、ガザミ種苗、ヒラメ種苗、カサゴ種苗、アワビ種苗、アカウニ種苗等	
関連法規	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱		
補助金額	漁業協同組合及び漁業協同組合が構成員となっている団体が事業を行うのに要する費用のうち、市町が認める経費の 1/3以内		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	4,211	4,211	3,139
公益性分類	40 / 50	適格性分類	42 / 50
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> / 無

水産資源の再生産システムを回復させ、安定した水産資源を獲得するため、近年稚

魚の中間育成や種苗の放流といった事業が重視されている。

沿岸漁業で捕獲される有用水産生物は、人工的に自然の海域へ放流しても外敵から襲われてしまうため、自分を守れる適正なサイズまで人の管理のもとで育成し(中間育成)、漁業者の手により最適な場所へ放流する事業が重要となる。これらの事業は水産資源の持続的な利用と、安定した漁家経営の運営を目的としている。

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

【監査結果】 ー平成 24 年度指摘事項改善状況ー

平成 24 年度包括外部監査結果に対する市の措置状況を確認した結果は、以下のとおりである。

【意見】消費税相当額の取り扱いについて

監査の結果 及び意見(要旨)	交付先が課税事業者の場合、他の補助金同様、補助対象支出中の消費税等相当額の返還もしくは減額の規定を交付要綱上で設ける必要があるか検討することが望ましい。
措置状況 及び改善方針	補助対象支出の消費税相当額の取り扱いについて、補助金の額を消費税及び地方消費税相当額を除いた事業費に補助率を乗じて得た額とするよう、交付要綱を改正することを検討しております。
監査手続 及び結果	監査人は、平成 26 年度に実施された種苗放流事業の関連資料を閲覧し、補助金額の算定において消費税及び地方消費税相当額を除いた事業費に補助率を乗じて算定されていることを確認した。

(ウ) 栽培漁業推進事業

市は、公益社団法人山口県栽培漁業公社が行う有用魚種の放流・中間育成事業に対し、関係受益者団体としてその事業費の一部を負担している。また、管内(下関地区、豊浦地区、豊北地区)の栽培漁業振興を図るために設立した下関地域栽培漁業推進協議会の運営費の一部を負担するとともに、長門地域栽培漁業推進協議会の事業費も一部を負担している。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-38 栽培漁業推進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	1,617	1,616
放流効果実証事業の地元負担金	(1,346)	(1,255)
その他	(271)	(361)
合計	1,617	1,616
収入	予算	実績
一般財源	1,617	1,616
合計	1,617	1,616

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

このうち、放流効果実証事業の地元負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-39 放流効果実証事業の地元負担金概要

所管課	水産課	始期	平成元年度
実施目的	栽培漁業の推進、漁業生産の安定及び増大を図ることを目的として公益社団法人山口県栽培漁業公社が実施する放流効果実証事業に要する費用の一部を負担する。		
対象者	公益社団法人山口県栽培漁業公社		
対象事業	放流効果実証事業 山口県栽培漁業公社が実施する有用魚種(トラフグ、ヒラメ)の放流・中間育成施設の整備について、関係受益者団体として事業費の一部を負担する。 また、資源増大対策事業として有用魚種(トラフグ)の放流を行っている。		
関連法規	沿岸漁場整備開発法 山口県栽培漁業基本計画 下関地域栽培漁業推進協議会総会決議		
負担金額 (千円)	水産課		617
	豊浦総合支所農林水産課分		279
	豊北総合支所農林水産課分		359
	下関市合計負担額		1,255
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担金(千円)	1,255	1,255	1,255

平成 26 年度における事業としては、ヒラメ 100,000 尾の中間育成と 125,000 尾の放

流、マダイ 128,000 尾、トラフグ 240,000 尾の放流を行っている。

放流効果実証事業は下関管内の関係各団体が受益者となるため、下関市と下関外海漁業共励会、豊浦町水産振興会、豊北町水産振興会がそれぞれ受益規模に応じて費用負担している。なお、資源増大対策事業については下関市が集荷地となるため、市が費用を全額負担している。

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(エ) 地域水産物供給基盤整備事業

市は、沿岸における漁業経営の安定を図るため、山口県が行う豊浦大津地区でのキジハタなどの栽培対象種を目的とした漁場増殖場造成事業費の一部を負担している。なお、負担割合は、国が1/2、県が4/10、市が1/10となっている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-40 地域水産物供給基盤整備事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	13,112	9,668
豊浦大津地区水産環境整備事業に係る負担金	(8,500)	(5,056)
同事業に係る負担金(繰越分)	(4,612)	(4,612)
合計	13,112	9,668
収入	予算	実績
市債	11,700	4,500
一般財源	1,412	5,168
合計	13,112	9,668

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

豊浦大津地区水産環境整備事業に係る負担金の概要は以下のとおりとなっている。

図表 5-1-41 豊浦大津地区水産環境整備事業に係る負担金概要

所管課	水産課		始期	平成 24 年度
実施目的	沿岸の経営安定を図ることを目的として、山口県が行う豊浦大津地区でのキジハタ等の有用種を対象とした漁場増殖場造成事業費の一部を負担する。			
対象者	山口県			
対象事業	県営水産基盤整備事業 山口県が実施する「豊浦大津地区水産環境整備事業」の地元負担金。平成 24 年度から平成 27 年度の4年間にかけて下関市と長門市の海域に幼稚魚保護礁全9か所、若成魚育成礁全9か所、成魚用生産礁を全4か所設置するもの。			
関連法規	漁港漁場整備法 水産基本計画(水産庁) 平成 26 年度水産基盤整備事業に係る負担金の同意書			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
負担金(千円)	—	2,720	5,056	
負担金(千円) (繰越分)	—	14,779	4,612	

当該事業の実施地域は、以下のとおりである。

対象市町村	幼稚魚保護礁及び若成魚育成礁	生産礁
下関市	阿川、角島、厚島、室津(4か所)	角島沖、厚島沖(2か所)
長門市	仙崎、久津、久原、掛淵、通(5か所)	大浦沖、通沖(2か所)

当該負担金に関して、関連法規に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(オ) 栽培漁業センター整備事業

当該事業は、平成 25 年及び平成 26 年の 2 期整備事業である栽培漁業センター第 2 育成棟の建設を行う事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-42 栽培漁業センター整備事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	11,564	10,791
下関市栽培漁業センター第2育成棟竣工式委託業務	(308)	(300)
下関市栽培漁業センター(2期整備)建設工事管理業務 (繰越分)	(11,256)	(10,491)
工事請負費(繰越分)	126,658	127,125
負担金補助金	50	50
合計	138,272	137,967
収入	予算	実績
国庫支出金	68,957	68,808
一般財源	69,315	69,159
合計	138,272	137,967

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

下関市栽培漁業センターの概要は以下のとおりである。

図表 5-1-43 下関市栽培漁業センター概要

施設名称	下関市栽培漁業センター	
所在地	下関市大字吉母字黒嶋	
所管課	水産課	
主要施設 概要	敷地面積	10,109.46 m ²
	管理棟	管理施設
	アワビ棟	アワビ育成水槽5トン水槽 35 基
	第2育成棟	アワビ・アカウニ水槽 5トン水槽 8基
		キジハタ水槽 30トン水槽 3基
	研修室、顕微鏡室、浮遊幼生飼育室、珪藻培養・採苗室 他	
クルマエビ・ ガザミ育成施設	クルマエビ育成水槽 100トン水槽 3基	
	ガザミ育成水槽 100トン水槽 2基	

生産能力	アワビ	30mm	230,000 個
	キジハタ	50mm	30,000 尾
	クルマエビ	30mm	1,000,000 尾
	ガザミ	11mm	200,000 尾
	アカウニ	20mm	20,000 個
事業概要	◇中間育成事業 アワビ、キジハタ、クルマエビ、ガザミ、アカウニ種苗の中間育成、配布		
	◇試験事業 有用水産生物を対象とした種苗生産試験、中間育成試験、その他の試験事業について、毎年必要な内容を選択して行う。		
	◇増養殖技術指導 種苗放流・中間育成指導(アワビ、キジハタ、クルマエビ、ガザミ、アカウニ、ヒラメ、トラフグ等)、増養殖指導等		

また、下関栽培漁業センター(2期整備)建設工事監理業務に係る委託契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-44 下関市栽培漁業センター(2期整備)建設工事監理業務概要

所管課	水産課
契約名称	下関市栽培漁業センター(2期整備)建設工事監理業務
契約期間	平成 25 年9月2日から平成 26 年8月 29 日まで
契約内容	下関市栽培漁業センター(2期整備)建設工事の下記の工事等に係る監理業務 (1)特殊基礎工事 (2)建築主体工事 (3)電気設備工事 (4)機械設備工事 (5)その他上記各工事付帯する業務
契約相手先	株式会社東京久栄広島営業所
契約の種類	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号)
随意契約理由	下関市栽培漁業センターは下関市の栽培漁業の拠点として整備され、整備内容としては魚介類の飼育水槽、海水ろ過機、流水殺菌装置、研修等の講義ができる研修室など、設備や機器類も多様なものとなる。そのため、本工事の監理業務では、栽培漁業センターの敷地の状況、特殊基礎、建設主体、電気設備、機械設備の各耕種的设计内容、施行工程を十分熟知し、安全かつ適切で高度な遂行能力が求められるが、本契約相手先は当該能力等を有しているため。

受託者の 報告義務等	業務報告書及び監督職員が指示した書類等		
予定価格(千円)	10,578	契約金額(上限)(千円)	10,578
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	—	10,491

当該委託業務は下関市栽培漁業センターの建設工事に係る監理業務委託である。当初契約では平成 25 年9月2日から平成 26 年3月 28 日までの業務であったが、別途の同センターに係る特殊基礎工事の契約及び工事完成が遅れ、さらに建設主体工事においても工期延伸が必要となったため、委託期間を平成 26 年8月 29 日まで延長しており、それに伴い 3,802 千円の費用が追加で発生している。

なお、平成 25 年度は工事に伴う監理委託業務の契約が完了しなかったことから支出実績は生じていない。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 下関漁港振興対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 下関漁港整備事業(建設)

下関漁港の利用範囲は全国的にわたり、特定第三種漁港として位置づけられている。下関漁港整備事業は特定第三種漁港としての機能の強化と拠点整備を目的として、市場の高度衛生化及び下関漁港施設の集約化を図り、県が施工する整備事業等の事業費の一部を負担する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-45 下関漁港整備事業(建設)収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	119,444	69,697
下関漁港整備事業等負担金	(91,372)	(43,373)
同事業等負担金(繰越分)	(28,072)	(26,323)
合計	119,444	69,697
収入	予算	実績
市債	77,200	31,400
一般財源	42,244	38,297
合計	119,444	69,697

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

当該事業の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-1-46 下関漁港整備事業(建設)事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	拡大	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
下関漁港における水揚量	トン	39,000	39,000	30,816	
		30,816	31,290		
		79.0%	80.2%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

下関漁港整備事業等負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-47 下関漁港整備事業負担金概要

所管課	水産課	始期	平成 17 年度
実施目的	下関漁港の高度衛生管理へ向けての機能強化・施設の集約化		
対象者	山口県		
対象事業	下関漁港水産業振興拠点施設整備計画策定業務 広域特定漁港整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 単独漁港建設改良事業(単独) 公債元利償還金(漁港整備分)		

関連法規	漁港漁場整備法 下関漁港の管理に関する協定書		
対象要件	下関漁港の高度衛生管理へ向けての機能強化・施設の集約化を図るための建設事業費		
負担金額	建設費用や設計費用の一部		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担金(千円)	31,196	50,176	43,373
負担金(千円) 繰越分	38,524	15,880	26,323

山口県では「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」(計画期間:平成 25 年度から平成 28 年度)における4つの柱のうち、「Ⅲ 需要に即した品目の生産拡大」において下関漁港衛生管理型荷捌き所の整備に取り組んでいる。

負担金の対象要件である高度衛生管理とは、取り扱う水産物について陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程における(生物的、科学的あるいは物理的)危害を分析・特定の上、当該危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、下関漁港衛生管理型荷捌き所の整備に係る取り組みの持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施、並びに記録の維持管理と市民等からの開示要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものである。

当該事業の対象地域は、下関漁港の本港地区と南風泊地区である。

下関漁港の本港地区は、現在の取扱量に合わせた荷捌き施設の集約化を図り、現在の南棟を中心に前面の岸壁と荷捌き所を高度衛生管理エリアとして設定している。なお、高度衛生管理の対象水産物は、沖合底びき網漁業と沿岸漁業により本港地区で陸揚げされた水産物と搬入物である。

南風泊地区では、荷捌き所内に設置された活魚水槽から運搬されたふくを選別・陳列・セリを行うエリアを高度衛生管理エリアとして設定している。また、活魚水槽を設置しているエリアについても、衛生管理が保たれるよう対策を行っている。

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

c. 漁港管理業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 漁港管理業務

当該事業は、漁港維持工事、漁港公園の維持管理及び漁港海岸漂着物処理など、下関市内の漁港及び漁港区域内の円滑な維持管理を行う事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-48 漁港管理業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	20	19
旅費	202	102
需用費	3,985	3,480
役務費	53	48
委託料	10,637	9,845
西山海岸管理棟及び公園便所等管理委託業務	(1,570)	(1,566)
吉母漁港海岸環境整備委託業務	(2,086)	(1,998)
川棚漁港漂砂対策に伴う費用対効果算定委託業務	(2,000)	(1,868)
その他	(4,981)	(4,412)
使用賃借料	1,263	1,108
工事請負費	50,956	49,385
負担金補助金(注1)	1,091	1,054
合計	68,207	65,044
収入	予算	実績
使用料・手数料	2,921	4,156
県支出金	1,617	600
繰入金(地域の元気基金)	34,000	41,500
諸収入	345	391
一般財源	29,324	18,396
合計	68,207	65,044

(注1)1,000 千円以上の項目がないため、内訳の記載は省略している。

(注2)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

● 西山海岸管理棟及び公園便所等管理委託業務

図表 5-1-49 西山海岸管理棟及び公園便所等管理委託業務契約概要

契約名称	西山海岸管理棟及び公園便所等管理委託業務
契約期間	平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日まで
契約内容	西山海岸管理棟及び公園便所等の管理
契約相手先	彦島自治連合会
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)

随意契約理由	当該施設については地元住民からの要望により山口県が整備したものであり、当海岸の環境特性について精通しており効率的かつ有効な価格で管理を委託するには上記相手先が適正であるため。		
受託者の報告義務等	履行報告書		
予定価格(千円)	1,570	契約金額(上限)(千円)	1,570
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	1,671	1,554	1,566

西山海岸環境整備施設は、地域住民からの要望により山口県が整備したもので、市は県から当該施設の管理を委託され、彦島自治連合会に再委託している。

彦島自治連合会との委託契約の内容は、繁忙期(7月 15 日から8月 20 日)は対象施設を8時 30 分から18 時まで開放して毎日5人を配置し、環境整備施設の見回り及び清掃等を、閑散期は8時 30 分から 12 時まで開放して週1回5名が半日で同様の業務を行うというものである。

当該委託金に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 吉母漁港海岸環境整備委託業務

図表 5-1-50 吉母漁港海岸整備委託業務契約概要

契約名称	吉母漁港海岸環境整備委託業務			
契約期間	平成 26 年6月 13 日から平成 26 年8月 29 日まで			
契約内容	海岸敷均し他			
契約相手先	AC 社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	成果報告書			
予定価格(千円)	2,086			
入札金額(注)	AA 社	2,138 千円	AB 社	2,041 千円
		102.5%		97.8%
	AC 社	1,998 千円	AD 社	2,073 千円
		95.8%		99.4%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	1,243	1,995	1,998	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

当該契約は、性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約として、下関市内(山陰地区)に土木一般で登録されている業者を指名業者として競争入札の方法を採用している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 川棚漁港漂砂対策に伴う費用対効果算定委託契約業務

図表 5-1-51 川棚漁港漂砂対策に伴う費用対効果算定委託業務概要

契約名称	川棚漁港漂砂対策に伴う費用対効果算定委託業務			
契約期間	平成 26 年8月5日から平成 26 年 11 月 28 日まで			
契約内容	川棚漁港における漂砂対策事業の有効性を検証するため、費用対効果分析手法を活用して評価を実施すること。			
契約相手先	AH社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	業務委託完成届、成果品(電子データ含む)一式、その他監督職員の指示するもの			
予定価格(千円)	1,959			
入札金額(注)	AE社	2,138 千円	AF社	2,106 千円
		109.1%		107.5%
	AG社	2,030 千円	AH社	1,868 千円
		103.6%		95.4%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	1,868	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

当該契約は、川棚漁港における漂砂対策事業の有効性を検証するため、費用対効果分析手法を活用して評価を行うことを目的とする業務であり、受託者としては現地状況を適切に把握することのできる港湾及び水産の計画業務に精通した能力及び実績を有することが必要とされている。

そのため、性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約として、市内に支店を有し、過去の港湾及び水産事業に実績のある業者を指名業者として競争入札の方法を採用している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 水産物供給基盤機能保全事業

当該事業は、漁港施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図るとともに、基本施設(外郭施設、係留施設)に係る機能保全計画の策定及び保全工事を行う事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-52 水産物供給基盤機能保全事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
給料	682	682
職員手当等	693	618
共済費	2	1
賃金	120	123
旅費	122	105
需用費	520	533
役務費	11	10
委託料	25,500	25,090
豊浦地区水産物供給基盤機能保全工事に伴う設計委託業務(豊浦地区)	(5,000)	(4,860)
吉母漁港水産物供給基盤機能保全事業に伴う調査設計委託業務(下関地区)	(12,000)	(11,730)
肥中漁港水産物供給基盤機能保全事業に伴う調査設計委託業務(豊北地区)	(8,500)	(8,499)
使用賃借料	505	401
工事請負費	85,250	74,913
負担金補助金	8	5
合計	113,413	102,485
収入	予算	実績
県支出金	55,540	50,167
市債	42,500	36,500
一般財源	15,373	15,818
合計	113,413	102,485

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

このうち、各地域の水産物供給基盤機能保全事業に関する委託業務の概要は以下

のとおりである。

● 豊浦地区水産物供給基盤機能保全事業

図表 5-1-53 豊浦地区水産供給基盤機能保全工事に伴う設計委託業務概要

契約名称	豊浦地区水産物供給基盤機能保全工事に伴う設計委託業務			
契約期間	平成 26 年9月1日から平成 27 年1月 16 日まで			
契約内容	川棚漁港及び涌田漁港における水産物供給基盤機能保全事業を実施するための設計を行うこと。			
契約相手先	AG社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第1項第3号)			
受託者の報告義務等	業務委託完成届、成果品(電子データ含む)一式、その他監督職員の指示するもの			
予定価格(千円)	4,993			
入札金額(注)	AG社	4,860 千円	AI社	5,130 千円
		97.3%		102.7%
	AH社	5,832 千円	AJ社	5,400 千円
		116.8%		108.1%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	4,860	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

水産物供給基盤機能保全工事の対象となる川棚漁港、涌田漁港は大正時代、昭和 40 年代に漁協が事業主体として建設された施設であり、老朽化の程度や当初の設置状況の把握が他の施設に比較して困難であり、保全工事の実設計に際し、断面図等が現在の構造と異なる可能性がある。そのため、現地の特殊な状況の把握が可能であり、過去の港湾事業、水産事業の実績実績がある業者のうち、市内に支店を有する業者を指名業者として、競争入札の方法を採用している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 下関地区水産物供給基盤機能保全事業

図表 5-1-54 吉母漁港水産物供給基盤機能保全事業に伴う調査設計委託業務概要

契約名称	吉母漁港水産物供給基盤機能保全事業に伴う調査設計委託業務
契約期間	平成 26 年9月 30 日から平成 27 年3月 31 日まで
契約内容	下関市管理の吉母漁港において、水産物供給基盤機能保全事業

	を活用し、これに沿って漁港施設の現況及び台帳等の既存資料を整理、把握する。また、これをもとに機能保全計画を策定し、施設の長寿命化及び補修更新の最適化を図ること。			
契約相手先	AJ社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	報告書2部、電子データ			
予定価格(千円)	11,915			
入札金額 (注1)	AE社	13,284 千円	AK社	12,960 千円
		111.5%		108.8%
	AG社	12,744 千円	AI社	12,744 千円
		107.0%		107.0%
	AJ社	11,340 千円	AF社	12,960 千円
		95.2%		108.8%
	AL社	12,960 千円	AH社	13,068 千円
		108.8%		109.7%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	(注2) 11,730	

(注 1)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

(注 2)漁港施設の簡易調査により、一部物揚場についてコンクリート舗装下の空洞が発見されたため、390 千円の追加調査費用が発生している。

当該契約は、吉母漁港の水産物供給基盤機能保全事業を目的としており、事業内容としては海洋土木に関するものであるため、指名競争入札の選定基準を「港湾及び空港部門」に登録している建設コンサルタントであって、所在地区分が市内又は準市内の会社に限定している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 豊北地区水産物供給基盤機能保全事業

図表 5-1-55 肥中漁港水産物供給基盤機能保全事業に伴う設計調査委託業務概要

契約名称	肥中漁港水産物供給基盤機能保全事業に伴う設計調査委託業務
契約期間	平成 26 年 11 月 28 日から平成 27 年 3 月 20 日まで
契約内容	下関市管理の肥中漁港において、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の現況及び台帳等の既存資料を整理、把握

	する。また、活用実績をもとに新たな機能保全計画を策定し、施設の長寿命化及び補修更新の最適化を図ること。			
契約相手先	AG社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	業務報告書2部、電子データ2部			
予定価格(千円)	8,306			
入札金額 (注1)	AI社	8,370 千円	AF社	8,316 千円
		100.8%		100.1%
	AG社	7,938 千円	AH社	8,532 千円
		95.6%		102.7%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	(注2) 8,499	

(注1)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

(注2)南方物揚場にて老朽度評価及び老朽化対策工法を検討することとなり、より詳細な調査が必要となったため、561 千円の追加調査費用が発生している。

当該契約は、肥中漁港の水産物供給基盤機能保全事業を目的としており、事業内容としては海洋土木に関するものであるため、指名競争入札の選定基準を「港湾及び空港部門」に登録している建設コンサルタントであって、所在地区分が市内又は準市内1の会社に限定している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

d. 海岸保全施設整備事業(農林水産振興部水産課)

(ア) 海岸保全施設整備事業

当該事業は、冬季波浪及び台風時などの越波・飛沫による被害から地域住民等を守り、砂浜の侵食から国土保全を図るための海岸保全施設整備を行う事業である。

事業内容としては以下の項目がある。

- 高潮対策事業
高潮、津波、波浪等による被害から守るための、海岸保全施設の新設・改良
- 侵食対策事業
国土を海岸侵食から守るための、海岸保全施設の新設・改良
- 局部改良事業
規模が小さく、単年度若しくは2年内の施工で効果を発揮できる事業

● 補修統合補助事業

老朽化の著しい施設を補修する事業

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-56 海岸保全施設整備事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
給料	1,183	1,183
職員手当等	707	630
共済費	8	7
賃金	530	530
旅費	48	39
需用費	149	115
役務費	7	6
委託料	22,600	19,798
測量設計委託業務	(18,000)	(15,544)
地質調査委託業務	(3,000)	(2,742)
費用対効果調査業務	(1,600)	(1,512)
使用賃借料	268	248
工事請負費	50,000	39,879
合計	75,500	62,438
収入	予算	実績
国庫支出金	35,500	29,082
県支出金	12,070	9,888
市債	24,300	20,300
一般財源	3,630	3,168
合計	75,500	62,438

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

このうち、和久漁港海岸保全施設整備事業に関する委託業務の概要は以下のとおりである。

● 和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う測量設計委託

図表 5-1-57 測量設計委託業務概要

契約名称	測量設計委託業務			
契約期間	平成 26 年 11 月 10 日から平成 27 年 3 月 20 日まで			
契約内容	和久漁港海岸において調査測量して護岸の高潮時に対する越波対策検討のための設計を行い、護岸改良断面に基づき図面作成等を行うこと。			
契約相手先	AG社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	製本2部、電子データ2部			
予定価格(千円)	17,999			
入札金額 (注1)	AE社	18,144 千円	AL社	15,876 千円
		100.8%		88.2%
	AK社	16,200 千円	AJ社	15,984 千円
		90.0%		88.8%
	AG社	15,120 千円	AF社	16,200 千円
		84.0%		90.0%
	AH社	16,848 千円	AI社	15,768 千円
		93.6%		87.6%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	(注 2) 15,544	

(注1)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

(注2)地形の状況や地物の状態等の影響により、当初の測点数、測量延長に変更が生じたため、424 千円の追加調査費用が発生している。

当該契約は、和久漁港の海岸保全施設整備事業に伴う測量設計を目的としており、事業内容としては海洋土木に関するものであるため、指名競争入札の選定基準を「港湾及び空港部門」に登録している建設コンサルタントであって、所在地区分が市内又は準市内1の会社に限定している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う地質調査委託業務

図表 5-1-58 和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う地質調査委託業務概要

契約名称	和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う地質調査委託業務			
契約期間	平成 26 年 10 月 31 日から平成 27 年1月5日まで			
契約内容	和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う地質調査及び調査報告書等を作成、提出すること。			
契約相手先	AI社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	製本2部、電子データ2部			
予定価格(千円)	2,979			
入札金額 (注1)	AE社	2,862 千円	AL社	3,024 千円
		96.1%		101.5%
	AG社	2,970 千円	AJ社	2,916 千円
		99.7%		97.9%
	AK社	3,024 千円	AI社	2,808 千円
		101.5%		94.3%
	AF社	2,916 千円		
		97.9%		
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	(注2) 2,742	

(注1)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

(注2)想定した土質の種類や地層厚が現地のもので異なっていることが判明し、現地の状況に合わせてボーリング長等の数量を変更したため、契約額が 65 千円減少している。

当該契約は、和久漁港の海岸保全施設整備事業に伴う地質調査を目的としており、事業内容としては海洋土木に関するものであるため、指名競争入札の選定基準を「港湾及び空港部門」に登録している建設コンサルタントであって、所在地区分が市内又は準市内1の会社に限定している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う費用対効果調査業務

図表 5-1-59 和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う費用対効果調査業務概要

契約名称	和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う費用対効果調査業務			
契約期間	平成 26 年 12 月 10 日から平成 27 年 3 月 27 日まで			
契約内容	和久漁港における海岸保全施設整備事業の有効性を検証するため、費用対効果分析手法を活用して評価を行うこと。			
契約相手先	AG社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令 167 条第1項第2号)			
受託者の報告義務等	成果報告書2部、電子データ2部			
予定価格(千円)	1,598			
入札金額(注)	AG社	1,512 千円	AJ社	1,576 千円
		94.6%		98.6%
	AK社	1,620 千円	AF社	1,728 千円
		101.4%		108.1%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	1,512	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

当該契約は、和久漁港海岸保全施設整備事業に伴う費用対効果調査業務を目的としており、事業内容としては海洋土木に関するものであるため、指名競争入札の選定基準を「港湾及び空港部門」に登録している建設コンサルタントであって、所在区分が市内又は準市内の会社に限定している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

e. 栽培漁業センター運營業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 栽培漁業センター運營業務

下関栽培漁業センターは、水産資源を増大させ、漁業関係者、水産関係団体等の関係者の経営状態の安定化もしくは業績の向上を図り、消費者に対して安定的な水産資源の供給を図ることを目的として運営されている。

また、管内の沿岸漁業の振興、栽培漁業の定着・拡充及び水産資源の維持増大を図るため、アワビ、クルマエビ、ガザミの中間育成事業や新たな有用水産生物を生産するなど、栽培漁業の拠点として業務運営を行っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-60 栽培漁業センター運営事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	5,001	4,779
共済費	816	731
賃金	415	383
旅費	105	97
需用費	6,892	6,763
役務費	160	154
委託料(注)	1,670	1,655
使用貸借料	738	608
原材料費	9,600	9,535
備品購入費	1,260	1,163
合計	26,657	25,873
収入	予算	実績
財産収入	17,164	16,560
一般財源	9,493	9,312
合計	26,657	25,873

(注)1,000千円以上の項目がないため、内訳の記載は省略している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

② 多様な担い手の育成、支援

市は、後期総合計画において、多様な担い手の育成、支援について、新規就業者に対する支援、認定農業者の支援、総合的な農業経営者、担い手対策の推進を図っている。具体的には、新規就業者に対する支援として、農業については、関係機関による就農支援体制を整備し、就農開始に必要な研修等に対して支援を行い、地域農業の担い手の確保・育成を図り、漁業については、後継者育成に向け、経営基盤が脆弱な新規漁業就業者に対して一定期間の研修を行い、漁業経営等を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援している。また、認定農業者の支援としては、これからの農業における「担い手」の中心的役割を果たす認定農業者の農業経営を支援し、地域農業の担い手づくりを総合的に推進することにより、安定的な農業経営ができるように支援を行っている。総合的な農業経営者、担い手対策の推進としては、地域農業の継続的な振興を図るため、中心的に地域農業を支える集落営農組織等の育成を支援し、法人化への誘導を図るなど、意欲ある農業経営体の育成に努めている。

市が、多様な担い手の育成、支援を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-61 多様な担い手の育成、支援関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 農業経営基盤強化促進対策業務				
(ア)担い手育成支援事業	54,820	25,006	73,953	40,253
(イ)農地集積支援事業	94,146	10,252	—	—
b. 沿岸漁業対策業務(注)				
(ア)ニューフィッシャー確保育成推進事業	2,259	2,933	4,734	3,900
c. 遠洋漁業対策業務				
(ア)外国人漁業研修生受入事業	34,473	34,578	34,551	41,540

(注) 「①生産流通基盤の整備」で記載している「沿岸漁業対策業務」と同じ業務である。

(出所: 農林水産振興部農業振興課、水産課提示資料)

a. 農業経営基盤強化促進対策業務(農林水産振興部農業振興課)

当該業務は、新規就農者(後継者含む)に対する研修経費と就農初期に必要な資金に対する補助、農業者団体の6次産業化に向けた取り組みや担い手の農地集積への取り組みに対する補助等を行う業務である。

(ア) 担い手育成支援事業

当該事業は、地域農業の担い手となる認定農業者、新規就農者及び集落営農組織への経営支援を行う事業である。また、農地や人材等の農業資源を次世代に継承する集落営農法人化を加速的に推進するため、集落営農法人化に係る合意形成を支援している。さらに、規模拡大や多角化に向けた取り組みへの支援や地域農業の継続を確保するための地域の合意形成に基づく将来の地域農業の担い手の指定及びその担い手への農地集積計画作成を推進するとともに、計画の達成に必要な支援も行っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-62 担い手育成支援事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
職員手当等	644	434
報償費	264	92
旅費	107	36
需用費	100	99

委託料	3,723	669
負担金補助金	49,982	23,673
農業後継者育成支援事業補助金	(8,160)	(2,775)
青年就農給付金	(30,750)	(17,250)
経営体育成支援事業費補助金	(5,245)	(1,687)
その他	(5,827)	(1,961)
合計	54,820	25,006
収入	予算	実績
手数料	15	15
県支出金	44,913	21,654
諸収入	—	67
一般財源	9,892	3,268
合計	54,820	25,006

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

このうち、青年就農給付金、経営体育成支援事業費補助金については、県支出金を財源とする事業であるため、補助金の概要の記載は省略する。

農業後継者育成支援事業補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-63 農業後継者育成支援事業補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 21 年度
実施目的	本市農業の担い手の確保及び定着を図ることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	(1)研修生支援 認定就農者(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第4条第3項の規定に基づき認定を受けた者をいう)であって、国の青年就農給付金(準備型)を受給する者もしくは受給予定者 (2)指導農家支援 当該年度に研修生を受け入れる先進農家・先進法人であって、県から指導機関としての認定を受けた者		
対象事業	農業後継者育成事業		
関連法規	下関市農業後継者育成対策事業補助金交付要綱 山口県担い手対策事業費等補助金交付要綱 新規就農支援総合対策事業実施要項 研修実施に伴う指導農家等の認定実施要項		

対象要件	(1)研修生支援 就農・就業に必要な技術等を取得するための実践的な研修で、次に掲げる要件を満たすもの ①研修内容 ・作物栽培管理、家畜飼養管理、経営管理、農機具等操作、市場流通等に関して体系的に実施されるもの ・県農林総合技術センター農業研修部等で行う月1回程度の集合研修 ②研修期間 概ね1年以上、最長2年以内。研修日数は1月当たり20日以上。 ③研修場所 指導農家等として県から認定を受けた研修先又は受けることが確実である研修先 (2)指導農家支援 研修支援において研修生の指導を行う事業実施主体		
	補助金額	(1)研修生支援 研修生1人当たり月額25,000円 (2)指導農家支援 月額6万円	
実績推移	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金(千円)	225	255	2,775
公益性分類	30 / 50	適格性分類	30 / 50
平成24年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無

当該補助金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 農地集積支援事業

当該事業は、農地中間管理機構経由の農地貸付を通じて担い手の農地集積・連担化に協力した地域、農地の所有者及び耕作者に対し、その面積に応じて協力金を交付する事業である。

当該事業の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-64 農地集積支援事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
貸金	1,000	-

旅費	50	17
需用費	350	171
役務費	50	50
使用賃借料	96	29
負担金補助金	92,600	9,984
農地集積協力補助金	(92,600)	(9,984)
合計	94,146	10,252
収入	予算	実績
県支出金	92,600	9,984
諸収入	1,546	568
一般財源	-	-300
合計	94,146	10,252

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該事業の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-1-65 農地集積支援事業の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	拡充	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
担い手経営体の農地集積面積	ha	1,800	2,100	2,400	
		1,725	1,714		
		95.8%	81.6%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

農地集積協力補助金は、県支出金を財源とする事業であるため、補助金の概要の記載は省略する。

b. 沿岸漁業対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) ニューフィッシャー確保育成推進事業

当該事業は、漁業経験がなく経営基盤が脆弱な新規就業希望者に対して一定期間の研修を行い、漁業経営を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援する事業である。また、独立後、漁業技術が未熟で水揚げが少ない新規漁業就業者の経営の立ち上がりも支援している。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-66 ニューフィッシャー確保育成推進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	3	2
需用費	3	2
使用賃借料	3	2
負担金補助金	2,250	2,925
経営自立化支援事業補助金	(1,575)	(1,575)
新規漁業就業者定着支援事業研修補助金	(675)	(1,350)
合計	2,259	2,933
収入	予算	実績
一般財源	2,259	2,933
合計	2,259	2,933

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

経営自立化支援事業補助金、新規漁業就業者定着支援事業研修補助金の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● 経営自立化支援事業補助金

図表 5-1-67 経営自立化支援事業補助金概要

所管課	水産課	始期	平成 24 年度
実施目的	新規漁業就業者の定着を図ることを目的として、漁業技術が未熟であり水揚げが少ない新規漁業就業者に対し、就業直後の経営の立ち上げを支援する。		
対象者	山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修を修了した者		
対象事業	経営自立化支援事業		
関連法規	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 下関市経営自立化支援事業補助金交付実施要領		
対象要件	研修終了後1年以内に経営を開始する者		
補助金額	漁業で生計が成り立つ実現可能な計画を有する者に対し、漁業経営の自立化に係る経費額の1/2以内		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	675	2,475	1,575

公益性分類	34 / 50	適格性分類	50 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該支援事業の支給限度額は1人、1月当たり 75 千円で、経営を開始してから1年以内が対象となる。

補助金申請者は自立経営に関する目標、年間操業の計画等を記載した計画承認申請書を、漁業協同組合を経由して市長に提出し、新規漁業就業者としての承認を受ける。認定後は経営自立化支援金交付申請書に確約書兼連帯保証書を添付し、支援金の支給を漁協に対して申請する。

なお、新規漁業就業者は支援金の支給から起算して 20 日を経過した日、又は事業年度の3月 31 日のいずれか早い期日までに市長に対して事業実施実績書を提出することが求められている。

当該補助金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除いて、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

発生経費の確認について

補助金事業の完成に際して提出する事業実績報告書等には、補助金申請者が作成した収支精算書が添付されているが、具体的な費用の内訳が記載されていない。

補助金の対象要件は「漁業経営の自立化に係る経費」と制限されているため、市が発生経費の具体的な内容についても確認できるよう内訳の記載とともに関連資料の提示を求めるべきと考える。

● 新規漁業就業者定着支援事業研修補助金

図表 5-1-68 新規漁業就業者定着支援事業研修補助金概要

所管課	水産課	始期	平成 18 年度
実施目的	漁業経験がなく経営基盤が脆弱な新規漁業就業者に対して、一定期間の研修を行い、漁業経営等を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援することを目的とする。		
対象者	山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修を受講する者		
対象事業	下関市新規漁業就業者定着支援事業		
関連法規	下関市新規漁業就業者定着支援事業研修補助金交付要綱		
対象要件	対象者が漁業経営を開始するために必要な漁業技術、知識等を		

	習得するために次の研修を受講する場合、研修補助金を支給する。 ・研修場所及び内容 先進漁家、試験研究機関、市場、漁業協同組合等において、漁具・漁法、気象・海象、漁業機械操作、市場流通等に関する体系的な研修 ・研修期間 1月を超え2年以内 ・1月に必要な研修日数 原則として20日以上とする。		
補助金額	漁業経営を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援するために必要な経費額の1/2以内		
実績推移	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金(千円)	2,325	1,425	1,350
公益性分類	34 / 50	適格性分類	50 / 50
平成24年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無

当該支援事業の支給限度額は1人、1月当たり75千円で、支給は研修期間内に限られる。

研修補助金の支給を希望する対象者は、新規漁業就業者定着支援事業研修補助金交付申請書に確約書兼連帯保証書、申請時に未成年である場合は親権者の承諾書も添付して漁業協同組合に申請し、漁協による承認を受けることが必要である。

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

補助金額の内容について

当研修の補助金額は、「漁業経営を開始する際に必要な漁業技術、知識等の習得を支援するために必要な経費額の1/2以内」と規定されているが、長期漁業技術研修受講者は、研修期間中は漁業権を有しておらず、水揚による収入が得られないため、実質的には生活資金の補助となっている。

当該補助金の必要性を検討するとともに、必要であると判断するのであれば、補助対象経費を明確にするべきと考える。

c. 遠洋漁業対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 外国人漁業研修生受入事業

当該事業は、外国人漁業研修生の受入事業を継続して実施し、漁業技術を移転することで国際貢献を果たすとともに、協議会の経費の一部を負担することで漁業生産力の向上と関連産業を含めた地域の活性化を図ることを目的とした事業である。

遠洋漁業対策業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-69 遠洋漁業対策業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
職員手当等	45	42
旅費	13	9
需用費	9	8
使用賃借料	24	22
負担金補助金	10,400	10,400
外国人漁業研修生受入協議会負担金	(7,400)	(7,400)
遠洋漁業振興対策事業補助金(注1)	(3,000)	(3,000)
貸付金	23,982	24,095
遠洋漁業振興対策資金融資預託金(注1)	(23,982)	(24,095)
合計	34,473	34,578
収入	予算	実績
諸収入	31,382	31,495
一般財源	3,091	3,083
合計	34,473	34,578

(注1)「③経営基盤の安定化」において内容を説明している。

(注2)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

このうち、外国人漁業研修生受入協議会負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-70 下関外国人漁業研修生受入協議会負担金概要

所管課	水産課	始期	平成 20 年度
実施目的	漁業技術を必要とする外国人漁業研修生を受け入れて研修を円滑に行い、漁業技術、技能又は知識の移転を図り、もって両国間の相互理解と友好親善の推進を図ることを目的とする。		
対象者	下関外国人漁業研修生受入協議会		

対象事業	外国人漁業研修生受入事業		
関連法規	下関外国人漁業研修生受入協議会運営に関する要綱 下関外国人漁業研修生受入協議会規約		
対象要件	下関外国人研修生受入協議会の経費の2分の1以上 (協議会規約第8条)		
負担金額	下関外国人漁業研修生受入協議会総事業費の1/2		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担金(千円)	7,750	7,450	7,400

平成 19 年9月にインドネシア共和国国家教育省から下関市長に対して漁業研修受入れの依頼がされたことから、市は平成 20 年度より研修生を受け入れ、下関外国人漁業研修生受入協議会を研修の実施機関として認定している。

同協議会には、一般社団法人下関水産振興協会、山口県以東機船底曳網漁業協同組合、山口県、下関市の4団体が会員として参加しており、上表の実施目的を達成するために以下の事業を行っている。

- ▶ 研修生の受け入れに関する協議及び調整
- ▶ 研修内容の計画及び実施
- ▶ 研修生の日常生活の管理
- ▶ その他目的を達成するために必要な事業

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

③ 経営基盤の安定化

市は、農業生産基盤の整備や経営の近代化に伴う資金需要の増大に対応するため、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、新規就農資金等の各融資制度の活用を図り、農業者に対して利子補給等の支援を行っている。

また、水産業については、漁獲量の減少、魚価の低迷といった漁業者を取り巻く厳しい環境の中で、漁業者及び漁業関係団体を金融面から支援することにより経営基盤の安定化を図っている。

経営基盤の安定化のために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-71 経営基盤の安定化関連業務

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 農業制度金融対策業務				
(ア) 農業制度金融対策業務	3,380	2,008	4,015	2,336
b. 遠洋漁業対策業務(注1)				
(ア) 遠洋漁業対策業務	34,473	34,578	34,551	41,540
c. 水産加工業対策業務				
(ア) 水産加工業対策業務	18,681	18,961	21,663	18,759
d. 下関漁港振興対策業務(注2)				
(ア) 集荷対策事業	475,229	475,229	475,244	475,227
e. 沿岸漁業対策業務(注3)				
(ア) 沿岸漁業振興対策事業	1,597	993	1,888	1,213

(注1)「③多様な担い手の育成、支援」で記載している「遠洋漁業対策業務」と同じ業務である。

(注2)「①生産流通基盤の整備」で記載している「下関漁港振興対策業務」と同じ業務である。

(注3)「①生産流通基盤の整備」で記載している「沿岸漁業対策業務」と同じ業務である。

(出所:農林水産振興部農業振興課、水産課提示資料)

a. 農業制度金融対策業務(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 農業制度金融対策業務

当該業務は、高度化・多様化する消費者や市場ニーズに対応した農業生産基盤の確立を目指し、資本装備の高度化・近代化を目指す農業者や新規就農者に対して適切な制度資金の活用を促し、利子負担の軽減措置を行い安定した農業経営を支援する業務である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-72 農業制度金融対策業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	3,380	2,008
農業経営基盤強化資金利子補給補助金	(2,135)	(1,294)
その他	(1,245)	(714)
合計	3,380	2,008

収入	予算	実績
県支出金	1,679	1,000
一般財源	1,701	1,007
合計	3,380	2,008

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

このうち、農業経営基盤強化資金利子補給補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-73 農業経営基盤強化資金利子補給補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成7年度
実施目的	農業者に貸し付けられた資金に係る利子を補給することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図ることを目的とする。		
対象者	株式会社日本政策金融公庫もしくはその受託金融機関又は農業協同組合の転貸により借り受けた農業経営基盤強化資金の借入れに関して利子を支払った農業者		
対象事業	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要項第3の2に定める利子助成金の交付事業		
関連法規	下関市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱 山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱		
対象要件	株式会社日本政策金融公庫もしくはその受託金融機関又は農業協同組合の転貸により借り受けた農業経営基盤強化資金の借入れに関して農業者が支払った利子につき補助金を交付する。ただし、当該資金に据置期間の定めがない場合、又は当該資金が利子助成事業の対象であって、利子助成事業対象期間中に据置期間が終了している場合は交付しない。		
補助金額	山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第4の「据置期間中」の表「市町利子補給率」の欄に定める利子補給率		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	1,939	1,545	1,294
公益性分類	30 / 50	適格性分類	40 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 遠洋漁業対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 遠洋漁業対策業務

市は、中小遠洋漁業者の経営に必要な運転資金の融通を円滑にし、経営基盤の強化を図るため、その原資を融資機関に預託している。また、国際漁場における安全操業の確保を図るとともに、下関漁港の水揚げ増進を図るために集荷対策、水産物輸入対策、厚生施設の運営支援等に要する費用の一部を補助している。

なお、当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は「②多様な担い手の育成、支援」の「c.遠洋漁業対策業務」に記載している。

遠洋漁業対策事業補助金、遠洋漁業振興対策資金融資預託金の概要はそれぞれ以下のとおりである。

● 遠洋漁業振興対策事業補助金

図表 5-1-74 遠洋漁業振興対策事業補助金概要

所管課	水産課		始期	昭和 46 年度
実施目的	国際漁場における操業秩序の確保並びに下関漁港における集荷対策、輸入対策等を推進し、一般社団法人下関水産振興協会が実施している事業のうち、遠洋漁業振興対策事業の事業費の一部を補助することを目的とする。具体的には、水産物集荷対策、水産物輸入対策、漁場対策、漁業経営改善対策、厚生施設運営支援の各事業費に対して補助金を支出している。			
対象者	一般社団法人下関水産振興協会			
対象事業	遠洋漁業振興対策事業 ① 水産業活性化の推進、流通関連・魚食普及活動及び浴場補助事業の支援 ② 水産物輸入割当業務、鮮魚選別事業の支援並びに国際漁場問題に関する要望活動及び国際友好親善の促進 ③ その他の遠洋漁業振興対策事業の支援			
関連法規	下関市水産業振興対策事業補助金交付要綱			
補助金額	市長の承認を得た者が事業種目に掲げる事業を行うのに要する費用のうち市長が認める経費額の1/3以内			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
補助金(千円)	3,000	3,000	3,000	
公益性分類	46 / 50	適格性分類	44 / 50	
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	

一般社団法人下関水産振興協会の平成 26 年度における遠洋漁業振興対策事業

支出精算書によれば、総費用額 9,045 千円のうち、約 64%(5,843 千円)が賃貸料、光熱水料費で、約 17%(1,581 千円)が各種団体・協議会会費等で構成されている。

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

補助対象経費の範囲について

当該補助金の目的は、国際漁場における操業秩序の確保並びに下関漁港における集荷対策、輸入対策等を推進することにある。

現在の下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱別表第1では、経費の範囲を「市長の承認を得た者が事業種目に掲げる事業を行うのに要する費用のうち市長が認める経費」と定めているのみで、明確な範囲については記載されていない。

補助金として支出するに当たっては、補助対象となる費用についてその範囲を明確に定め、一定の判断基準に基づいて確認できるようにする必要があると考える。

支出内容の適切性に関する確認について

下関水産振興協会が作成した平成 26 年度における遠洋漁業振興対策事業支出精算書には個別費用の内訳等が記載、添付等されていないため、個々の支出について内容を確認することができない。遠洋漁業振興に関連する費用として適切な補助金の対象であることを確認するために個々の支出の内容を確認し、国際漁場における操業秩序の確保並びに下関漁港における集荷対策、輸入対策等を推進することに関連する支出であるかどうか確認できるようにする必要があると考える。

【監査結果】－平成 24 年度指摘事項改善状況－

平成 24 年度包括外部監査結果に対する市の措置状況を確認した結果は、以下のとおりである。

【指摘事項】交付先の財務状況等を勘案した補助金額の妥当性について

監査の結果 及び意見(要旨)	毎年定額の補助金額が交付されているが、補助金交付先の財政状況・資産状況から補助金額が適切であるか否か、検討すべきである。
措置状況 及び改善方針	平成 25 年度の補助申請時より、対象事業での人件費計上の考え方に関する書類、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の書類を新たに提出させ、事業計画、収支予算書・内訳書とあわせて、補助金の支出に関して適切であるかどうかの審査を厳正に行いました。

	なお、平成 26 年度より人件費については補助対象外としました。
監査手続 及び結果	監査人は、平成 26 年度に実施された関連資料を閲覧し、市が補助金交付先からの正味財産増減計算書等や財産目録を提出させ、交付先の財政状況等についても確認を行っており、補助金額の適切性について検討していることを確かめた。

【指摘事項】実績報告の適正性について

監査の結果 及び意見(要旨)	補助対象経費の内容と領収書との照合、収益事業・非収益事業の区分を跨ぐ経費の按分に関する基準の妥当性の確認等により、提出を受けた実績報告書の内容が適切か否かを検証し、実質的な審査を実施すべきである。 加えて、補助対象事業及び経費について適切な審査を実施する前提として、(社)下関水産振興協会に対して財務諸表の会計区分に応じた補助金の交付申請及び適正な実績報告を行うよう指導監督すべきである。
措置状況 及び改善方針	平成 25 年度の補助申請時より、対象事業での人件費計上の考え方に関する書類、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の書類を新たに提出させ、事業計画、収支予算書・内訳書とあわせて、補助金の支出に関して適切であるかどうかの審査を厳正に行いました。 なお、平成 26 年度より人件費については補助対象外としました。(実績報告提出時にも厳正な審査を行う予定です。)
監査手続 及び結果	監査人が、実績報告の状況について質問したところ、現在、補助対象経費の範囲を明確にし、また、終期を設定するなどの補助金の見直し作業を行っており、平成 27 年度中に要綱を改正し、平成 28 年度から適用する予定との回答を得た。

【指摘事項】審査の適切性について

監査の結果 及び意見(要旨)	審査担当者の審査を徹底・厳正化すべきである。
措置状況 及び改善方針	平成 25 年度の補助申請時より、対象事業での人件費計上の考え方に関する書類、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の書類を新たに提出させ、事業計画、収支予算書・内訳書とあわせて、補助金の支出に関して適切であるかどうかの審査を厳正に行いました。

対象要件	出漁準備に要する資金の貸付で、指定金融機関(山口銀行、西中国信用金庫、山口県漁業協同組合)の審査を受け融資決定を受けた者		
関連法規	下関市遠洋漁業振興対策資金融資要綱		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
預託金(千円)	23,804	23,752	24,095

各事業者が融資を受ける資金融資の種類、融資限度額、融資利率等は以下のとおりである。

図表 5-1-76 融資限度額、融資利率等の一覧

資金の種類	融資限度額		融資利率	融資期間	
	業種	金額(千円)		償還期間	据置期間
出漁準備に要する資金	以西底びき網漁業	漁労船 1隻 13,000	年 6.2 % 以内	1年以内 (据置期間を含む)	4月以内
		運搬船 1隻 9,000			
	大中型まき網漁業	1統 50,000			
	大中型イカ釣漁業	1隻 13,000			
	沖合底びき網漁業	1隻 9,000			

当該預託金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

c. 水産加工業対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 水産加工業対策業務

市は、水産加工品の消費者への普及啓発及び水産加工品の品質・技術の向上を目的として開催される山口県水産加工展に係る経費の一部を補助している。また、水産加工業者等から発生する魚さいの運搬処理に要する経費等の一部を助成することで、市内における魚さいの円滑な処理システムを確保している。

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-77 水産加工業対策業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	123	122
需用費	6	5
役務費	3	3
使用賃借料	3	3
負担金補助金	18,546	18,827
魚さい処理安定化促進事業費補助金 (魚さい処理助成事業)	(16,600)	(16,881)
魚さい処理安定化促進事業費補助金 (施設整備事業)	(1,886)	(1,885)
その他	(60)	(61)
合計	18,681	18,961
収入	予算	実績
諸収入	—	0
一般財源	18,681	18,961
合計	18,681	18,961

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

このうち、魚さい処理安定化促進事業費補助金(魚さい処理助成事業)及び魚さい処理安定化促進事業費補助金(施設整備事業)の概要はそれぞれ以下のとおりである。

- 魚さい処理安定化促進事業費補助金(魚さい処理助成事業)

図表 5-1-78 魚さい処理安定化促進事業費補助金(魚さい処理助成事業)概要

所管課	水産課	始期	平成7年度
実施目的	下関魚さい処理協会会員の事業活動により発生する魚さいの再資源化ルートの確保を図るとともに、環境保全及び廃棄物の発生抑制並びに下関市の水産業の振興に資することを目的とし、魚さいの運搬処理に係る費用の一部を助成する。		
対象者	下関魚さい処理協会会員		
対象事業	下関市魚さい処理安定化促進事業		
関連法規	下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱 下関魚さい処理協会規約		

魚さい運搬処理事業費補助金交付要綱			
対象要件	魚さいの運搬及び処理の実施		
補助金額	1kg当たりの魚さいの運搬処理に要する単価を実績運搬処理量に乗じた額の1/3		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	16,494	16,581	16,881
公益性分類	40 / 50	適格性分類	50 / 50
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> / 無

魚さいとは、魚介類の流通過程で排出される魚の頭、骨、内臓などのアラをいい、所定の業者又は公的機関が無公害に再資源化処理して魚粉等を製造し、養鶏や養豚等の配合飼料として販売している。

下関市では、以下のようなスキームにより魚さいが処理されている。

- 市内各所の排出業者(鮮魚小売店、水産加工業者、唐戸魚市場・下関漁港魚市場関連団体等)から発生する魚さいを回収業者が回収する。回収運賃は回収業者が各排出業者に請求しているが、魚さいの処理費は徴収していない。
- 魚さいの処理業者は魚さいを原料に魚粉を製造している。なお、処理業者は下関市だけでなく近隣の市町村、他県の魚さい処理も行っている。
- 製造した魚粉は処理業者が独自に販売している。

市は、魚さいの回収運賃を支払った市内の排出業者に対して、運搬費の助成を行っており、補助金を一旦下関魚さい処理協会(以下、協会という。)に支払い、その後、協会から各排出業者に対して支払われている。市が協会に支払う上限額(基準魚さい処理助成額)は、1kg当たりの魚さいの運搬処理に要する単価を実績運搬処理量に乗じた額の1/3として計算される(下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱第2条、別表2)。

なお、回収運賃は排出業者に応じて異なるため、基準魚さい処理助成額を算定する際に用いる運搬処理単価が全国的な水準から見て妥当であるかどうかの判断材料とするため、市は他市に単価のアンケート調査を行っており、その結果、全国的にみて下関市は中位にあることを確認している。

一方、協会は排出業者に対し、協会が規定している「魚さい運搬処理事業費補助金交付要綱」第3条に定められた以下の計算方法によって、排出業者が負担している魚さい処理費用について一定金額を補助している。

図表 5-1-79 協会が定めている運搬処理事業費補助額

会員の区分	1 事業所当たりの年額
鮮魚小売店	月額 1,080 円に事業を行った月数を乗じた額
水産加工業者	◇事業費が月額 73,440 円以上の事業場又は工場 月額 21,600 円に、事業を行った月数を乗じた額 ◇事業費が月額 73,440 円未満の事業場又は工場 月額 21,600 円に、事業費の月額を乗じた額を 73,440 円で除した額(小数点以下切捨て)に事業を行った月数を乗じた額
唐戸魚市場 下関漁港魚市場 関連団体	魚さい運搬処理事業費の 1/2

当該補助金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

魚さいの運搬処理単価の調査について

市は、他市における運搬処理単価の調査を過去に平成7年、平成11年、平成16年、平成21年と概ね4年ないしは5年ごとに実施しているが、平成22年以降は実施されていない。前回の調査から6年が経過しているため、平成28年には単価の妥当性の検証のための調査を実施することが望まれる。

【監査結果】－平成24年度指摘事項改善状況－

平成24年度包括外部監査結果に対する市の措置状況を確認した結果は、以下のとおりである。

【意見】補助金の申請・決定・交付手続について

監査の結果 及び意見(要旨)	実際の補助金額は、「魚さいの運搬及び処理の経費額に3分の1を乗じて得た額か基準魚さい処理助成額のいずれか少ない額」となっている。そこで、交付要綱における補助金の額を実際の運用に沿うよう改定することが望ましい。
措置状況 及び改善方針	旧補助要綱を廃止し、下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱を制定し、別表に定める事業として、わかり易い表記にしました。 下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日施行)

監査手続 及び結果	監査人は、下関市水産業振興対策事業費補助金交付要綱別表において、各事業区分、事業種目、経費、補助率等の一覧表が作成されており、また、事業単位の説明がなされていること、並びに、魚さい処理安定化促進事業で用いる運搬処理経費単価の一覧表が設けられていることを確認した。
--------------	---

● 魚さい処理安定化促進事業費補助金(施設整備事業)

図表 5-1-80 魚さい処理安定化促進事業費補助金(施設整備事業)概要

所管課	水産課		始期	平成7年度
実施目的	下関市の魚さいの処理の安定化を促進し、魚の流通の拡大及び水産加工業の発展に資するため、魚さい加工処理施設の新設又は更新に用いるための資金調達に生じる利子相当額の補給を行うことを目的とする。			
対象者	魚さい処理安定化事業を営む業者			
対象事業	下関市魚さい処理安定化促進事業			
関連法規	下関市魚さい処理安定化促進事業費補助金交付要綱			
対象要件	魚さい加工処理施設の新設又は更新費用に要する資金の融資を受けた場合、返済した元利償還金額のうち利子相当額			
補助金額	融資実行年月日において算定される借入金の償還利子相当額			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
補助金(千円)	658	2,010	1,885	
公益性分類	40 / 50	適格性分類	50 / 50	
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無	

魚さいの処理事業は、魚さいのリサイクルシステムを市内で確保することにより、魚の流通の拡大及び水産加工業の発展に資する市にとって重要な事業である。処理施設を公社化して運営することも考えられるが、既存のごみ処理場で処理すると焼却炉を傷めることになるため、魚さい処理を専門に行っている民間業者を活用し、同社が魚さい加工処理施設の新設又は更新を行う際に必要となる資金調達について利子相当額を支援している。

魚さいの処理事業を公社化した他の市では、運営費として年間5千万円以上の補助金を支出している場合もあり、市では現在の民間業者を活用する方法は市の財政負担を軽減しているものであると評価している。

なお、平成 26 年度の補助金は、山陽ハイミール株式会社が融資機関から 140,000 千円の融資を受けて魚さい加工処理施設の設備(ボイラー及び乾燥機のディスク軸)を

更新したことに伴う利子相当額である。

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

d. 下関漁港振興対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 集荷対策事業

下関市は、特定第三種漁港である下関漁港を中心として、新しい視点から活力に満ちた水産都市づくりを進めていくため、特定第三種漁港を擁する市が他の団体と連携して多様な活動をするための特定第三種漁港市長協議会に参加している。

特定第三種漁港市長協議会では、国への要望活動、後援会の開催、全国水産都市三団体連絡協議会への参画、並びに各市が直面している水産に関する諸問題の情報交換等を行っている。

また、下関漁港に水揚げする生産者の経営安定、市場買受人の購買力強化及び卸売人の集荷力強化を図るため、融資を行う金融機関に対し、貸付資金の原資の一部を預託し下関漁港の集荷増大を図っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-81 集荷対策事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	149	149
負担金補助金	80	80
貸付金	475,000	475,000
下関漁港振興対策資金融資預託金	(475,000)	(475,000)
合計	475,229	475,229
収入	予算	実績
諸収入	475,000	475,000
一般財源	229	229
合計	475,229	475,229

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

	(燃油高騰対策資金)		
	融資対象経費	出漁準備に要する経費及び運転資金のうち、燃油高騰の影響による追加出費分	
	融資限度額	預託額の2倍	
	融資期間	3年以内(うち据置期間6月)	
	償還方法	融資機関が行う通常の場合の例による	
	融資利率	年 1.2%以内	
	貸付限度額	総トン数 20トン以上の漁船を使用する者	20,000 千円
		それ以外の者	5,000 千円
	(水産物流通対策資金)		
	融資対象事業	集荷対策事業、購買対策事業及び清算事業(下関市地方卸売市場唐戸市場に係る事業を含む。)	
	融資限度額	預託額の4倍(買受人については1業者 10,000千円以内とする。)	
	融資期間	1年以内	
	融資利率	年 7.5%以内	
	担保及び保証人	金融機関所定の方法	
関連法規	下関漁港振興対策資金(生産者対策資金)融資要綱(注3) 下関漁港振興対策資金(水産物流通対策資金)融資要綱		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金(千円)	475,251	475,000	475,000

(注1)融資機関である山口県漁協が当該制度により融資実行できる総額

(注2)1漁業者が借り受けることができる限度額

(注3)「燃油高騰対策資金」を含む。

当該事業は出漁準備に要する経費及び運転資金、集荷対策事業(卸受人が行う集荷、買付け等)や購買対策事業(買受人が行う生鮮水産物等の売買取引)、及び精算事業(市場の卸受人が買受人に対して売り渡す生鮮水産物等の売掛金債権を、会社が買受人に代わって卸受人に対し買受人ごとに定めた債務代位弁済保証枠の範囲内で継続的に代位弁済する事業)に必要な資金を金融機関から調達する際に、市が資金の一部を融資機関に預託するものである。市の預託金には利息は付されないが、全額返納される。

当該預託金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出から関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施し

た結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】 一意見一

下関漁港振興対策資金のうち水産物流通対策資金の融資において過去適用された利率の推移は以下のとおりである。

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度～26年度
利率	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%

上記のとおり実際の融資利率は1%台で推移している。生産者対策資金や燃油高騰対策資金は、融資利率が1.2%以内と定められているが、水産物流通対策資金については要綱上の融資利率が7.5%以内と定められているため、融資利用者からすると制度の利用を敬遠してしまう要因となるおそれがある。そのため、実際に適用される利率の定め方を記載することなどを検討し、利用者の便に供することが必要と考える。

④ 生産振興対策の推進

市では、生産振興対策の推進のために、「適切な需給調整に基づく生産振興対策の推進」「経営構造対策の推進」「有害鳥獣被害防止対策等の推進」「地元産材の需要拡大対策の推進」「水産物ブランド化の推進」といった取り組みを行っている。

④-A 適切な需給調整に基づく生産振興対策の推進

市は、需要に見合った農産物生産による農業経営の安定的発展と食料自給率の向上に寄与するため、消費者ニーズに沿った生産振興対策を推進している。

④-B 経営構造対策の推進

市は、農業構造対策として、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、担い手の確保・育成、担い手に対する農用地利用集積の促進及び農畜産物流通の合理化等を図るため、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進している。

「適切な需給調整に基づく生産振興対策の推進」及び「経営構造対策の推進」に関連する事業は以下のとおりである。

図表 5-1-83 「適切な需給調整に基づく生産振興対策の推進」及び「経営構造対策の推進」関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 農業振興一般業務				
(ア) 農業振興一般業務	3,206	2,945	3,121	2,422
b. 米政策推進事業				

(ア)水稲生産数量調整円滑化推進業務	22,138	20,807	22,770	20,615
c.果樹・園芸振興対策事業				
(ア)果樹・園芸振興対策事業	459	248	454	267

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

a. 農業振興一般業務(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 農業振興一般業務

当該業務は、農業に関する情報の収集や関係機関で構成する協議会等による生産指導などにより農業・農村の活性化を促進する業務である。また、各種農業団体等における農業振興活動に要する経費の一部も助成している。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-84 農業振興一般業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	395	694
需用費	1,328	693
役務費	274	156
委託料(注)	—	597
使用賃借料	466	261
負担金補助金(注)	743	543
合計	3,206	2,945
収入	予算	実績
諸収入	—	0
一般財源	3,206	2,945
合計	3,206	2,945

(注) 1,000 千円以上の項目がないため、内訳の記載を省略している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

b. 米政策推進事業(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 水稲生産数量調整円滑化推進業務

当該業務は、農業者への米の数量目標の配分ルールの設定及び集計、生産調整の実施状況や推進作物の現地確認等、経営所得安定対策推進に係る業務である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-85 水稻生産数量調整円滑化推進業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
職員手当	1,300	1,283
共済費	17	27
賃金	1,200	2,264
旅費	110	101
需用費	535	480
役務費	168	166
使用貸借料	1,650	1,614
負担金補助金	17,158	14,869
経営所得安定対策推進事業費補助金	(17,158)	(14,869)
合計	22,138	20,807
収入	予算	実績
県支出金	19,061	17,852
一般財源	3,077	2,955
合計	22,138	20,807

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

経営所得安定対策推進事業費補助金は、県支出金を財源とする事業であるため、補助金の概要の記載は省略する。

④-C 有害鳥獣被害防止対策等の推進

市は、農家・林家の生産意欲の維持・向上を図るため、防護柵の設置等に要する経費の一部を補助することによって防護柵を普及、また、有害鳥獣を捕獲して被害防止の徹底を図るとともに、捕獲した有害獣を有効活用する体制を整備することで、農林作物の生産性の向上と農林業経営の安定化に努めている。

有害鳥獣被害防止対策等の推進に関連する事業は以下のとおりである。

図表 5-1-86 有害鳥獣被害防止対策等の推進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.有害鳥獣捕獲業務				
(ア)有害鳥獣捕獲事業	78,042	70,358	78,682	75,053
(イ)ジビエ有効活用推進事業	7,753	6,440	6,044	5,510

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

a. 有害鳥獣捕獲業務(農林水産振興部農林整備課)

近年、全国的に、中山間地域などにおいて、シカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化・広域化している。そのため、国は平成 19 年 12 月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」を成立させ、市町村が中心となって、様々な被害を防止するための総合的な取り組みを主体的に行うこととしている。

下関市は中山間地が多いことから、野生鳥獣による被害が特に深刻な問題となっている。市の平成 25 年度における被害総額は 175,914 千円であり、そのうち特にイノシシとシカの被害が7割近くを占めている。市の推計によれば、市のイノシシとシカによる農林産物への被害の推移は以下のとおりである。

図表 5-1-87 イノシシ、シカによる農林産物への被害推移

(単位:千円)

年度	イノシシ	シカ	合計
平成 20 年度	62,687	35,745	98,432
平成 21 年度	65,356	47,832	113,188
平成 22 年度	49,898	42,756	92,654
平成 23 年度	61,643	65,871	127,514
平成 24 年度	75,087	69,014	144,101
平成 25 年度	46,835	74,993	121,828

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

市は有害鳥獣の被害防止のために、平成 26 年度から平成 28 年度までを対象とした「下関市鳥獣被害防止計画」を策定し、捕獲計画数や侵入防止柵の整備計画等を定めている。同防止計画に定められている捕獲計画数は以下のとおりである。

図表 5-1-88 鳥獣捕獲実績と計画数

		イノシシ	シカ	サル	ヒヨドリ	カラス
実績	平成 22 年度	1,496 頭	1,056 頭	35 頭	269 羽	11 羽
	平成 23 年度	1,491 頭	1,210 頭	29 頭	0羽	1羽
	平成 24 年度	1,431 頭	1,467 頭	47 頭	192 羽	2羽
	平成 25 年度	1,202 頭	1,301 頭	45 頭	0羽	28 羽
計画	平成 26 年度	1,500 頭	1,500 頭	50 頭	200 羽	100 羽
	平成 27 年度	1,500 頭	1,500 頭	50 頭	200 羽	100 羽
	平成 28 年度	1,500 頭	1,500 頭	50 頭	200 羽	100 羽

(出所: 下関市鳥獣被害防止計画等から作成)

また、市は、防護柵の設置や捕獲による被害防止に取り組むとともに、捕獲したイノシシやシカの肉をジビエ(野生鳥獣の食肉)として有効活用する取り組みも行っている。

(ア) 有害鳥獣捕獲事業

市は、農林水産物に甚大な被害を与える有害鳥獣の捕獲と被害防止の徹底を図るため、有害鳥獣の捕獲許可等に関する事務及び下関市鳥獣被害防止計画に基づく捕獲事業を行っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-89 有害鳥獣捕獲事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	588	272
職員手当等	550	359
旅費	1,542	1,251
需用費	257	190
役務費	43	32
使用賃借料	47	14
備品購入費	18	18
負担金補助金	74,996	68,219
鳥獣被害防止総合対策交付金事業費補助金	(42,508)	(36,379)
有害鳥獣捕獲事業補助金	(18,870)	(18,870)
鳥獣害防止柵等設置事業補助金	(9,969)	(9,382)
有害鳥獣捕獲対策協議会負担金	(2,400)	(2,400)
その他	(1,249)	(1,186)
合計	78,042	70,358

収入	予算	実績
県支出金	33,667	35,855
諸収入	5,345	—
一般財源	39,030	34,502
合計	78,042	70,358

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

当該事業の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-1-90 有害鳥獣捕獲業務の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	拡充	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
市内でのイノシシ・シカによる農林作物被害額	千円	79,100	116,000	108,300	
		121,828	120,995		
		64.9%	95.9%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

なお、有害鳥獣捕獲事業に関連する補助金のうち、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費補助金は国庫補助を財源とする事業であり、市が作成した被害防止計画に基づく取り組みについて国が県を経由して補助しているものであるため、補助金の概要の記載は省略する。

市が一般財源で交付している補助金のうち、有害鳥獣捕獲事業補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-91 有害鳥獣捕獲事業補助金概要

所管課	農林整備課	始期	平成 17 年度
実施目的	農林産物に甚大な被害を与える有害鳥獣の捕獲と被害防止の徹底を図ることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定により鳥獣の捕獲の許可を受けた捕獲者 ・捕獲者で組織された捕獲団体 		
対象事業	有害鳥獣捕獲事業		
関連法規	有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱		
対象要件	他者から依頼を受けて有害鳥獣捕獲に従事した対象者が、有害鳥獣を捕獲したことが分かる確認資料を提出し、補助金を交付することが適当であると認められる場合		

補助金額	鳥獣の種別		補助金額	
	イノシシ		1頭当たり 5,000円	
	ニホンジカ		1頭当たり 10,000円	
	ノウサギ		1羽当たり 200円	
	カラス		1羽当たり 400円	
	サル		1頭当たり 26,000円	
	タヌキ		1頭当たり 1,000円	
	ヒヨドリ		1羽当たり 200円	
実績推移	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
補助金(千円)	18,927	19,001	18,870	
公益性分類	40 / 50	適格性分類	40 / 50	
平成24年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	指摘事項	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無	

有害鳥獣捕獲奨励事業に係る補助金交付要綱では、有害鳥獣を捕獲する事業（「捕獲事業」）と有害鳥獣の捕獲のための柵、おり及びわなを設置する事業（「設置事業」）に対して補助金を交付することが定められている。平成26年度の実績では、捕獲事業に係る補助金が18,870千円、設置事業に係る補助金は586千円となっている。また、補助対象には、上記のようにタヌキやヒヨドリ等もあるが、平成26年度の実績では、以下のとおり大半がイノシシやシカが捕獲、補助対象となっている。

図表 5-1-92 有害鳥獣捕獲事業補助金の種別内訳

鳥獣の種別		補助実績	捕獲実績
イノシシ	頭数(頭)	928	1,047
	金額(円)	4,640,000	5,235,000
シカ	頭数(頭)	1,298	1,360
	金額(円)	12,980,000	13,600,000
カラス	羽数(羽)	6	6
	金額(円)	2,400	2,400
サル	頭数(頭)	48	48
	金額(円)	1,248,000	1,248,000
合計	金額(円)	18,870,400	20,085,400

(出所: 農林水産振興部農林整備課提示資料)

捕獲実績は上記右欄のようにになっているが、交付要綱では、当該補助金は予算の範囲内で交付決定することが定められているため、予算上の年間捕獲予定数を各地区の猟友会ごとに割り振って算定された上限金額が交付されている。

平成26年度の当初予算額は18,187千円であったため、一部後述の鳥獣害防止柵

等設置事業補助金から流用しているものの、イノシシやシカについては捕獲実績全額を補助できていない状況である。

なお、鳥獣の種類によって補助単価が異なっているのは、当該単価が埋葬コストを勘案して決定されているため、大型鳥獣の補助単価が大きくなっているとのことである。

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出からサンプルにより関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

また、市が一般財源で交付している補助金のうち、鳥獣害防止柵等設置事業補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-93 鳥獣害防止柵等設置事業補助金概要

所管課	農林整備課		始期	平成21年度
実施目的	鳥獣による農林水産物等への被害を防止及び軽減するために、下関市鳥獣被害防止対策協議会が防止柵等を設置する際に、事業に要する経費の一部を補助することを目的としている。			
対象者	下関市鳥獣被害防止対策協議会			
対象事業	鳥獣害防止柵等設置事業			
関連法規	下関市鳥獣害防止柵等設置事業補助金交付要綱			
対象要件	次に掲げる基準を全て満たす防止柵等の設置であること ①鳥獣による被害状況から判断して、市長が防止柵等の設置を必要と認める地域内であること ②受益戸数が2戸以下であること ③防止柵等について5年以上の使用に耐えうるものであること			
補助金額	市長が年度ごとに定める補助基準額又は補助対象経費のいずれか低い額の3/4以内			
実績推移	平成24年度		平成25年度	平成26年度
補助金(千円)	12,401		8,281	9,382
公益性分類	42	/	50	適格性分類 36 / 50
平成24年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/>	/	無	指摘事項 有 / <input checked="" type="checkbox"/>

国の鳥獣被害防止総合対策支援事業では、侵入防止柵を自力で施行する場合には資材費相当額の定額補助が行われているが、対象要件として受益戸数が3戸以上であることが求められている。それに対して、市の補助金は国の制度を補完するものとなっており、受益戸数が2戸以下であることが交付要件となっている。市としては、極力農家同士で協力して広範囲に防止柵を設置してほしいという趣旨から、市の補助は一

部が事業者負担となっている。

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルにより関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

また、市が一般財源で交付している負担金のうち、有害鳥獣捕獲対策協議会負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-94 有害鳥獣捕獲対策協議会負担金概要

所管課	農林整備課		始期	平成 18 年度
実施目的	有害鳥獣(シカ)捕獲の支援			
対象者	下関市有害鳥獣捕獲対策協議会			
関連法規	下関市有害鳥獣捕獲対策協議会議決			
負担金額	下関市有害鳥獣捕獲対策協議会で決議された金額			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
負担金(千円)	2,400	2,400	2,400	

下関市有害鳥獣捕獲対策協議会は、市内の有害鳥獣による被害を予防するとともに捕獲の徹底を図り、農林水産物の増産と農林漁家所得の増大を図ることを目的として設置された協議会であり、下関市や農業協同組合、猟友会等から構成されている組織である。有害鳥獣捕獲等は、原則として有害鳥獣捕獲隊が実施することとされており(下関市有害鳥獣捕獲等実施要領第5条)、同協議会が捕獲隊における捕獲従事者の選考等も行っている。

平成 17 年の市町村合併時にシカ対策として各旧4町が 600 千円ずつ予算措置を行っていたことから、その後も継続して 2,400 千円を市が負担しているものであり、各地区の猟友会に対するシカ被害対策費に対する報償費として利用されている。

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一意見一

有害鳥獣対策全体の見直し

図表 5-1-88のとおり、下関市鳥獣被害防止計画では、平成 28 年度にイノシシ 1,500 頭、シカ 1,500 頭などの捕獲計画を策定している。しかし、図表 5-1-92のとおり、平成 26 年度の有害鳥獣捕獲事業補助金は、捕獲された鳥獣のすべてに対して補助できていない状況である。同防止計画に掲げられている捕獲目標計画を達成した場合には補助金額として 23,880 千円が必要となる。

しかし、厳しい市の財政状況の中で当該予算の総額を増加させることは困難であると考えられるため、例えば以下のような取り組みを行うことで、予算総額を増額させずに、補助金額を同防止計画に掲げている目標と整合させるよう検討することが望まれる。

・鳥獣害防止柵等設置事業補助金は市長が年度ごとに定める補助基準額又は補助対象経費のいずれか低い額の3/4以内となっており、比較的補助率が高い水準にある。市としては、極力農家同士で協力して広範囲に柵を設置してほしいという趣旨から、一部が事業者負担としているが、補助率を引き下げることにより国の鳥獣被害防止総合対策支援事業を利用する農家が増加するとともに、市の補助金総額を減額させることができると考えられる。

・有害鳥獣捕獲対策協議会負担金は毎年度 2,400 千円が交付されており、市町合併以来見直されていない。市は鳥獣被害防止計画の実施促進及びその達成に十分に貢献しているとの判断から現状維持としているが、有害鳥獣対策事業全体と補助金、交付金の額とを勘案した上で、必要であれば減額を検討することも考えられる。

(イ) ジビエ有効活用推進事業

市では、平成 23 年3月に下関市ジビエ有効活用基本計画を立案し、有害獣による農作物被害の軽減、経済活動の活力増強、地域活動の推進を目標に、下関型ジビエ有効活用モデルを掲げている。同モデルは、ジビエを利用した地域づくりモデルであり、第1段階として施設整備やジビエの加工・販売対策の構築、第2段階として地域ぐるみによる有害獣被害軽減対策や農村振興へ取り組むこととしている。

当該取り組みの一環として、市は平成 25 年4月に国庫補助事業の鳥獣被害防止対策交付金事業を利用して下関市北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設(愛称:みのりの丘ジビエセンター)をオープンしている。

また、ジビエ肉の有効活用、普及拡大を図るためにジビエの試食、ジビエ料理教室の開催、ジビエ PR 事業の実施、ジビエ料理レシピ集の作成なども行っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-95 ジビエ有効活用推進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報償費	132	—
旅費	58	2
需用費	70	47
役務費	13	10
委託料	5,349	4,349
北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設管理業務	(5,349)	(4,349)
使用貸借料	11	—
工事請負費	2,120	2,030
合計	7,753	6,440
収入	予算	実績
市債	5,000	4,300
一般財源	2,753	2,140
合計	7,753	6,440

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

当該施設は下関市ジビエ有効活用施設の設置等に関する条例第 15 条に基づき指定管理者による管理運営がなされている。北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設管理業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-96 北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設管理業務の契約概要

契約名称	北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の管理運営に関する基本協定 北部中山間地域ジビエ有効活用拠点施設の管理運営に関する年度協約書
契約目的	みのりの丘ジビエセンターの管理・運営
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
契約内容	下関市と指定管理者が協力し、指定管理施設を適正かつ円滑に運営し、下関市内で捕獲したイノシシ及びニホンジカの肉をジビエと称して食用肉に処理し、地域資源として活用することで、市内における農林作物等の被害軽減対策に取り組む際の負担軽減及び意欲向上を図ることを目的とする。
契約相手先	静食品株式会社

契約の種類	指定管理契約(公募)		
受託者の報告義務等	業務報告書、事業報告書		
予定価格(千円)	5,349	契約金額(上限)(千円)	5,349
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	5,412	4,349

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

④-D 地元産材の需要拡大対策の推進

市は、地域林業の振興を図るため、地元産材を使用した製品の流通、販売、消費について適切な支援に努め、地元産材の需要拡大対策を推進している。

市が、地元産材の需要拡大対策の推進を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-97 地元産材の需要拡大対策の推進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 民有林振興業務				
(ア) 民有林振興業務	5,105	5,012	7,389	6,264
b. 林業団体育成事業				
(ア) 林業団体育成事業	1,708	1,680	1,709	1,681

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

a. 民有林振興業務(農林水産振興部農林整備課)

(ア) 民有林振興業務

当該業務は、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、民有林の造林事業に対して補助金を交付することにより森林環境保全整備事業を推進する業務である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-98 民有林振興業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	21	—
需用費	85	48
使用賃借料	34	13
負担金補助金	4,965	4,950
造林事業等補助金(鳥獣害防止施設等整備)	(1,165)	(2,682)
造林事業等補助金(間伐)	(1,024)	(1,116)
造林事業等補助金(除伐)	(688)	(64)
造林事業等補助金(新植)	(670)	(328)
造林事業等補助金(下伐)	(552)	(511)
その他	(866)	(247)
合計	5,105	5,012
収入	予算	実績
県支出金	430	592
一般財源	4,675	4,419
合計	5,105	5,012

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

造林事業等補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-99 造林事業等補助金概要

所管課	農林整備課	始期	平成 17 年度
実施目的	森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	山口県西部森林組合、森林施業計画の認定を受けた者又は市長と森林整備に関する協定を締結した森林所有者		
対象事業	山口県造林事業等補助金要綱による補助金の交付決定を受けた造林事業等		
関連法規	山口県造林事業等補助金要綱 下関市造林事業等補助金交付要綱		
対象要件	対象者が実施する新植、下刈、除伐、間伐、作業道開設、更新伐、鳥獣害防止設備等整備の各事業		

補助金額	事業の種類		標準事業費に対する補助率
	新植		5%
	新植(松くい虫被害跡地)		10%
	下刈		5%
	除伐(不用木の除去及び不良木の淘汰)		5%
	除伐(不良木の淘汰)		7%
	間伐(要間伐森林)		12%
	間伐(要間伐森林以外)		7%
	作業道(路)開設		20%
	更新伐		7%
	鳥獣害防止施設等整備		5%
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	20,425	4,605	4,950
公益性分類	26 / 50	適格性分類	44 / 50
平成 24 年度監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/> 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 林業団体育成業務(農林水産振興部農林整備課)

(ア) 林業団体育成業務

当該業務は、民有林の造林推進と地域林業の振興を図るため、負担金・補助金を支出することにより各種林業団体の育成強化を図る業務である。

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-100 林業団体育成補助金収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金(注)	1,708	1,680
合計	1,708	1,680
収入	予算	実績
一般財源	1,708	1,680
合計	1,708	1,680

(注) 1,000 千円以上の項目がないため、内訳の記載を省略している。

(出所:農林水産振興部農林整備課提示資料)

④-E 水産物ブランド化の推進

市は、下関市のブランドとして確立されている「ふく」「うに」「くじら」に加え、「あんこう」、「いか」のブランド化を推進し、漁獲物を差別化することにより魚価の向上を図るとともに、水産物の観光資源化によって、新たな販売ルートの開拓を進めている。

また、下関市の最大のブランドである「ふく」の更なるブランド強化に努めるとともに、「くじら」についてはくじら文化発信事業に積極的に取り組みつつ、調査捕鯨船団の基地化を目標とし、商業捕鯨の早期再開を目指す日本政府を支持している。

市が、水産物ブランド化の推進を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-101 水産物ブランド化の推進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.水産業総合振興対策業務				
(ア)水産物ブランド化推進事業	3,114	3,092	2,072	2,173

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

a. 水産業総合振興対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 水産物ブランド化推進事業

市は、日本一の水揚げを誇る「あんこう」をはじめとする沖合底びき網漁業で水揚げされる魚種の PR を行うことによって販路拡大を図り、魚価向上対策に取り組む事業に対して経費の一部を負担している。

また、特牛市場で水揚げされる「下関北浦特牛イカ」のブランド力浸透及び定着を図るため、広報活動における事業費の一部を負担している。さらに、下関ふくブランドの

強化を図るため、ふくに関するセミナーの開催及びふくブランド強化推進に関する冊子を配布している。

当該事業年度の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-102 水産物ブランド化推進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	122	114
需用費	600	600
委託費(注)	1,432	1,418
負担金補助金	960	960
合計	3,114	3,092
収入	予算	実績
諸収入	360	360
一般財源	2,754	2,732
合計	3,114	3,092

(注)1,000 千円以上の項目がないため、内訳の記載は省略している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

⑤ 魅力ある農山漁村づくりの推進

市は、魅力ある農山漁村づくりの推進のために、農山漁村の持つ優れた特性を活用して都市部と周辺地域の交流を促進し、農林水産業を取り巻く環境への理解を促進することとしている。また、都市部と農山漁村との交流を図るため、農林水産業体験や調理体験、自然観察等に取り組むとともに、宿泊施設や観光施設と連携しながら交流事業を推進することにより、農林水産業のみならず観光業と一体となった産業振興を目指すこととしている。さらに、農業・漁業の振興・活性化及び農村・漁村生活環境の改善を図るため、集落防災安全設備の整備に努めるほか、農業・漁業集落排水施設、農業漁業集落道及び農地環境の整備を推進している。

市が、魅力ある農山漁村づくりの推進を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-103 魅力ある農山漁村づくりの推進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.農山村等振興対策事業				
(ア)中山間地域等直接支払推進事業	253,992	243,986	249,122	243,517

b. 農業施設等管理業務				
(ア) 菊川農村婦人の家に関する 施設管理運営業務	2,881	2,735	2,283	2,284
(イ) 田耕農林漁家婦人活動促進センター 管理運営業務	2,255	1,937	2,257	2,162
(ウ) 角島地域資源活用総合交流促進施設 管理運営業務	3,740	51,618	854	614
(エ) 豊浦自然活用総合管理センター 管理運営業務	6,287	6,221	6,504	6,409
(オ) 農業公園整備管理業務	19,213	18,766	16,022	16,064
(カ) 田園空間整備事業及び 田園空間博物館管理運営業務	2,125	2,119	2,125	1,988
(キ) 殿居地区農村集落多目的共同利用 施設管理運営業務	1,034	992	1,026	965
(ク) 地域集会施設等管理業務	1,517	934	880	597
c. 水産業総合振興対策業務(注)				
(ア) くじら文化発信事業	59,002	58,654	51,321	50,924
(イ) 魚食普及対策事業	1,703	1,672	946	944
(ウ) 海事思想普及事業	635	635	635	1,135
d. 離島漁業対策業務				
(ア) 離島対漁業対策業務	3,668	3,668	3,940	3,940
e. 都市・農村交流推進業務				
(ア) 都市・農村交流推進業務	50	50	50	50

(注)「④生産振興対策の推進」で記載している「水産業総合振興対策業務」と同じ業務である。

(出所: 農林水産振興部農業振興課、水産課提示資料)

a. 農山村等振興対策事業(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 中山間地域等直接支払推進事業

中山間地域においては、農業生産条件が不利な状況が多いため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。農業の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能のことである。当該事業は、生産条件の不利性を直接的に補正することにより、適正な農業生産活動を維持し、多面的機能を確保することを目的とした事業である。

当該事業の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-104 中山間地域等直接支払推進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
共済費	3	2
賃金	185	180
旅費	34	26
需用費	677	641
役務費	139	138
使用賃借料	1,451	1,425
負担金補助金	251,503	241,572
中山間地域等直接支払補助金	(251,503)	(241,572)
合計	253,992	243,986
収入	予算	実績
県支出金	181,093	174,457
諸収入	—	10
一般財源	72,899	69,518
合計	253,992	243,986

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該事業の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-1-105 中山間地域等直接支払推進事業の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落協定の農用地面積	ha	2,167	2,167	2,225	
		2,191	2,195		
		101.1%	101.3%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

中山間地域等直接支払補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-106 中山間地域等直接支払補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 12 年度
実施目的	農業生産条件の不利を補正し、下関市の中山間地域等における耕作放棄地の発生防止、農業の多面的機能の確保を目的とする。		

対象者	下関市から集落協定の認定通知を受けた集団の代表者及び個別協定の認定通知を受けた者で、当該協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者				
対象事業	上記の集落協定又は個別協定により認定された農用地で中山間地域等直接支払下関市基本方針に基づいて行う生産活動等				
関連法規	下関市中山間地域等直接支払補助金交付要綱 中山間地域等直接支払下関市基本方針 山口県中山間地域等直接支払交付金交付要綱 中山間地域等直接支払交付金実施要領 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用				
対象要件	①勾配が田で1/20以上、畑、草地、採草放牧地で15度以上(急傾斜農用地) ②勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地、採草放牧地で8度以上15度未満(緩傾斜農用地)				
補助金額	①傾斜農用地等の10a当たりの補助金				
	地目	区分	単価(円)		
	田	急傾斜農用地	21,000		
		緩傾斜農用地	8,000		
	畑	急傾斜農用地	11,500		
		緩傾斜農用地	3,500		
	草地	急傾斜農用地	10,500		
		緩傾斜農用地	3,000		
		草地比率の高い草地※1	1,500		
	採草放牧地	急傾斜農用地	1,000		
		緩傾斜農用地	300		
	※1 草地比率の高い草地とは、積算気温が著しく低く、かつ草地比率が70%以上である草地をいう。				
	②加算措置(10a当たりの補助金)				
	区分	田(円)	畑(円)	草地(円)	採草放牧地(円)
	規模拡大加算	1,500	500	500	—
土地利用調整加算	500	500	—	—	
小規模・高齢化集落支援加算	4,500	1,800	—	—	
法人設立加算					

	特定農業生産法人の場合	1,000	750	750	750
	農業生産法人の場合	600	500	500	500
	集落連携促進加算	2,000	2,000	2,000	2,000
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度		平成 26 年度	
補助金(千円)	238,105	241,040		241,572	
公益性分類	30 / 50	適格性分類		50 / 50	
平成 24 年度 監査対象	有 / <input type="checkbox"/> 無	指摘事項		有 / <input type="checkbox"/> 無	

当該補助金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一意見一

取組期間を超えて保有する積立額について

当該制度は、平成 12 年度から5年間ごとに取組期間が設定されており、平成 26 年度は第3期対策期間(平成 22 年度から平成 26 年度)の最終年度となっている。

市が中山間農業集落の代表者に対して交付した各管内の補助金の総額等は以下のとおりである。

図表 5-1-107 平成 26 年度中山間地域等直接支払補助金交付内訳

管内区分	支出先	交付対象面積(m ²)	交付金額(千円)
下関	26 協定	2,871,985	44,523
菊川	14 協定	3,993,261	41,614
豊田	37 協定	7,768,109	77,995
豊浦	8 協定	1,544,927	25,847
豊北	40 協定	5,774,773	51,591
合計	125 協定	21,953,055	241,572

上記の支出先のうち、各管内で最も多額の交付を受けた協定について、当該補助金に係る関係書類(支払命令書、補助金交付申請書、集落協定書、実績報告書等の文書)を確認した結果は以下のとおりである。

図表 5-1-108 平成 26 年度確認協定一覧

(単位:千円)

管内 区分	協定	交付金額	交付実績内訳		積立残高 (注)
			共同取組活動	個人への配分	
下関	川久保集落	5,842	4,550	1,291	110

菊川	久野集落	9,583	6,018	3,565	-
豊田	稲光集落	6,728	3,407	3,320	1,849
豊浦	上小野集落	5,547	2,884	2,662	-
豊北	上畑集落	6,380	3,190	3,190	600

(注)平成 26 年度の補助金のうち、費消されずに積み立てられた額の残高(平成 27 年度以降に支出が予定されているもの)。

これらの補助金交付に関して農村集落からの実績報告書を確認したところ、制度取組期間中に交付された補助金の中から、トラクターの機械備品購入のための支出など、農業促進に資する事業に備えるための積み立てがなされていた。市担当者は平成 26 年度が第3期取組期間の最終年度であることから、各管内における合計積立残高の把握及び平成 27 年度以降の使途などについて聴取を行っている。

平成 27 年度以降の支出予定を示した平成 26 年度末における積立金の残高は以下のとおりである。

図表 5-1-109 積立金残高の年度別支出予定額

(単位:千円)

支出予定年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	積立残高
支出予定額	36,714	11,296	4,809	-	4,102	56,923

中山間地域等直接支払下関市基本方針の「7 交付金の使用方法」では支出対象として「交付金の積立・繰越」が掲げられており、その積立計画や使途計画を明記することとされ、補助金の対象経費となる複数年度に亘って費消することが認められている。

しかし、制度としての取組期間(平成 22 年度～平成 26 年度)を越えて繰り越すことについては明記されていない。この点、当該制度に係る実務運用上の国の見解は、交付金の使用方法を集落協定締結段階で明確にした上で農業生産活動等に取り組み、交付金を計画的に単年度毎に使用することが望ましいとしつつも、目的が明確であれば5年間の適当な時期や5年目以降に共同利用機械の購入や農産物加工施設の整備等に使用しても差し支えないとのことであり、これについては、集落協定に明記することが求められている。

当該制度が耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図るために実施されている趣旨から、交付された資金はあくまでも制度の取組期間内で使用することが前提であるものの、資金の実質的な使途に着目して取組期間を超えての使用を認めている点、市が集落における当該交付資金の管理が適切になされているか、協定内容に沿った支出が適切になされているかについては複数年度の執行管理の必要性が認められる。

国の見解においても協定期間終了後も積立・繰越金がある場合は、集落における交付金の適正な管理及び使用を促す観点から、市町村は収支報告書等を用いて交付金

の支出状況を把握することが望ましいとしていることから、市は一定の様式を示して、該当する集落から積立・繰越金に係る状況について適時に報告できるようにすべきである。

なお、市は補助金の実績報告に基づいた書面及び現地への確認作業を行っているが、平成 26 年度末現在の積立残高について当初計画されていた使途どおりの支出が実際になされているか確認する必要がある。

b. 農業施設等管理業務(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 菊川農村婦人の家に関する施設管理運営業務

菊川農村婦人の家は、農村婦人の福祉及び資質向上と農村地域社会における婦人の役割を醸成するための共同利用施設として設置された施設である。

菊川農村婦人の家では、農村婦人の生活改善、地域社会における連帯感の高揚を図るため、次に掲げる事業を行っている。

- ① 農村婦人の生活改善の知識、技術の習得に関すること。
- ② 農村婦人の自主的なグループ活動及び育成に関すること。
- ③ 農村婦人の福祉向上及び情報交換に関すること。
- ④ その他公共利用に関すること。

当該施設の平成 26 年度における運営業務予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-110 菊川農村婦人の家に関する施設管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
役務費	8	7
委託料	2,512	2,511
施設指定管理料	(2,019)	(2,018)
その他	(493)	(493)
備品購入費	361	216
合計	2,881	2,735
収入	予算	実績
財産収入	272	272
一般財源	2,609	2,462
合計	2,881	2,735

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該施設は、下関市菊川農村婦人の家の設置等に関する条例第 11 条に基づき、指定管理者による管理運営がなされている。

菊川農村婦人の家に関する施設管理運営業務指定管理契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-111 菊川農村婦人の家に関する施設管理運営業務指定管理契約概要

契約名称	下関市菊川農村婦人の家の管理運営に関する基本協定 下関市菊川農村婦人の家の管理運営に関する年度協定		
契約目的	菊川農村婦人の家の管理運営		
契約期間	平成 23 年4月 1 日から平成 28 年3月 31 日まで		
契約内容	指定管理施設の維持管理に関する業務 指定管理施設の利用の許可に関する業務 指定管理施設の運営企画に関する業務 その他市長が必要と認める業務		
契約相手先	菊川農村婦人の家 農産加工技術員		
契約の種類	指定管理契約		
受託者の報告義務等	業務報告書、事業報告書		
予定価格(千円)	—	契約金額(上限)(千円)	2,018
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	2,018	2,018	2,018

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 田耕農林漁家婦人活動促進センター管理運営業務

田耕農林漁家婦人活動促進センターは、下関市豊北町大字田耕に住所を有する者の文化の向上及び地域活性化の推進を図る目的で設置された施設である。

当該施設の平成 26 年度における運営業務予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-112 田耕農林漁家婦人活動促進センター管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
賃金	120	120
需用費	1,015	712
役務費	21	20
委託費(注)	1,096	1,081
負担金補助金	3	2
合計	2,255	1,937

収入	予算	実績
使用料	188	102
諸収入	107	81
一般財源	1,960	1,753
合計	2,255	1,937

(注)1,000千円以上の項目がないため、内訳の記載は省略している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

(ウ) 角島地域資源活用総合交流促進施設管理運営業務

角島地域資源活用総合交流促進施設は、都市農村交流の促進及び農林水産業振興を図るため、地域資源を活用した交流拠点として設置された施設である。

当該施設の平成26年度における運営業務予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-113 角島地域資源活用総合交流促進施設管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	800	1,519
役務費	564	200
委託料	—	4,382
設計委託	—	(2,948)
工事監理委託	—	(1,134)
その他	—	(300)
使用賃借料	2,376	2,675
工事請負費	—	42,840
合計	3,740	51,618
収入	予算	実績
使用料	53	2
諸収入	—	0
一般財源	3,687	51,616
合計	3,740	51,618

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該施設に関しては、平成25年12月にしおかぜの里角島の公衆トイレの一部が延焼したことにより、当該トイレの復旧改修に係る業務が平成26年度に実施されている。

当該業務のうち、設計委託契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-114 角島地域資源活用総合交流促進センター
公衆便所棟延焼復旧改修設計契約概要

契約名称	角島地域資源活用総合交流促進センター公衆便所棟延焼復旧改修設計業務		
契約目的	角島地域資源活用総合交流促進センター公衆便所棟の設計		
契約期間	平成 26 年2月 26 日から平成 26 年5月 30 日まで		
契約内容	下関市角島地域資源活用総合交流促進センターの延焼に係る劣化調査、解体、建築、電気設備、機械設備等の実施設計。		
契約相手先	協同組合 設計集団 権		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)		
随意契約理由	契約の相手方は、角島地域資源活用総合交流促進センターの基本設計及び詳細設計並びに工事監理業務を行った経験があり、同センターの内容に精通しているため、迅速で的確な業務を行うことができる。これを随意契約によらず、競争入札に付し他の業者が受託した場合、原状の詳細設計等を再度整理したうえで設計資料等を作成して設計を行わなければならない、迅速かつ的確な業務執行ができないため。		
受託者の報告義務等	業務工程表、業務計画書		
予定価格(千円)	3,501	契約金額(上限)(千円)	2,948
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	2,948	—

また、監理委託業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-115 角島地域資源活用総合交流促進センター公衆便所棟
延焼復旧改修工事に伴う監理委託業務契約概要

契約名称	角島地域資源活用総合交流促進センター公衆便所棟延焼復旧改修工事に伴う監理委託業務		
契約目的	角島地域資源活用総合交流促進センター公衆便所棟の工事の監理		
契約期間	平成 26 年9月 17 日から平成 27 年2月 17 日まで		
契約内容	角島地域資源活用総合交流促進センター公衆便所棟の工事が基本計画、実施設計に基づいて実施されていることを確認する。		
契約相手先	協同組合 設計集団 権		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)		

随意契約理由	契約の相手方は、角島地域資源活用総合交流促進センターの基本設計及び詳細設計並びに工事監理業務を行った経験があり、同センターの内容に精通していることから、復旧改修設計業務も受託しているため。		
受託者の報告義務等	業務工程表、業務計画書		
予定価格(千円)	1,134	契約金額(上限)(千円)	1,134
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	—	1,134

当該2件の委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(エ) 豊浦自然活用総合管理センター管理運営業務

豊浦自然活用総合管理センターは、豊かな自然環境の活用を図り、地域の特性を活かした快適で活力あるまちづくり、人づくりを総合的に推進するために設置された施設である。

当該施設の平成 26 年度における運営業務予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-116 豊浦自然活用総合管理センター管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	202	129
役務費	14	22
委託料	4,762	4,761
施設指定管理料	(4,762)	(4,761)
使用賃借料	1,299	1,298
負担金補助金	10	10
合計	6,287	6,221
収入	予算	実績
使用料	163	291
諸収入	—	0
一般財源	6,124	5,930
合計	6,287	6,221

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該施設は、下関市豊浦自然活用総合管理センターの設置等に関する条例第12条に基づき、指定管理者による管理運営がなされている。

豊浦自然活用総合管理センター指定管理契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-117 豊浦自然活用総合管理センター指定管理契約概要

契約名称	下関市豊浦自然活用総合管理センターの管理運営に関する基本協定 下関市豊浦自然活用総合管理センターの管理運営に関する年度協定		
契約目的	豊浦自然活用総合管理センターの管理運営		
指定期間	平成 23 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで		
契約内容	指定管理施設の維持管理に関する業務 指定管理施設の利用の許可に関する業務 指定管理施設の運営企画に関する業務 その他市長が必要と認める業務		
契約相手先	一般社団法人豊浦産業振興事業団		
契約の種類	指定管理契約		
受託者の報告義務等	業務報告書、事業報告書		
予定価格(千円)	6,315	契約金額(上限)(千円)	4,761
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	4,741	4,629	4,761

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(オ) 農業公園整備管理業務

農業公園整備管理業務は、下関市豊田地域資源循環活用施設、田園空間博物館総合案内所、旧殿居小学校維新分校、下関市豊田農業公園施設、下関市豊田粃乾燥調製施設、下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの6つの施設の管理、運営等を実施する業務である。

当該施設の平成26年度における運營業務予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-118 農業公園整備管理業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	3,678	3,571
役務費	230	210
委託料	12,619	12,545
施設指定管理料	(11,845)	(11,845)
その他	(774)	(700)
使用賃借料	86	85
負担金補助金	2,600	2,354
合計	19,213	18,766
収入	予算	実績
使用料	243	242
財産収入	57	56
諸収入	16	13
市債	11,000	11,000
一般財源	7,897	7,453
合計	19,213	18,766

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該施設は、下記の各施設等の設置等に関する条例に基づき、指定管理者による管理運営がなされている。

- 下関市豊田地域資源循環活用施設の設置等に関する条例
- 下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例
- 下関市豊田農業公園施設の設置等に関する条例
- 下関市豊田籾乾燥調製施設の設置等に関する条例
- 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センターの設置等に関する条例

豊田農業公園指定管理契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-119 豊田農業公園指定管理契約概要

契約名称	下関市豊田地域資源循環活用施設ほか5施設の管理運営に関する基本協定 下関市豊田地域資源循環活用施設ほか5施設の管理運営に関する年度協定
契約目的	下関市豊田地域資源循環活用施設ほか下記の5施設の管理運営

	<ul style="list-style-type: none"> ・田園空間博物館総合案内所 ・旧殿居小学校維新分校 ・下関市豊田農業公園施設 ・下関市豊田粳乾燥調製施設 ・下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター 		
指定期間	平成 23 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで		
契約内容	指定管理施設の維持管理に関する業務 指定管理施設の利用の許可に関する業務 指定管理施設の運営企画に関する業務 その他市長が必要と認める業務		
契約相手先	有限会社豊田あぐりサービス		
契約の種類	指定管理契約		
受託者の報告義務等	業務報告書、事業報告書		
予定価格(千円)	12,619	契約金額(上限)(千円)	11,845
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	11,516	11,516	11,845

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(カ) 田園空間整備事業及び田園空間博物館管理運営業務

豊田田園空間博物館は、地域住民の参画のもと、農村の持つ多面的機能を再評価し、伝統的な農業施設、美しい農村景観等の保全及び復元を行うとともに、都市との共生を進めて地域の活性化を図るために設置された施設である。

当該施設の平成 26 年度における運営業務予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-120 田園空間整備事業及び田園空間博物館管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	295	241
役務費	227	274
委託料	1,059	1,059
田園空間博物館施設管理運営業務	(1,059)	(1,059)
負担金補助金	544	544
合計	2,125	2,119

収入	予算	実績
使用料	2	2
一般財源	2,123	2,117
合計	2,125	2,119

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

当該施設は、下関市豊田田園空間博物館施設の設置等に関する条例第9条に基づき、指定管理者による管理運営を行っている。

田園空間博物館施設管理運営業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-121 田園空間博物館施設管理運営業務契約概要

契約名称	下関市豊田田園空間博物館直営施設管理業務		
契約目的	豊田田園空間博物館の下記9施設の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・奥野川ホテル谷 ・館ヶ浴の椿 ・浮石義民旧庄屋宅 ・浮石義民直訴の地 ・江良古墳 ・伊藤田六地蔵 ・台ヶ原サイホン ・八道剝貫堤 ・奥野の棚田 		
契約期間	平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日まで		
契約内容	景観保全維持管理 トイレ清掃・管理、資料館管理		
契約相手先	豊田田園空間博物館連絡協議会		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)		
随意契約理由	豊田田園空間博物館は、地域住民の参画のもと、農村の持つ多面的機能を再評価し、伝統的な農業施設、美しい農村景観等の保全及び復元を行うことを目的として掲げており、地域住民の参画を必須条件としているため、当該目的の達成に合致する団体は豊田田園空間博物館連絡協議会のみであることから、競争入札に適さないため。		
受託者の報告義務等	業務完了報告書		
予定価格(千円)	1,059	契約金額(上限)(千円)	1,059
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	1,059	1,059	1,059

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

c. 水産業総合振興対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) くじら文化発信事業

市は、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会への参画をはじめ、下関くじら食文化を守る会と連携して実施する長門市との交流事業や、下関くじらフェスティバル(北西太平洋鯨類捕獲調査団壮行会等)、鯨肉給食の実施等、くじら文化の市民への普及啓発、情報発信を図っている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-122 くじら文化発信事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
職員手当等	398	397
旅費	1,017	1,006
需用費	93	90
役務費	54	50
委託料	38,260	37,953
くじらグルメフェア in 下関さかな祭委託業務	(2,291)	(2,291)
第 27 次南極海鯨類捕獲調査船団入港式等業務	(4,000)	(3,994)
下関くじらフェスティバル第 21 次北西太平洋鯨類捕獲調査団壮行会業務	(1,296)	(1,274)
捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント整備に伴う設計委託業務	(4,462)	(4,320)
捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント製作委託業務	(1,938)	(1,857)
捕鯨船「第二十五利丸」再生材売払いに伴う解体委託業務	(20,941)	(19,390)
捕鯨船「第二十五利丸」展示室解体委託業務	(2,514)	(2,268)
南極海鯨類調査船団入港式及び下関市合併 10 周年記念捕鯨船第二十五利丸モニュメント除幕式等業務	(1,596)	(1,490)
その他(注1)	(-780)	(1,065)
使用賃借料	13	13
工事請負費	9,074	9,074
原材料費	7,582	7,558
負担金補助金	2,510	2,510
下関・長門文化交流事業推進協議会負担金	(1,000)	(1,000)
下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会負担金	(1,000)	(1,000)

その他	(510)	(510)
合計	59,002	58,654
収入	予算	実績
財産収入	26,604	16,376
繰入金 (地域の元気基金、合併振興基金、地域振興基金)	17,500	32,700
諸収入	-	9
一般財源	14,898	9,568
合計	59,002	58,654

(注1)予算執行何額と最終予算額との調整額を示している。

(注2)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

当該事業の施策評価は次のようになっている。

図表 5-1-123 くじら文化発信事業施策評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
下関市内の鯨肉流通量(推定)	トン	210	220	220	
		210	210	/	
		100.0%	95.5%	/	

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

くじら文化発信事業に関する委託業務及び個別事業に係る負担金の概要はそれぞれ以下のとおりである。

- くじらグルメフェア in 下関さかな祭委託業務

図表 5-1-124 くじらグルメフェア in 下関さかな祭委託業務概要

契約名称	くじらグルメフェア in 下関さかな祭委託業務
契約期間	平成 26 年 10 月 23 日から平成 26 年 11 月 23 日まで
契約内容	くじらグルメフェア in 下関さかな祭の開催を通じて「日本一のくじらのまち下関」を発信するとともに、広く市民に鯨類捕獲調査事業や鯨類資源の持続的利用に対する理解を深め、鯨の普及啓発を推進すること。
契約相手先	サンデン広告株式会社
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第1項第1号)

	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号)		
随意契約理由	当該業務は平成 26 年 10 月 10 日に指名競争入札を実施したが、再度の入札を付しても落札者がいなかった。しかし、入札時の最低入札金額であった業者であるサンデン広告株式会社は下関さかな祭の請負業者でもあり、祭り全体を把握し当該イベント業務にも精通しているため、効率性、的確な遂行が可能であると判断されたため。		
受託者の報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	2,291	契約金額(上限)(千円)	2,291
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	—	2,291

当該委託金に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 第 27 次南極海鯨類捕獲調査船団入港式等業務

図表 5-1-125 第 27 次南極海鯨類捕獲調査船団入港式等業務概要

契約名称	第 27 次南極海鯨類捕獲調査船団入港式等業務		
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日まで		
契約内容	第 27 次南極海鯨類捕獲調査事業の終了後、下関港に入港する鯨類捕獲調査船団の入港式を円滑に遂行すること。		
契約相手先	下関イベントネットワーク協議会		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第5号)		
随意契約理由	南極海鯨類捕獲調査事業終了後の調査船団下関入港は急遽決定されたもので、業者選定を行うためのプロポーザルや競争入札を実施した場合、計画書の作成、資機材・人員等の確保等が十分に間に合わない恐れがある。したがって、下関市内のイベント業者がすべて加盟する組織に委託することで広範な特殊業務を効率的に実施し、経費の圧縮を図ることができると判断されたため。		
受託者の報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	4,000	契約金額(上限)(千円)	4,000
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	4,079	3,994

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 下関くじらフェスティバル 第 21 次北西太平洋鯨類捕獲調査団壮行会業務

図表 5-1-126 下関くじらフェスティバル第 21 次北西太平洋
鯨類捕獲調査船団壮行会業務概要

契約名称	下関くじらフェスティバル 第 21 次北西太平洋鯨類捕獲調査船団壮行会業務		
契約期間	平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで		
契約内容	北西太平洋鯨類捕獲調査事業に出港する目視採集船の出港式を円滑に遂行すること。		
契約相手先	下関イベントネットワーク協議会		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)		
随意契約理由	北西太平洋への調査船団の出港、式典の実施についての最終決定が遅く、業者選定を行うためのプロポーザルや競争入札を実施した場合、計画書の作成、資機材・人員等の確保等の準備が間に合わない恐れがある。したがって、下関市内のイベント業者がすべて加盟する組織に委託することで広範な特殊業務を効率的に実施し、経費の圧縮を図ることができると判断されたため。		
受託者の報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	1,296	契約金額(上限)(千円)	1,296
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	829	1,274

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント整備に伴う設計委託業務

図表 5-1-127 捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント整備に伴う設計委託業務概要

契約名称	平成 26 年度 捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント整備に伴う設計委託業務
契約期間	平成 26 年 5 月 29 日から平成 26 年 10 月 31 日まで

契約内容	下関市のくじらの文化の情報発信のひとつとして、捕鯨船「第二十五利丸」の一部をモニュメントとして展示するための実施設計を行うこと。			
契約相手先	AJ社			
契約の種類	指名競争入札(地方自治法第 167 条第1項第1号)			
受託者の報告義務等	報告書2部、電子データ2部、打合せ記録簿2部			
予定価格(千円)	4,462			
入札金額(注)	AE社	4,968 千円	AM社	4,968 千円
		111.3%		111.3%
	AJ社	4,320 千円	AN社	5,022 千円
		96.8%		112.5%
	AF社	4,968 千円		
		111.3%		
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	4,320	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

第二十五利丸は、旧大洋漁業株式会社(現マルハニチロ株式会社)の捕鯨船として昭和 37 年に下関市彦島田の首にあった林兼造船株式会社第三工場で建造され、同年7月 19 日に進水した。

本船は、総トン数 739.92 トン、全長 68.37m、主機関出力 3,600 馬力、速力は試運転時最大 18.65 ノットで同型船中最大の速力を記録し、世界で最も早くて美しい捕鯨船と呼ばれていた。商業捕鯨及び調査捕鯨として南氷洋に 40 回、北太平洋に 26 回出漁した。



(出所:捕鯨船「第二十五利丸」の軌跡)



(出所: 捕鯨船「第二十五利丸」の軌跡)

向風速計について、下関市合併10周年記念事業として下関市観音崎町のアンカー広場に設置し、その功績を顕彰している。

当該業務はモニュメント整備に伴う設計委託業務に関する事業であり、設計結果として実施設計図、数量計算を基に概算工事費を算出し、関連する現地調査から実施設計に至るまでの経緯をまとめた報告書の作成を行う業務である。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント製作委託業務

図表 5-1-128 捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント製作委託業務概要

契約名称	平成26年度 捕鯨船「第二十五利丸」モニュメント製作委託業務
契約期間	平成26年5月13日から平成27年3月31日まで
契約内容	下関市のくじら文化の情報発信のひとつとして、捕鯨船「第二十五利丸」の一部を船体より撤去し、モニュメントとして展示するための整備及び展示までの管理を行うこと。
契約相手先	サンセイ株式会社
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
随意契約理由	本業務は捕鯨船「第二十五利丸」の船体備品の一部をモニュメントとして展示用に加工、整備するものであり、展示予定の備品を船体から撤去するとともに、撤去後に当船舶を解体業者がえい航できるような状態に保つ必要があり、当船舶の構造及び船体状況を把握していなければ業務の遂行は困難である。 サンセイ株式会社は船舶を建造した林兼造船株式会社の業務を

	引継ぎ、長年にわたって維持管理を行ってきており、また、平成 14 年 12 月に当船舶が市へ寄贈されてからも船体の維持管理及び改修工事等を受注しているため、当船舶の構造及び建設後 50 年が経過し老朽化した船舶状態を熟知しているため。		
受託者の 報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	1,938	契約金額(上限)(千円)	1,938
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	—	1,857

当該業務は第二十五利丸モニュメントとして利用するプロペラ等を解体し保管する事業である。捕鯨船第二十五利丸モニュメントはアンカー広場に所在し、捕鯨砲、プロペラ、アンカー、風向風速計をモニュメントとして展示している。



(出所: 下関市ホームページ)

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 捕鯨船「第二十五利丸」再生材売払いに伴う解体委託業務

図表 5-1-129 捕鯨船「第二十五利丸」再生材売払いに伴う解体委託業務概要

契約名称	平成 26 年度捕鯨船「第二十五利丸」再生材売払いに伴う解体委託業務
契約期間	平成 26 年 10 月 15 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
契約内容	市が所有する捕鯨船「第二十五利丸」の再生材の売払いを行うため、同船を解体し再生材を運搬できる形状に加工するとともに、解体に伴って発生する廃材を適正に処分すること。

契約相手先	AO社		
契約の種類	条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2)		
受託者の報告義務等	成果報告書、写真、再生材及び廃材の数量確認表、電子データ		
予定価格(千円)	20,941		
入札金額(注)	AO社	19,390 千円	
		92.6%	
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	—	19,390

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

当該事業は第二十五利丸の解体作業であるが、第二十五利丸の構造・寸法が特殊であり、かつ規模が大きいため、通常の廃棄業者では対応することが困難である。そこで、一般競争入札を行う際に条件として「捕鯨船「第二十五利丸」(鋼製 739.92 トン)の解体ができる施設を有する者であること」、「過去2年の間に総トン数 500 トン以上の鋼製船を解体した実績を有する者であること」の事項を追加し、入札可能業者を山口県外まで広げて一般競争入札を行っている。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 捕鯨船「第二十五利丸」展示室解体委託業務

図表 5-1-130 捕鯨船「第二十五利丸」展示室解体委託業務概要

契約名称	平成 26 年度捕鯨船「第二十五利丸」展示室解体委託業務		
契約期間	平成 27 年3月 12 日から平成 27 年3月 31 日まで		
契約内容	下関漁港内に占用して設置している捕鯨船「第二十五利丸」展示室等について、解体及び撤去を行い、当該地を占用前の状態に復旧すること。		
契約相手先	AR社		
契約の種類	指名競争入札(地方自治法施行令第 167 条第1項第2号)		
受託者の報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	2,514		
入札金額(注)	AP社	2,376 千円	AR社
		94.5%	
			90.2%

	AQ社	2,300 千円	AC社	2,376 千円
		91.5%		94.5%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	2,268	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

また、第二十五利丸の歴史を残すため、モニュメント整備に合わせて、船内にあった操舵機、羅針盤、エンジンテレグラフ等の機器の一部は前述のモニュメントと同様に市長応接室前通路に移設・展示している。



(出所: 下関市ホームページ)

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 南極海鯨類調査船団入港式及び下関市合併 10 周年記念捕鯨船第二十五利丸モニュメント除幕式等業務

図表 5-1-131 南極海鯨類調査船団入港式及び下関市合併 10 周年記念捕鯨船第二十五利丸モニュメント除幕式等業務概要

契約名称	平成 26 年度南極海鯨類調査船団入港式及び下関市合併 10 周年記念 捕鯨船第二十五利丸モニュメント除幕式等業務
契約期間	平成 27 年3月6日から平成 27 年3月 28 日まで
契約内容	鯨類捕獲調査事業や鯨類資源の持続的利用に対する意識を市民に周知することを目的として、南極海鯨類調査事業終了後、下関港に入港する鯨類調査船団の入港式を円滑に実施し、捕鯨船第二十五利丸モニュメントの除幕式を合わせて実施し、くじら文化の次世代への継承を行うこと。
契約相手先	AU社
契約の種類	指名競争入札(地方自治法第 167 条第1項第1号)
受託者の報告義務等	成果報告書

予定価格(千円)	1,595			
入札金額(注)	AT社	1,533 千円	AV社	1,620 千円
		96.1%		101.6%
	AU社	1,490 千円	AW社	辞退
		93.4%		
AS社	辞退	AX社	辞退	
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	1,490	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

- 下関・長門文化交流事業推進協議会負担金

図表 5-1-132 下関・長門文化交流事業推進協議会負担金概要

所管課	水産課	始期	平成 19 年度
実施目的	捕鯨の歴史に深い関わりを持つ下関市及び長門市の市民や域外の人々に対し、鯨文化や捕鯨の歴史などについて啓発活動を行うとともに鯨を通じた交流活動の促進を図ることを目的とする。		
対象者	下関・長門鯨文化交流事業推進協議会		
対象事業	平成 26 年度下関・長門鯨文化交流事業推進協議会事業		
関連法規	下関・長門鯨文化交流事業推進協議会規約 平成 26 年 5 月 23 日実施定例総会決議		
対象要件	下関市及び長門市がそれぞれ総事業費の 1/2 を負担する。		
負担金額	下関・長門くじら文化交流事業推進協議会総事業費の 1/2		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担額(千円)	1,000	1,000	1,000

下関・長門文化交流事業推進協議会は鯨に関するイベントを企画し、市民や域外の人々に対して鯨文化や歴史などを広める活動を行っている。

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

● 下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会負担金

図表 5-1-133 下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会負担金概要

所管課	水産課		始期	平成 23 年度
実施目的	下関市内におけるくじらの普及啓発に必要な業務を行い、鯨文化の情報発信及び鯨肉の消費拡大を図ることを目的とする。			
対象者	下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会			
対象事業	下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会事業			
関連法規	下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会規約			
対象要件	下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会事業費			
負担金額	下関くじら普及啓発キャンペーン実行委員会事業費			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
負担金額(千円)	1,242	1,240	1,000	

当該委員会は、くじら料理レシピ集の配布、市内の飲食店、旅館等に対してくじら文化の情報発信を目的とした普及啓発グッズの提供、若い世代が鯨食文化に触れることを目的に市内の高等学校で実施される鯨肉を利用した調理実習等への補助などの事業を実施している。

当該負担金に関して、関連法規等に従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 魚食普及対策事業

当該事業は、健康食品として見直されている「魚介類」の消費拡大と「魚食」の普及啓発を図り、また、魚の消費拡大や魚食普及を通じて水産業界の活性化を図る目的で実施するさかな祭りの事業費の一部を助成するものである。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-134 魚食普及対策事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	2	—
使用賃借料	3	—
負担金補助金(注)	1,698	1,672
合計	1,703	1,672

収入	予算	実績
一般財源	1,703	1,672
合計	1,703	1,672

(注)1,000千円以上の項目がないため、内訳の記載は省略している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

d. 離島漁業対策業務(農林水産振興部水産課)

(ア) 離島漁業対策業務

当該業務は、離島漁業の再生に関する計画を定めた集落協定を締結した漁業集落において、漁業者自らが取り組む離島の漁業の再生活動や島の活性化を図る事業に対して助成するものである。

当該業務の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-135 離島漁業対策業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	179	179
需用費	313	313
役務費	15	15
使用賃借料	32	32
負担金補助金	3,128	3,128
離島漁業再生支援補助金	(3,128)	(3,128)
合計	3,668	3,668
収入	予算	実績
県支出金	3,090	2,886
一般財源	578	782
合計	3,668	3,668

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部水産課提示資料)

離島漁業再生支援補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-136 離島漁業再生支援補助金概要

所管課	水産課	始期	平成17年度
実施目的	離島の漁業集落の住民自らが漁場の生産力の向上や創意工夫を活かした新たな取り組みを行うことにより、良好な漁場の維持・創出や漁家収入の安定等を図り、離島漁業の活性化を目指すことを目的とす		

	る。		
対象者	蓋井島漁業集落		
対象事業	下関市離島漁業再生支援事業		
関連法規	下関市水産業振興対策事業費補助金要綱 山口県離島漁業再生支援交付金交付要綱 山口県補助金等交付規則 蓋井島漁業集落協定 水産関係地方公共団体交付金等実施要領 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について		
対象要件	下関市離島漁業集落活動促進計画に即した集落協定を定め、締結した漁業集落が下記に掲げる事業を実施するために必要な経費。		
	漁場の生産力の向上と利用に関する話合い		
	漁場の生産力の向上に関する以下の取り組み		
	種苗放流	漁場監視	
	海岸清掃	海底清掃	
	ウニの移植	カジメ(アラメ)の移植	
	漁場改良		
対象要件	集落の創意工夫を活かした以下の新たな取り組み		
	漁場イベントの開催	漁獲物の鮮度管理	
	その他		
対象要件	計画期間内において、上記の取り組みを実施するため、次年度以降に支出することが必要であると市長が認める経費		
補助金額	3,400千円×(集落協定締結世帯数)÷25 国2分の1、県4分の1、市4分の1の割合で各事業体が負担。		
実績推移	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金(千円)	3,400	3,400	3,128
公益性分類	32 / 50	適格性分類	50 / 50
平成24年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

蓋井島は、下関市の西方約3.5kmに位置し、面積2.35km²、人口105人(38世帯)の離島である。島の主要産業は漁業で、47人(26漁業経営体)が漁業に従事している。島の周囲は自然海岸が多く、対馬暖流の影響を受け、良好な漁場を形成している。島の漁業種は一本釣りや磯見など小規模のものが中心となっているが、共同で大型定置網漁業も行う等大規模な漁業活動も行っている。また、アワビの種苗放流を行い、資源を管理しながら漁業を行う資源管理型漁業も実践している。

しかしながら、島全体で高齢化が進み、後継者が不足する問題が発生している。また、離島であるため本土と比べ不利な面(流通や普段の生活での支障)が多いため、都市部へ人口が流出し、島の人口(主に漁業の就業者)が減少している。

そこで、市は漁業就業者の減少による漁業の衰退を回避するため、当該補助金制度を利用し離島漁業の復興を目指している。

当該補助金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

⑥ 安心・安全農林水産物づくりの推進

市は、安心・安全農林水産物づくりの推進を目的として、市は市民への安心・安全な農作物を供給するため、農薬や化学肥料の使用を抑えた農産物の生産への取り組みを支援するとともに、農業生産の過程で発生する廃棄物等をエネルギーとして有効活用し、自然環境にやさしい農業を推進している。また、新鮮な旬の地域食材の確保、地場産農産物の需要拡大、さらには環境にやさしい社会づくりを実現するため、地産・地消型産地の育成に努めている。

市が、安心・安全農林水産物づくりの推進を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-1-137 安心・安全農林水産物づくりの推進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.循環型農業推進業務				
(ア)環境保全型農業直接支援対策事業	10,780	6,129	10,780	6,662
(イ)農業用廃プラスチック適正処理推進事業	320	244	260	195
b.畜産振興一般業務				
(ア)家畜防疫対策業務	6,273	6,033	6,253	6,005
c.農業施設等管理業務				
(ア) 菊川堆肥化処理施設に関する 施設管理運営業務	194	50	193	42

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

a. 循環型農業推進業務(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 環境保全型農業直接支援対策事業

当該事業は、農業分野における地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-138 環境保全型農業直接支援対策事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	173	89
役務費	68	32
使用賃借料	59	28
負担金補助金	10,480	5,978
環境保全型農業直接支援対策事業費補助金	(10,480)	(5,978)
合計	10,780	6,129
収入	予算	実績
県支出金	5,540	3,139
一般財源	5,240	2,990
合計	10,780	6,129

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

環境保全型農業直接支援対策事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-139 環境保全型農業直接支援対策事業費補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 17 年度
実施目的	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等を補助することを目的とし、その事業費の一部を助成する。		
対象者	エコファーマーの認定を受けた農業者又はエコファーマー認定に関する特例措置を利用する農業者		
対象事業	①化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行基準から5割以上低減する活動とカバークロップの作付を組み合わせた取り組み ②有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取り組み ③化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行基準から5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取り組み		

	④化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行基準から5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取り組み		
関連法規	下関市農産園芸関係振興対策事業補助金交付要綱		
対象要件	対象事業に要する経費		
補助金額	対象	補助金額	
	対象事業に記載の①、②及び④	4,000 円/10a以内 ただし②のうち、そば及び飼料作物は1,500 円/10a以内)	
	対象事業に記載の③	2,200 円/10a以内	
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	6,134	6,512	5,978
公益性分類	26 / 50	適格性分類	50 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 畜産振興一般業務(農林水産振興部農業振興課)

(ア) 家畜防疫対策業務

当該業務は、法定伝染病等の家畜疾病の発生を防止するため、県、各種団体と連携を図りながら、畜産農家の巡回指導を行うとともに、防疫対策に要する経費の一部を補助し、自衛防疫の徹底を図る業務である。

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-1-140 家畜防疫対策業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	6,273	6,033
特定疾病等自衛防疫対策事業費補助金	(1,344)	(1,181)
山口県西部農業共済組合家畜診療所運営委員会負担金	(4,537)	(4,537)
その他	(392)	(315)
合計	6,273	6,033

収入	予算	実績
一般財源	6,273	6,033
合計	6,273	6,033

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:農林水産振興部農業振興課提示資料)

このうち、特定疾病等自衛防疫対策事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-141 特定疾病等自衛防疫対策事業費補助金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 17 年度
実施目的	病気の発生等を防ぎ、健全な畜産経営を推進することを目的とし、接種代金の一部を助成する。		
対象者	下関市家畜自衛防疫協議会		
対象事業	特定疾病等発生予防		
関連法規	下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱		
対象要件	特定疾病等発生予防 牛異常産3種混合ワクチンの接種代金		
補助金額	特定疾病等発生予防 牛異常産3種混合ワクチンの接種代金の1/2以内		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	1,240	1,232	1,181
公益性分類	26 / 50	適格性分類	42 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

また、山口県西部農業共済組合家畜診療所運営委員会負担金の概要は以下のとおりである。

図表 5-1-142 山口県西部農業共済組合家畜診療所運営委員会負担金概要

所管課	農業振興課	始期	平成 17 年度
実施目的	山口県西部地区の家畜診療所の業務を円滑にならしめるためにその運営に協力し、地域内の畜産振興に寄与することを目的とする。		
対象者	山口県西部農業共済組合家畜診療所運営委員会		
関連法規等	西部地区家畜診療所運営協議会規約		
負担金額	西部地区家畜診療所運営協議会規約に定める額		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
負担金(千円)	4,537	4,537	4,537

当該2件の補助金及び負担金に関して、要綱等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者

等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一指摘一

下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書の提出について

事業実施主体は、補助事業の遂行状況報告を行うために、下関市畜産振興総合対策事業補助金遂行状況報告書(様式第3号)を作成し、別に定める期日までに当該報告書を市長に提出する必要がある(下関市畜産振興総合対策事業補助金交付要綱第10条)。

しかし、実際は、書類による確認などによって適宜遂行状況を把握しているとの理由から、事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受けていなかった。

書類による確認などにより、実質的に遂行状況を把握していたとしても、上記要綱の定めに従って、補助金の交付を受けた事業実施主体から当該遂行状況報告書の提出を受ける必要がある。

⑦ 民間団体等の育成、支援

市は、漁さいの処理の安定化を促進し、魚の流通の拡大及び水産加工業の発展を図るため、施設整備や輸送に係る負担に対する支援を推進している。

当該支援事業に関しては「③経営基盤の安定化 c.水産加工業対策業務」にて説明している。

2 商工業の振興

(1) 商工業の振興に関するビジョン

① 商工業の振興に関する現状と課題

市の工業は、平成 25 年度において、事業所数(従業員4名以上の事業所)、従業員数は県内トップであり、製造品出荷額等も県内有数の規模を誇っている。業種も、旧下関市を中心に輸送用機械器具(造船)やゴム(タイヤ関連等)、非鉄金属等の特徴的な業種の大企業が立地しているほか、各地域にも多彩な業種の中小企業が集積、立地している。

平成 25 年度の業種別の事業所数と従業員数は食料が最大となっており、また製造品出荷額等は輸送用機械器具が最大となっている。また、ゴムや非鉄金属の製造品出荷額が大きくなっていることも市の特徴となっている。

図表 5-2-1 下関市の製造業(平成 25 年度:業種別)

(単位:事業所、人、百万円)

業種	事業所数	従業者数		製造品出荷額等		
			1事業所 当たり		1事業所 当たり	従業員 1人当たり
食料	128	4,603	36.0	83,612	653.2	18.2
化学	10	363	36.3	23,042	2,304.2	63.5
ゴム	6	1,096	182.7	104,309	17,384.8	95.2
窯業	19	426	22.4	24,692	1,299.6	58.0
鉄鋼	7	546	78.0	21,702	3,100.3	39.7
非鉄金属	7	958	136.9	81,835	11,690.7	85.4
金属	34	1,457	42.9	29,723	874.2	20.4
輸送用機械器具	45	2,524	56.1	107,415	2,387.0	42.6
その他	153	3,185	20.8	70,175	458.7	22.0
製造業全体	409	15,158	37.1	546,505	1,336.2	36.1

(出所:山口県「山口県の工業」を加工)

長期的には、下表のように製造品出荷額等は昭和 60 年の水準を上回っているものの、事業所数、従業員数は減少しており、市内経済の活性化に向けて企業誘致を進めるとともに、産業立地の基盤整備についても促進を図り、既存産業の振興、新産業の育成・振興を図る必要がある。

図表 5-2-2 製造業の事業所数、従業員数、製造品等出荷額等の推移

(単位:事業所、人、百万円)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
事業所数	702	711	624	573	481	426	409
従業員数	22,199	22,099	20,068	17,553	17,804	15,673	15,158
製造品 出荷額等	501,670	560,108	532,451	484,390	505,095	570,958	546,505

(出所:山口県「山口県の工業」)

また、市の商業は、都市間の競争の激化、郊外型大型店舗の立地、インターネット販売の利用者増加などの影響により厳しい環境にあり、下表のように小売業の商店数、従業員数ともに減少しており、多くの商店街で空き店舗が発生している。そのため、地域のニーズに対応した商店街の魅力アップにつながる店舗誘致の取り組みが必要となっている。

図表 5-2-3 小売業の商店数、従業員数、年間販売額の推移

(単位:事業所、人、百万円)

	昭和63年	平成3年	平成6年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年
商店数	4,982	4,944	4,052	3,617	3,419	3,049	2,761
従業員数	20,014	19,643	19,034	19,480	18,919	17,747	16,475
年間販売額	296,016	327,409	338,158	312,629	310,208	293,016	243,129

(出所:山口県「山口県の商業」総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」)

② 商工業の振興に関する基本方向

下関市総合計画後期基本計画に記載されている商工業の振興に関する基本方向は以下のとおりである。

- 下関地域次世代産業集積戦略構想^{*}に基づき、次代をリードする産業の集積に向けた環境づくりを進める。
- 工業については、地場産業の活性化や中小企業の経営の安定化・体質強化に向けて、各種融資制度の充実や人材育成活動の支援、新産業・新規創業等の支援に努める。
- 企業誘致については、産業立地基盤の整備促進を図るとともに、工業団地等の有効活用を促進し、雇用の場を創出するため、地域経済への多面的な波及効果が期待できる企業を中心に誘致活動に努める。
- 商業については、既存商店街の活性化に向け、観光や地場産業等と連携し、まちづくりの原点に立った適切な共同施設や基盤整備を図るとともに、商店街振興の主体となる団体づくりへの支援、起業支援等の商店街等が取り組む各種ソフト事業の支援に努める。また、地域が一丸となった循環型経済の形成を進める。

- 流通関連業については、流通の高速化や高度情報化に向けた適切な基盤整備を促進する。

※有識者で構成された「下関地域産業集積戦略会議」において協議・検討され、平成 21 年3月に策定された、中長期的視点に立った企業誘致・産業集積に係る戦略構想

(2) 商工業の振興に関する具体的施策

市は、下関市総合計画において、商工業の振興のための施策として、「商店街の活性化」、「企業経営の安定化、体質強化」、「企業の誘致」、「新産業、新規創業等の支援」、「民間団体等の育成、支援」、「地産地消、地元発注・地元調達推進」の6つを掲げている。その中でも、「商店街の活性化」、「企業の誘致」、「新産業、新規創業等の支援」、「地産地消、地元発注・地元調達推進」については、重点プロジェクト「循環型経済推進プロジェクト」「都市力創造プロジェクト」として優先的、重点的な取り組みとしている。

① 商店街の活性化

市は、商店街の活性化に向け、まちなか居住の促進や来街者の増加を図るため、また、社会的公共的な役割を促進するために、共同施設や環境整備を進めるとともに、地域の個性を活かした賑わい創出事業やまちづくり活動への取り組み等を支援し、まちづくりや地域コミュニティの核として魅力ある商店街づくりを推進することとしている。

また、中心市街地の賑わいづくりとして、JR 下関駅前地区の魅力創出のための拠点整備及び商店街の個性化を推進することとしている。

市が、商店街の活性化を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-2-4 商店街の活性化関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 中小企業近代化高度化促進業務				
(ア)あきんど活性化支援事業	6,970	2,341	6,970	2,953
(イ)商店街等競争力強化事業	2,800	996	2,800	84
b. 中心市街地活性化促進業務				
(ア)中心市街地歩行者等通行量調査業務	2,200	2,192	2,200	2,154
(イ)中心市街地活性化事業	1,900	1,647	8,000	6,941
(ウ)下関市中心市街地活性化協議会運営	2,645	430	2,720	2,083

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

a. 中小企業近代化高度化促進業務(産業振興部産業振興課)

当該業務は、社会・経済情勢の変化に対応できるよう中小小売業の近代化・高度化を

促進するため、商店街等の競争力強化を図るとともに、新規創業を通じた個店の活性化を促進し、商店街等の振興を図ることを目的とした業務である。

(ア) あきんど活性化支援事業

当該事業は、市内において、新たに小売業、飲食業、サービス業を始める新規創業(予定)者の初期投資費用等の負担を軽減するため、店舗賃借料、店舗改装費等の一部を補助することで、スムーズな事業展開を図るとともに、商業の活性化を目的として実施されている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-5 あきんど活性化支援事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	6,970	2,341
あきんど活性化支援事業費補助金	(6,970)	(2,341)
合計	6,970	2,341
収入	予算	実績
一般財源	6,970	2,341
合計	6,970	2,341

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

あきんど活性化支援事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-6 あきんど活性化支援事業費補助金概要

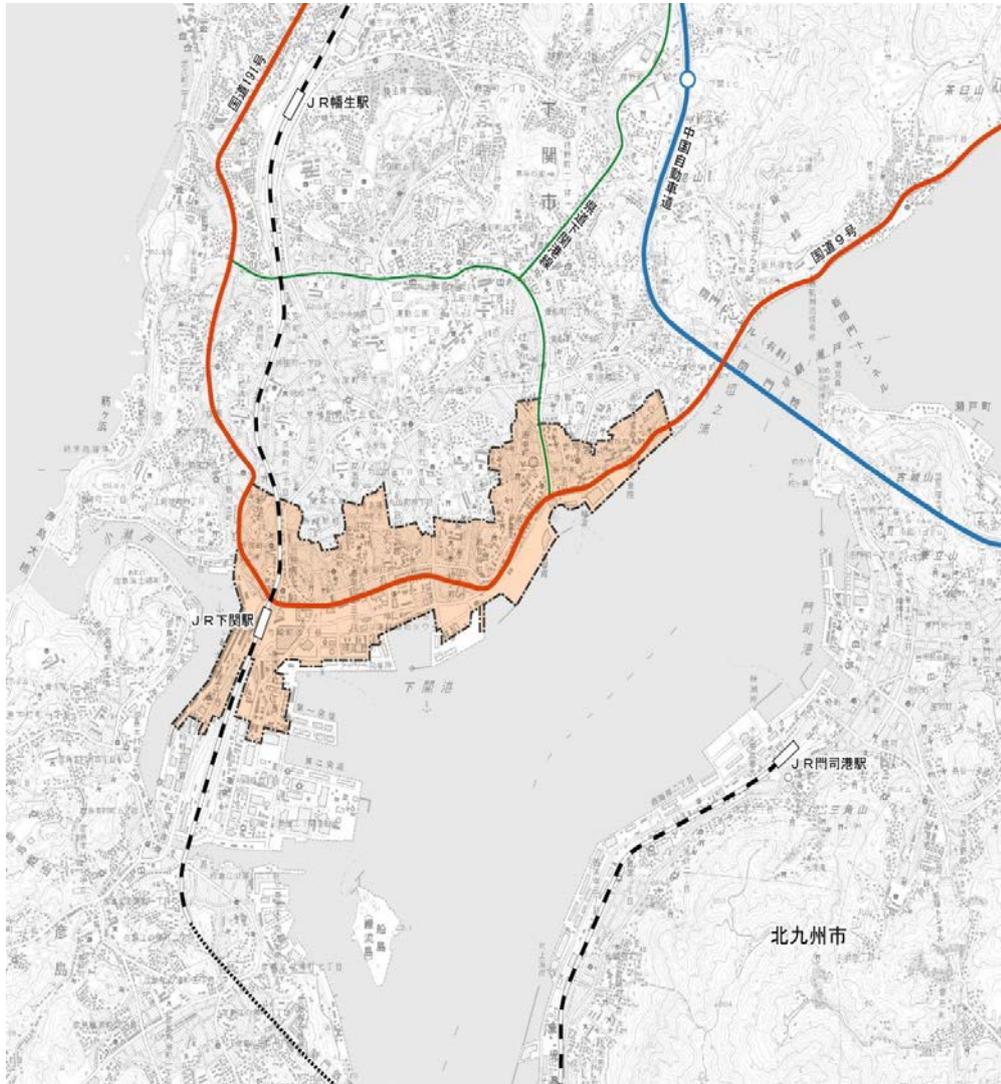
所管課	産業振興課	始期	平成 14 年度
実施目的	商店街の空き店舗の解消を進めるとともに、円滑な事業展開を支援し商業の振興を図ることを目的とし、その経費等の一部を助成する。		
対象者	所在地が下関市内であって賃貸借を目的とする空き店舗において新たに以下の対象事業を始めようとする小規模事業者又は個人で、次の条件のいずれにも該当するもの。 ①参加申込み前に対象空き店舗において、補助予定事業を行っていないこと ②個人にあつては、下関市内に住所を有していること ③市税を滞納していないこと ④各種許認可等が必要な事業を営む場合は、該当する許認可等取得済み又は取得見込みであること ⑤事業内容が公序良俗に反しないこと		
対象事業	小売業、飲食業又はサービス業		

関連法規	下関市あきんど活性化支援事業費補助金交付要綱			
対象要件	区分		補助対象経費等	
	中心市街地内の空き店舗を賃借して事業を始める	入居に係る家賃	賃貸期間の初日の属する月の翌月から6月分の家賃(ただし、賃貸借期間の初日が月の初日であった場合は、その月から対象)	
		店舗改装資金	店舗開設に必要となる対象空き店舗の改装に係る経費及び店舗と一体として備え付けた厨房設備等の設備購入費等の店舗改装資金(備品、消耗品等は除く)	
		経営相談に係る費用	開業後の経営に関し、専門家(中小企業診断士、税理士及び経営コンサルタント)に相談した際の経営相談費用	
		指定空き店舗への入居	指定する空き店舗への入居	
	中心市街地外の空き店舗を賃借して事業を始める	入居に係る家賃	賃貸期間の初日の属する月の翌月から3月分の家賃(ただし、賃貸借期間の初日が月の初日であった場合は、その月から対象)	
		店舗改装資金	中心市街地内と同様	
		経営相談に係る費用	中心市街地内と同様	
	補助金額	区分		補助金の額
		中心市街地内の空き店舗を賃借して事業を始める	入居に係る家賃	補助対象経費の1/3以内の金額 補助限度額は、1店舗当たり20万円
店舗改装資金			補助対象経費の1/6以内の金額 補助限度額は、1店舗当たり30万円	
経営相談に係る費用			補助対象経費の1/3以内の金額 補助限度額は、1店舗当たり2万円	
指定空き店舗への入居			1店舗当たり10万円	

	中心市街地外の空き店舗を賃借して事業を始める	入居に係る家賃	補助対象経費の1/3以内の金額 補助限度額は、1店舗当たり10万円		
		店舗改装資金	補助対象経費の1/6以内の金額 補助限度額は、1店舗当たり10万円		
		経営相談に係る費用	補助対象経費の1/3以内の金額 補助限度額は、1店舗当たり1万円		
実績推移	平成24年度		平成25年度	平成26年度	
補助金(千円)	5,863		2,953	2,341	
公益性分類	40	/	50	適格性分類	50 / 50
平成24年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/>	/	無	指摘事項	有 / <input type="checkbox"/>

なお、上記の「中心市街地」の範囲は、下記の地図で網掛けが付されている地域である。

図表 5-2-7 中心市街地の範囲



(出所: 下関市中心市街地活性化基本計画)

当該補助金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】 - 意見 -

補助対象者について

あきんど活性化支援事業補助金の主要な目的は、空き店舗の解消の促進であるため、現状では、補助対象者は新たに小売業、飲食業又はサービス業を始めようとする小規模事業者又は個人に限られており、すでに小売業、飲食業又はサービス業を行っている小規模事業者や個人については、当該補助金を受けることができない制度にな

っている。

しかし、既存の小規模事業者等の事業拡大の場合を補助金の対象に含めたとしても、空き店舗の解消を促進するとともに、新陳代謝を図り、円滑な事業展開を支援して商業の振興を図るという目的とは矛盾しないと考えられる。

また、本補助金の実績額は、平成24年度以降減少傾向にあり、平成26年度には予算額6,970千円に対して実績額は2,341千円と平成24年度実績の半分以下となっている。また、補助件数についても平成24年度は16件であったが、平成26年度は10件に減少しており、特に中心市街地での補助件数が平成24年度の11件から平成26年度は4件と減少している。今後も減少傾向が続くようであれば、補助金の存在意義自体が問われる可能性があり、ひいては当該補助金の目的を達成できない恐れもある。

したがって、今後、補助金の対象者、要件、金額等について検討し、必要に応じて要綱を改訂するなど、中小事業者等のニーズに対応しつつ、補助金の目的を最大限達成できる制度設計を検討されたい。

b. 中心市街地活性化促進業務(産業振興部産業振興課)

市は、平成21年12月に下関市中心市街地活性化基本計画を策定している。当該計画は、平成21年12月から平成27年3月までの5年4か月を計画期間とし、市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、持続的に繁栄していくために、行政・経済はもとより教育・文化・福祉等、高次な都市機能・都市基盤を備え、市民や来街者の様々な活動の舞台となる市の中心市街地において、その担うべき役割を再構築し、真に中心市街地活性化に資する施策や事業を総合的かつ一体的に展開していくために策定されたものである。

中心市街地活性化促進業務は、下関市中心市街地活性化基本計画に基づき実施される各種業務の進捗管理を行う業務である。

(ア) 中心市街地歩行者等通行量調査業務

下関市中心市街地活性化基本計画においては、目標数値を設定し、実施される事業効果を測定することが必須とされている。当該業務は、同計画において中心市街地区域内における回遊性の向上を図る指標として歩行者等通行量が設定されているため、活性化を推進している区域における歩行者等の通行量を調査する業務である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-8 中心市街地歩行者等通行量調査業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	2,200	2,192
中心市街地歩行者等通行量調査業務	(2,200)	(2,192)
合計	2,200	2,192
収入	予算	実績
一般財源	2,200	2,192
合計	2,200	2,192

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

中心市街地歩行者等通行量調査業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-9 中心市街地歩行者等通行量調査業務契約概要

契約名称	平成 26 年度中心市街地歩行者等通行量調査業務
契約目的	中心市街地活性化基本計画において区域内の回遊性の向上を図る指標として設定されている歩行者等通行量についての調査を実施すること。
契約期間	平成 26 年9月 16 日から平成 26 年 12 月 26 日まで
契約内容	① 作業計画・調査準備 ・調査の作業計画、調査員の確保や教育、調査機材の確保。 ・道路使用に当たり許可申請書を作成し、各所轄の警察署に諸手続きを行う。 ② 実調査 ・調査に当たって、調査監督員を置く。 ③ 集計・作図、分析 ・実調査をもとに通行量のデータ整理及び入力作業を行い、通行量の集計作業を行ったうえで、解析を行う。 ④ その他 ・通行量のほか、今後まちづくりに当たって参考となる当地区の特徴などを観察し、特記する事項をまとめて、報告書に記載する。
契約相手先	一般財団法人下関 21 世紀協会
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)

随意契約理由	一般財団法人下関 21 世紀協会は「まちづくりセンター」としての機能を有する組織であり、下関市における中心市街地整備推進機構に指定された同協会に委託し毎年継続して調査することにより、同協会が中心市街地区域内の状況を熟知でき、まちづくりに関する提案機能の育成が期待できるため。		
受託者の報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	2,199	契約金額(上限)(千円)	2,192
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	2,178	2,154	2,192

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

随意契約について

上記の委託契約は一般財団法人下関 21 世紀協会と随意契約を締結している。市は、同協会が「まちづくりセンター」としての機能を有する組織であり、下関市における中心市街地整備推進機構に指定されている同協会に委託し、毎年継続して調査することにより、同協会が中心市街地区域内の状況を熟知でき、まちづくりに関する提案能力の育成が期待でき、今後、有効な提案を受けられることにより効果的なまちづくりの推進が可能となるとの見解をもとに、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号等に基づいて契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして随意契約としている。

同協会は、中心市街地整備推進機構の一員として下関市に様々な提言をしており、提言に当たっては中心市街地区域内の状況を熟知する必要がある。しかし、必ずしも同協会が自ら歩行者等通行量を調査する必要はなく、他の団体や企業等の調査機関が実施した歩行者等通行量の結果について検討していくことでも中心市街地区域内の歩行者等の状況は十分に把握可能と考えられる。また、当該歩行者等通行量の調査結果は、区域内の回遊性の向上を図る指標として利用されていることから、過去に中心市街地整備について提言してきた同協会が実施するよりも、他の団体や企業等が実施の方が、調査データの客観性を担保できるというメリットも考えられる。

したがって、本契約については競争入札とすることが適当であり、随意契約としていることについては改めるべきと考える。

(イ) 中心市街地活性化事業

当該事業は、市内中心市街地の賑わい創出のため、ウォーターフロント地区の賑わい連携事業を実施するとともに、集客対策として中心市街地駐車場対策を行う事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-10 中心市街地活性化事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料(注)	1,900	1,647
合計	1,900	1,647
収入	予算	実績
一般財源	1,900	1,647
合計	1,900	1,647

(注) 1,000 千円以上の項目がないため、内訳の記載を省略している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

② 企業経営の安定化、体質強化

市は、中小企業の振興を図るため、市内の中小企業者の経営安定や設備投資、新事業展開等の様々な資金需要に応えるとともに、市独自の政策目的達成のツールとして制度融資の充実を図ることとしている。

また、商工会議所・商工会等と連携して各種研修会を開催し、経営感覚に優れた人材と後継者の育成に努めている。

市が、企業経営の安定化、体質強化を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-2-11 企業経営の安定化、体質強化関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 金融対策業務				
(ア) 中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金	40,472	18,020	51,113	19,724
(イ) 中小企業体質強化特別融資	2,370,484	1,740,088	3,080,428	1,921,784
(ウ) 中小企業夏場・年末特別融資	900,000	442,175	900,000	592,807
(エ) 中小企業事業資金融資	220,175	120,232	196,794	118,741
(オ) 小規模企業サポート資金融資	19,549	5,839	21,578	9,160

(力)中小企業協同組合組織強化資金融資	8,334	-	8,334	-
(キ)商店街近代化資金融資	80,001	-	53,334	-
(ク)中心市街地活性化チャレンジ資金融資	50,000	-	40,000	-
(ケ)海外ビジネス支援資金融資	13,334	-	13,334	-

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

a. 金融対策業務(産業振興部産業振興課)

当該業務は、厳しい経営環境にある下関市内の中小企業者に事業資金をスムーズに提供するため、経営安定のためのセーフティネット資金をはじめ、新規創業や新事業展開に必要な資金、夏場・年末等の季節資金等を有利な条件で中小企業者や個人事業者が利用できるよう、市と市内の金融機関等が協調して中小企業者等を支援するとともに、保証料補給を行うことにより、中小企業者等の負担の軽減を図る業務である。

(ア) 中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金

当該制度は、補給対象融資を受けた中小企業者のうち、山口県信用保証協会(以下「協会」という)と契約を締結し、協会から債務保証の承諾を受け、保証料を支払っている中小企業者について保証料を補給する制度であり、中小企業者の負担軽減を図り、経営安定に資することを目的としている。

当該制度の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-12 中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	40,472	18,020
中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金	(40,472)	(18,020)
合計	40,472	18,020
収入	予算	実績
一般財源	40,472	18,020
合計	40,472	18,020

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-13 中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金概要

所管課	産業振興課	始期	昭和 62 年度
実施目的	補給対象融資の貸付を受けた中小企業者に対し、市が当該融資に係る債務保証料の補給を行うことにより、当該中小企業者の負担軽減を図るとともに、円滑な融資を実現し、中小企業者の経営安定に資することを目的とする。		
対象者	山口県信用保証協会と契約を締結し、協会から債務保証の承諾を得た中小企業者のうち、補給対象である融資を受けた者。		
対象事業	補給対象融資 ①下関市中小企業体質強化特別融資要綱に係る融資 ②下関市中小企業事業資金融資要綱に係る融資 ③下関市小規模サポート資金融資要綱に係る融資 ④下関市起業資金融資要綱に係る融資 ⑤下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱に係る融資		
関連法規	①下関市中小企業体質強化特別融資要綱 ②下関市中小企業事業資金融資要綱 ③下関市小規模サポート資金融資要綱 ④下関市起業資金融資要綱 ⑤下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱 ⑥下関市中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給要綱		
補給金額	区分	補助金の額	
	体質強化融資	体質強化融資要綱に定める保証料率により算定された保証料の額。ただし、当該保証料率が 0.4%を超える場合には、保証料率を 0.4%として算出した額。	
	事業資金融資	事業資金融資要綱に定める保証料率により算定された保証料の額。ただし、当該保証料率が 0.15%を超える場合には、保証料率を 0.15%として算出した額。	
	小規模企業サポート資金融資	小規模企業サポート資金融資要綱に定める保証料率により算定された保証料の額。ただし、当該保証料率が 0.4%を超える場合には、保証料率を 0.4%として算出した額。	

	起業資金融資	起業資金融資要綱に定める保証料率により算定された保証料の額。ただし、当該保証料率が0.4%を超える場合には、保証料率を0.4%として算出した額。	
	中心市街地活性化チャレンジ資金融資	協会が定める保証料率により算定された保証料の額。ただし、当該保証料率が0.4%を超える場合には、保証料率を0.4%として算出した額。	
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	29,180	19,724	18,020
公益性分類	22 / 50	適格性分類	44 / 50
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	指摘事項	有 / <input checked="" type="checkbox"/>

当該補給金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出からサンプルで関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 中小企業体質強化特別融資等

中小企業体質強化の各融資事業は、市内の金融機関が融資の実行、回収等の業務を実施しており、市は各金融機関の融資実績に基づき、その原資を預託している。このため、これら各融資事業の内容については以下にまとめて記載している。なお、工場立地促進資金融資については「③企業の誘致」に、起業資金融資、新事業育成資金融資については「④新産業、新規創業等の支援」に含まれる融資制度であるが、これらについても本項目にて記載している。

図表 5-2-14 中小企業体質強化特別融資等概要

制度名	内容等	資金 使途	融資利率	融資 期間 (年)	融資 限度額 (千円)	備考
中小企業 体質強化 特別融資	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3ヶ月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が、前年同期のそれと比較して3%以上減少している場合 ・最近3ヶ月間又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が、前年同期比3%以上減少している場合 ・最近3ヶ月間又は最近1年間の売上高、営業利益又は経常利益が、前々年同期のそれと比較して3%以上減少している場合 	運転	2.0% (1.8%)	8	30,000	山口県信用保証協会の保証を受けることが必要
中小企業 夏場特別 融資	従業員へのボーナスの支払いや諸決済など夏季における資金が必要な場合	運転	未定	0.5	1企業 8,000 1組合 48,000	利率については、市場金利の変動状況に応じて設定
中小企業 年末特別 融資	従業員へのボーナスの支払いや諸決済など年末における資金が必要な場合	運転	未定	0.5	1企業 8,000 1組合 48,000	利率については、市場金利の変動状況に応じて設定
中小企業 事業資金 融資	企業経営の安定を図る場合など一般的な事業資金を必要とする場合	設備	2.1% (1.9%)	8	15,000	設備資金の融資限度額は対象経費の80%以内 (事業費の80%が600万円以下の場合全額) 山口県信用保証協会の保証を受けることが必要
		運転		6	12,500	
小規模企業サポート 資金融資	小規模企業(常用雇用者が20名(商業・サービス業は5人)以下)の方が円滑な資金調達を受けるため資金を必要とする場合	運転	(1.8%)	5	10,000	山口県信用保証協会の保証を受けることが必要
中小企業 協同組合 組織強化 資金融資	事業協同組合が組織の強化や経営安定を図るために必要な場合 又は事業協同組合の組合員が事業資金を必要とする場合	設備	2.1% (5年超)	7	1組合員 15,000 1組合 50,000	
		運転	1.9% (5年以内)	5	1組合員 10,000 1組合 30,000	
商店街近代化資金 融資	商店街振興組合等がアーケードや商店街駐車場などの商店街共同施設の設置に資金が必要な場合	設備	2.3% (5年超) 2.1% (5年以内)	7	80,000	設備資金の融資限度額は対象経費の70%以内 山口県信用保証協会の保証を受けることが必要

中心市街地活性化チャレンジ資金融資	新規創業等貸付	中心市街地を活性化するため、中心市街地の空き店舗などにおいて、小売業、飲食、サービス業、宿泊業等を創業する場合	設備	2.1% (1.9%) (5年超)	10	100,000	融資を受ける際には市の認定が必要 融資対象によっては山口県信用保証協会の保証を受けることが必要
	まちづくり貸付	まちづくり事業を行う際に資金を必要とする場合	運転	1.9% (1.7%) (5年以内)	7	30,000	
海外ビジネス支援資金融資		下関港の一層の貿易振興を図るため、海外から輸入を行う方や海外市場をターゲットとして製品輸出を行う方などが資金を必要とする場合	設備	2.3% (5年超)	7	20,000	設備資金の融資限度額は対象経費の80%以内(事業費の80%が1,000万円以下の場合全額) 融資を受ける際には市の認定が必要
			運転	2.1% (5年以内)	5	15,000	
起業資金融資	新規開業貸付	新たに事業を開始しようとする方又は事業を開始して1年以内の方が開業資金を必要とする場合	設備	2.1% (5年超)	8	15,000	設備資金の融資限度額は対象経費の80%以内 融資を受ける際には市の認定が必要 山口県信用保証協会の保証を受けることが必要 補完貸付については、山口県中小企業制度融資の創業応援資金を受けてから1ヶ月以内に融資の申込みが必要
			運転	1.9% (5年以内)	6	8,000	
	補完貸付	山口県中小企業制度融資の創業応援資金を受けた方がさらに資金を必要とする場合	設備	2.1% (5年超)	8	15,000	
			運転	1.9% (5年以内)	6	8,000	
工場立地促進資金融資		製造業を主たる事業とする方が、工業用地の取得及び工場の建物の建設(機械設備、構築物の設置を含む)を行う場合	設備	2.3% (5年超) 2.1% (5年以内)	10	200,000	設備資金の融資限度額は対象経費の80%以内 下関市内の工場適地に設置することが必要 融資を受ける際には市の認定が必要
新事業育成資金融資		新たな収益の柱とするための業種転換や異業種と提携して新たな事業展開を行う場合、経営革新により新商品開発等を行う場合	設備	2.2% (5年超)	7	20,000	設備資金の融資限度額は対象経費の80%以内(1,000万円以下の場合全額) 融資を受ける際には市の認定が必要
			運転	2.0% (5年以内)	5	15,000	

※ 融資利率で()表示されたものは、責任共有制度対象外の場合の適用利率

【監査結果】－意見－

融資利率について

中小企業等制度融資のうち、「起業資金融資」は新たに事業を開始する中小企業者を対象として主に創業資金を融資するもので、また「新事業育成資金融資」は既存企業の業種転換や異業種と提携して新たな事業展開を行う中小企業者を対象とした融

資であり、新規の事業という点では両者にはかなりの共通性がある。しかし、融資利率が前者は5年超 2.1%、5年内 1.9%であるのに対し、後者は5年超 2.2%、5年内 2.0%となっており、上記の共通性を勘案するとこのような利率の差を設ける必要はないと考える。また、融資期間についても、前者は設備資金8年、運転資金6年に対し、後者は設備資金7年、運転資金5年となっているが、新規事業の投資回収期間にこのような差を設ける必要はないと考える。

また、「中小企業事業資金融資」と「中小企業協同組合組織強化資金融資」に関して、両者の融資の趣旨はほぼ同様と考えられるが、融資期間が前者は設備資金8年、運転資金6年に対し、後者は設備資金7年、運転資金5年となっており、両者についてもこのような差を設ける必要はないと考える。

③ 企業の誘致

市は、産業振興、人口定住、雇用の創出を図るため、企業立地優遇制度の充実及び企業団地や臨海地域への誘致活動の強化を推進するとともに、産業立地の基盤整備の促進を図ることとしている。また、市外からの企業誘致を行うとともに、既存企業のさらなる設備投資を促し、誘致企業に対するアフターフォローの充実を図り、さらに、雇用吸収力の高い産業支援サービス業や、下関市の地理的特性を生かした外資系企業の誘致も進めることとしている。

市が、企業の誘致を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-2-15 企業の誘致関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 企業誘致業務				
(ア) 企業誘致事業	5,835	5,234	6,222	5,666
(イ) 中心市街地空オフィス対策事業	4,819	-	4,893	-
b. 工業振興対策業務				
(ア) 企業立地促進奨励金	116,447	102,665	88,000	75,378
c. 産業振興企画調整業務				
(ア) 企業誘致アクションプラン策定業務	4,466	4,466	-	-
d. 金融対策業務(注)				
(ア) 工場立地促進資金融資	137,376	4,042	144,789	11,455

(注)「②企業経営の安定化、体質強化」で記載している「金融対策業務」と同じ業務である。

(出所:産業振興部産業振興課、産業立地・就業支援課提示資料)

a. 企業誘致業務(産業振興部産業立地・就業支援課)

市は、アクションプランの策定を行うことで戦略的な企業誘致に取り組むとともに、積極的な企業への情報収集活動の実施と、産業フェア等への出展を通して、広く企業誘致活動を行い、進出企業の開拓を行うこととしている。また、既存企業の新規展開への支援(投資誘発)による工場立地等の促進を図るとともに、誘致企業へのアフターフォローを行い、さらに、中小市街地の空きオフィスに企業進出を促す取り組みを行っている。

(ア) 企業誘致事業

山口県では、企業立地促進法に基づく「山口県企業立地促進基本計画」が平成 19 年6月に立案されており、「高度技術産業(新素材・自動車・IT)」「環境・医療」「地場産業(食品・繊維)」の3分野を集積業種に定め、平成 25 年度から平成 29 年度の5年間で、指定集積業種の企業立地件数 125 社・製造品出荷額増加額 4,220 億円・新規雇用創出件数 4,375 人を目指すこととしている。一方で、市は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間で「市の新たな支援制度を活用する企業」として新規誘致5社、既存企業の増設 10 社、「下関市企業立地促進条例を活用する企業」として 150 社を目標として設定している(下関市企業誘致アクションプラン)。

支援制度については、山口県企業立地促進補助金として、工場等の新設や関連施設の整備に対し、最大 30 億円(下関市には県関与団地がないため最大 10 億円)を補助することになっている。下関市内の主な産業団地は以下のとおりである。

図表 5-2-16 下関市内の主な産業団地(平成 26 年 12 月現在)

団地名	所在地	団地面積 (ha)	うち、分譲中 面積(ha)	価格 (円/m ²)
豊東工業団地	菊川町	15.4	1.4	8,900~10,200
長府扇町工業団地	長府扇町	146.3	4.3	要相談
木屋川工業団地	木屋川	39.8	11.9	14,200(要相談)
南風泊水産加工団地	彦島西山町	14.3	0.5	27,000

(出所:下関市企業誘致アクションプラン)

市では企業誘致活動の一環として、市内外の企業への訪問を積極的に行っており、市長等によるトップセールスも随時実施している。また、「機械要素技術展」をはじめとする各種展示会に出展しているほか、東京及び大阪で行われる「下関港セミナー」では市内の工業団地や遊休地等を PR するとともに、市内港湾関連企業の取引先への PR 依頼も行っている。

また、平成 26 年には市ホームページの企業立地に関するサイトをリニューアルし、情報の内容充実や効果的な発信に努めている。さらに、「山口県企業誘致推進連絡協議会」に参加するなど、県と連携した様々な取り組みを進めている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-17 企業誘致事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	2,097	1,661
需用費	300	248
役務費	50	13
委託料	1,836	1,826
企業動向調査委託	(1,300)	(1,292)
その他	(536)	(534)
使用貸借料	803	745
備品購入費	49	39
負担金補助金	700	700
合計	5,835	5,234
収入	予算	実績
一般財源	5,835	5,233
使用料及び手数料	-	1
合計	5,835	5,234

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

このうち、企業動向調査委託契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-18 企業動向調査委託契約概要

契約名称	企業動向調査
契約期間	平成 26 年6月9日から平成 26 年8月 29 日まで
契約内容	企業の下関市への進出意向を明らかにするとともに、企業誘致対象企業の現状について調査を行うこと。
契約相手先	株式会社帝国データバンク
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)
随意契約理由	全国の企業信用調査を行っていて、かつ入札参加者資格者名簿に登録されている必要があるが、該当する企業が1社しかなく、競争入札に適さないため
受託者の報告義務等	調査対象企業リスト、調査報告書、回答結果

予定価格(千円)	1,296	契約金額(上限)(千円)	1,296
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	-	-	1,292

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 中心市街地空オフィス対策事業

市では、中心市街地の空オフィス対策のため、中心市街地に事業所進出する企業や新規雇用を創出する企業を支援することにより中心市街地の拡充を進めている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-19 中心市街地空オフィス対策事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	4,819	-
中心市街地事務所立地促進補助金	(4,819)	-
合計	4,819	-
収入	予算	実績
一般財源	4,819	-
合計	4,819	-

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

中心市街地事務所立地促進補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-20 中心市街地事務所立地促進補助金概要

所管課	産業立地・就業支援課	始期	平成 23 年度
実施目的	下関市における中心市街地への事務所の集積を促進し、企業誘致と雇用創出を図り、もって地元経済の活性化を図ることを目的とする。		
対象者	下関市の中心市街地に事務所を立地し、経済の振興及び雇用機会の拡大を図る法人		
対象事業	下記の事業以外の法人 (1)風俗事業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、営業の許可又は届け出を要する事業 (2)小売又は飲食を目的とする事業 (3)サービス業のうち、店舗を有し、不特定多数の個人を対象とする		

	事業 (4)宗教活動又は政治活動を目的とする事業 (5)保健、医療又は福祉に係る事業 (6)銀行法により内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者及び金融商品取引法により内閣総理大臣の登録を受けて証券業を営む者を除く金融業 (7)事務所を転借した者が行う事業 (8)その他市長が要綱の目的に合致しないと認める事業		
関連法規	下関市企業投資促進補助金交付要綱		
対象要件	奨励措置		
種類 (期間/回数)	交付要件		補助金額
事業所経費補助 (2年)	(1)事務所が下関市区域内からの移転によるものでないこと。 (2)下関市における新規常用従業員数が2人以上であること。 (3)市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がないこと。 (4)操業開始日までに地域経済団体等に参加すること。 (5)事務所において行う事業を継続して3年以上営んでいること。 他		賃借料(共益費、敷金、権利金等の諸経費を除く。)の1/2に相当する額。 年間 120 万円を限度。
新規常用従業員 雇用補助 (1回)	(1)事業所経費補助に係る交付要件参照 (2)雇用保険及び社会保険の被保険者であること。 (3)期間の定めのない雇用契約が締結されていること。 (4)1 週当たりの労働時間数が概ね 40 時間以上であること。 (5)賃金が月俸制又は年俸制であること。 (6)操業開始日から起算して1年を経過した日の前日までの間において継続して雇用するものであること。 他		新規常用従業員数に 30 万円を乗じて得た額。 新規雇用枠 3名限度。 市外転入雇用枠 3名限度。 最大 180 万円を限度。
過年度推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金額(千円)	-	-	-

公益性分類	30 / 50	適格性分類	44 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該補助金に関して、関連する書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

イニシャルコストに対する補助について

当該補助金は、制度開始以後4年間利用実績がなく、利用者のニーズに合致していないと考えられる。また、ランニングコストである賃借料や給与に対する補助は可能であるが、設備整備に必要となるイニシャルコストに対しては補助対象となっていない。イニシャルコストに対する補助金としては、後述する下関市企業投資促進補助金が存在するが、対象要件を満たすためには投下固定資産総額が少なくとも 50,000 千円以上必要であるため、小規模事業所には適用できず、また、対象事業体も異なっている。

一方で、現在の市内には多くの空き事業用施設が存在するが、建物の老朽化が進んでおり、賃貸オフィスに求められる OA フロア化、外部ネット環境、セキュリティなどの情報系設備や個別空調など、参入事業者のニーズを満たす設備が十分に整っている施設は少ない状況にあり、イニシャルコストが負担になっていると考えられる。

そのため、あらゆる事業者に対し事業開始時の初期投資の調達に係る困難性を排除し、雇用機会の創出に寄与するためにも、ランニングコストを補助する市中心市街地事務所立地促進補助金制度とともに、小規模事業者に対するイニシャルコストを補助する新たな制度設計について検討されたい。

b. 工業振興対策業務(産業振興部産業立地・就業支援課)

(ア) 企業立地促進奨励金

市は、事業所等を設置し、また、新たな雇用を創出しようとする者に対して、事業所設置奨励金・雇用奨励金等を交付することにより下関市産業の振興と雇用機会の拡大を図っている。

当該奨励金の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-21 企業立地促進奨励金収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	99	99
旅費	11	7
需用費	128	111
役務費	25	24
委託料	5,683	110
中小企業情報発信事業(注1)	(5,573)	-
使用貸借料	321	320
負担金補助金	110,180	96,536
企業立地促進奨励金	(100,000)	(96,411)
地域成長産業創出促進事業(注1)	(10,000)	-
その他	(180)	(125)
合計	116,447	102,665
収入	予算	実績
一般財源	101,629	102,291
国庫支出金	14,300	-
使用料及び手数料	518	374
合計	116,447	102,665

(注1)いずれも全額が次年度に繰越処理されている。

(注2)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

企業立地促進奨励金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-22 企業立地促進奨励金概要

所管課	産業立地・就業支援課	始期	平成 16 年度
実施目的	下関市における企業の立地を促進し、もって市の産業の振興と雇用機会拡大を図ることを目的とする。		
対象者	事業所の新設、増設を行う事業者(企業グループを含む) ※平成 27 年度からは更新又は移転も対象に含まれている。		
対象事業	製造業(植物工場を含む)、インターネット・データ・センター、情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所、医療に附帯するサービス		

	業、その他の保健衛生、コールセンター業		
関連法規	下関市企業立地促進条例 下関市企業立地促進条例施行規則 下関市企業立地促進奨励措置指定審査規程		
対象要件		奨励金額	
投下固定資産総額、 雇用従業員数	種類	交付額	交付期間
(1)事業所(製造業・運輸業中、 規則で定めるもの) ・大企業 5億円以上 ・中小企業 3千万円以上 (2)事業所(植物工場・データセン ター及び情報通信業、医 療、福祉・サービス業中、規則 で定めるもの) ・大企業 1億円以上 ・中小企業 3千万円以上、又 は1千万円以上かつ新規常用 従業員3人以上	事業所設置奨励金	固定資産税額(土地・家屋・償 却資産)に相当する額の 100/100(各年度1億円限度) ※土地の場合は:家屋1階面積 を60/100で除した面積を敷地 面積で除して得た割合	投下固定資 産が最初に 課税された 年度の翌年 度以降3年 間
	雇用奨励金	正社員1人につき50万円 非正社員1人につき15万円 (1)事業所の操業開始日前1年 から操業日後6月までの間に採 用 (2)本市在住の者 (3)操業開始日後の雇用期間が 1年以上	1回限り、 100人限度
(3)事業所(情報通信業中、規則 で定めるもの及びコールセ ンター) ・新規常用従業員20人以上、 5年以上の操業	回線通信料等奨励金	(1)自らの事業の用に供するた めの各月ごとの回線使用料の1 /2相当額 (2)賃貸借した事業所の各月ご との賃貸借料(敷金、共益費、 経費は除く)の1/2相当額	操業開始日 から3年間 (年2千万 円限度)
	雇用奨励金	正社員1人につき50万円 非正社員1人につき15万円 (1)事業所の操業開始日前1年 から操業開始日後2年までの間 に採用 ※2年目及び3年目は、前年よ り従業員が5人以上増加した場 合に限る。	3年間、300 人限度 (1人1回限 り)

	(2)本市在住の者 (3)操業開始日後の雇用期間が 1年以上		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
奨励金額(千円)	85,261	66,961	96,411
件数(件)	19	21	29
公益性分類	30 / 50	適格性分類	44 / 50
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無

「下関市企業立地促進条例に係る奨励金制度」は、昭和 55 年に制定されている「工場設置奨励条例」が前身であり、時代の変化とともに対象事業者の拡充を図られてきている。対象事業者を製造、情報サービス等に制限しているのは、当初の条例の設置趣旨が製造業を中心としており、また、小売事業等を対象とした場合、大手事業者が参入することで既存事業者の商圈を脅かす恐れもあるためである。

下関市企業立地促進条例に係る奨励金が交付されるには、指定業者として市長による承認を受ける必要があるため、事業所設置奨励金(又は回線通信料等奨励金)の交付を受けようとする者は操業開始日までに事業所設置奨励措置指定申請書(又は回線通信料等奨励措置指定申請書)と下記の書類を提示しなければならない。

《必要書類》

- ・法人登記簿謄本
- ・企業案内書
- ・直近の財務諸表・業務報告書
- ・納税証明書
- ・事業所用地位置図
- ・事業所敷地内施設配置図

奨励措置指定申請は、下関市企業立地促進奨励措置指定審査会において内容の審査が行われ、市長に対して結果が報告される。

市長は、指定事業者が対象要件を満たさない状態にある場合には、指定を取消し、奨励措置は行わない。また、既に奨励金を交付している場合は全部又は一部の返還を命ずることができる(下関市企業立地促進条例第 10 条第 2 項)。

同奨励金制度が対象とするのは固定資産税や雇用に伴い要する人件費、回線通信料などのランニングコストであるため、イニシャルコストを支援する制度として、平成 27 年 3 月から「下関市企業投資促進補助金」制度を新設している。

下関市企業投資促進補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-23 下関市企業投資促進補助金概要

所管課	産業立地・就業支援課	始期	平成 26 年度
実施目的	市外からの企業の立地に伴う投資及び市内に立地する企業の拡大投資を促進し、もって下関市における産業の振興、雇用の創出及び		

	定住化を促進することを目的とする。			
対象者	事業所の新設又は増設を行う者で、下関市と立地等産業振興に関する協定を締結する者			
対象事業	製造業(植物工業を含む)、インターネット・データ・センター、情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所、医療に附帯するサービス業、その他の保健衛生、コールセンター業			
関連法規	下関市企業投資促進補助金交付要綱			
対象要件				
事業者区分		投下固定資産 総額	新規雇用従業員数	補助金額
中小 企業	過疎地域	5千万円以上	3人以上(過疎地域居住の場合は2人以上)	
	過疎地域 以外	2億円以上	5人以上	
中小 企業 以外	過疎地域	2億5千万円 以上	6人以上(過疎地域居住の場合は4人以上)	投下固定資産 総額の5% 補助限度額2億円
	過疎地域 以外	10億円以上	10人以上	

当該補助金及び奨励金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

企業立地促進奨励措置指定審査会について

下関市企業立地促進奨励措置指定審査会規程第4条第1項では、「審査会の会議は会長が招集する」とされ、同条第4項では、「会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」と規定されている。実際の会議運営状況を確認したところ、平成 26 年度の申請案件 29 件の奨励金については申請内容を持ち回りで確認を行い、委員から異議動議が示されなかったため、全てが承認とみなされて決裁されている。

担当者によれば従前はその都度審査会を開催していたが、審査会を構成する委員は課長クラス以上の役職者であり、適時に招集、開催することが困難な状況にあるため、審査会の決裁を経たうえで、平成 22 年から上記の手続によっている。現在は、各担当課にて申請会社の法令違反等の有無を確認し、協議が必要と判断される場合にのみ、審査会を開催することとなっている。

しかし、審査会で協議することの趣旨が、審査委員が奨励金の交付決定について議論して交付決定することにあるのであれば、必ず審査会を開催すべきであり、現在のように法令違反等の有無を形式的に判断することのみであれば、審査会の在り方も含めて規程を実態に即した内容に変更すべきである。

事業の承継について

下関市企業立地促進条例施行規則第 13 条では、「条例第9条の規定により指定事業者から当該事業の承継を受けた者は、事業承継届により、承継の日から 10 日以内に市長に届け出なければならない。」と規定され、必要関連書類として法人登記簿謄本、会社定款、事業承継を証する書類、その他参考情報の提示を求めている。

適切な事業者に対して奨励金を付与し、下関市企業立地促進条例の目的を達成するためには、事業承継者についても指定事業者と同様の資料の提示を受け、確認を行うことについて検討されたい。

【監査結果】 ー平成 24 年度指摘事項改善状況ー

平成 24 年度包括外部監査結果に対する市の措置状況を確認した結果は、以下のとおりである。

【意見】数年度にわたる投資案件の審査の取り扱いについて

<p>監査の結果 及び意見(要旨)</p>	<p>現状では、投資が複数年にわたる場合の取り扱いについて条例施行規則等で規定されておらず、運用上での対応となっている。このため、今後、同様の案件が生じた場合に恣意的な判断が介在しないよう、現状の運用を規定することが望まれる。</p>
<p>措置状況 及び改善方針</p>	<p>投資が複数年にわたる場合の取扱いは、明文化も含めて検討します。</p>
<p>監査手続 及び結果</p>	<p>監査人は、複数年にわたる投資に係る取り扱いについて、担当者に質問を行ったところ、制度の運用において個別に判断しなければならないケースが多いため、明文化は行わず平成 24 年度包括外部監査で指摘を受けた事案を前例として、個々の事案について個別に判断しているとの回答を受けた。</p>

【意見】雇用奨励金に係る要件の確認方法について

<p>監査の結果 及び意見(要旨)</p>	<p>1年以上の雇用継続を確認するために、雇用が実際に継続しているかどうかを確認できる資料、例えば給与支払報告書など別の資料を用いることが望ましい。</p>
<p>措置状況 及び改善方針</p>	<p>下関市企業立地促進条例施行規則を改正し、雇用奨励金の交付申請に当たっては、新規雇用者の雇用期間が操業等の開始日</p>

	後1年以上あることが確認できる書類(労働者名簿、給与台帳等)の提出を義務付け、平成25年4月1日から施行しました。
監査手続 及び結果	雇用奨励金の交付を受けようとする場合に必要となる資料として、労働者名簿の写し、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し、雇用契約書の写し、賃金台帳の提出を求めていることを下関市企業立地促進条例施行規則第12条及び別表第4において確認し、1年以上の雇用継続状況を適切に確認する統制となっていることを確認した。

c. 産業振興企画調整業務(産業振興部産業振興課)

(ア) 企業誘致アクションプラン策定業務

市は、企業誘致アクションプランの策定を行うことで戦略的な企業誘致に取り組むとともに、積極的な企業に対して情報収集活動の実施と、産業フェア等への出展を通じて広く企業誘致活動を行い、進出企業の開拓を行っている。また、既存企業の新規展開への支援(投資誘発)による工場立地等の促進を図るとともに、誘致企業へのアフターフォローを行い、さらに、中心市街地の空きオフィスに企業進出を促す取り組みを行っている。

当該事業の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-24 企業誘致アクションプラン策定業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	189	189
委託料	4,277	4,277
企業誘致アクションプラン策定業務委託	(4,277)	(4,277)
合計	4,466	4,466
収入	予算	実績
一般財源	4,466	4,466
合計	4,466	4,466

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

企業誘致アクションプラン策定業務の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-2-25 企業誘致アクションプラン策定業務の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	皆減	評価	計画完了
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
下関市企業誘致 アクションプランの策定	式		1		
			1		
			100.0%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

企業誘致アクションプラン策定業務委託に関する契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-26 下関市企業誘致アクションプラン策定業務委託契約概要

契約名称	下関市企業誘致アクションプラン策定業務委託		
契約期間	平成 26 年 5 月 1 日から平成 26 年 12 月 26 日まで		
契約内容	企業誘致に当たり、特に重点的に取り組む分野を明確にし、戦略的な企業誘致方針を構築、作成すること。		
契約相手先	一般財団法人山口経済研究所		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)		
随意契約理由	下関における企業誘致の取り組みに当たり、戦略的な活動を展開するため、市の持つポテンシャルや経済社会情勢の変化等を踏まえ、下関市経済の成長に寄与する重点的な誘致推進分野の設定を行うと共に支援制度の充実を図るために実施するもので、同法人は各種産業等の広範囲なデータ集積や経済的に分析を行う高度な専門知識を必要とする特殊性を有しているため。		
受託者の報告義務等	アクションプラン(調査報告書、電子データ)、 アクションプラン概要版の電子データファイル		
予定価格(千円)	4,277	契約金額(上限)(千円)	4,277
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	-	-	4,277

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

④ 新産業、新規創業等の支援

市は、優れた地場商品を下関市のブランドとして推進し、全国に向けた情報発信を通じ、地場産業の振興を図っている。

また、創造性、新規性にあふれ、地域経済を活性化するベンチャー企業等意欲のある創業者に対し、創業支援施設の活用、中小企業応援センターとの連携等により積極的に支援を行っている。

市が、新産業、新規創業等の支援を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-2-27 新産業、新規創業等の支援関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.工業振興対策業務				
(ア)下関ブランド発信事業	2,900	2,900	2,900	2,900
(イ)地域資源活用促進事業	3,700	3,065	-	-
(ウ)モーダルシフト利用促進事業	6,400	5,459	6,400	5,857
(エ)創業支援施設運営事業	450	379	431	353
(オ)認定新商品トライアル発注制度	200	-	210	-
(カ)ビジネスフェア開催支援事業	650	258	-	-
(キ)展示見本市等出展補助	1,000	995	1,000	868
b.産業振興企画調整業務(注1)				
(ア)再生可能エネルギー賦存量等調査	3,451	2,371	-	-
c.金融対策業務(注2)				
(ア)起業資金融資	60,434	18,666	23,387	21,731
(イ)新事業育成資金融資	17,501	-	11,668	-

(注1)「③企業の誘致」で記載している「産業振興企画調整業務」と同じ業務である。

(注2)「②企業経営の安定化、体質強化」で記載している「金融対策業務」と同じ業務である。

(出所:産業振興部産業振興課、産業立地・就業支援課提示資料)

a. 工業振興対策業務(産業振興部産業振興課/産業立地・就業支援課)

(ア) 下関ブランド発信事業

当該事業は、下関ブランドなどの特産品の販売に関して、専門家による的確なアドバイスを行い、販路拡大を目指している中小企業者の支援を目的とした事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-28 下関ブランド発信事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	2,900	2,900
下関市ブランド発信事業委託業務	(2,900)	(2,900)
合計	2,900	2,900
収入	予算	実績
一般財源	2,900	2,900
合計	2,900	2,900

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

下関市ブランド発信事業委託業務契約の概要は次のとおりである。

図表 5-2-29 下関ブランド発信事業委託業務契約概要

契約名称	下関ブランド発信事業
契約目的	「下関ブランド」認定品等の、全国に誇り得る下関市の産品を市内外に情報発信し、販路拡大の支援を行うことにより、地域経済の活性化を図ること。
契約期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
契約内容	<p>① 下関ブランド“ようできちよる”の普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの管理及び運営に関すること ・広報媒体の作成 ・市内外におけるイベント、展示会等の情報収集等 <p>② 販路拡大に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー活用による支援 ・商談会、展示見本市等への出展サポート ・販路に関する情報収集等 <p>③ その他下関ブランド発信事業の目的達成のために必要な活動</p>
契約相手先	下関ブランド推進協議会
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
随意契約理由	本業務は「下関ブランド」認定品等の全国に誇り得る下関市の産品を市内外に情報発信し、販路拡大の支援を行うことにより地域経済の活性化を図ることを目的としており、経済団体、民間企業、有識者等で構成される「下関ブランド推進協議会」が当該業務を

	履行しうる唯一の団体であることと、当該団体に業務委託を行うことが、幅広く活動を普及啓発させていくうえで最も効果的であるため。		
受託者の報告義務等	成果報告書		
予定価格(千円)	2,900	契約金額(上限)(千円)	2,900
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	2,820	2,900	2,900

当該委託金に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】 - 指摘 -

再委託について

委託契約書第6条では、あらかじめ下関市の書面による承認を受けたときを除き、業務の第三者への再委託を禁止している。一方で、受託先である下関ブランド推進協議会は、下関市ブランド認定品紹介ページの管理運営業務、催事等における認定品 PR 業務、講演会・セミナーの開催、講師の派遣、情報発信コーナーの設置などの業務を第三者の一般民間企業等に再委託している。これらの再委託業務のうち、下関市ブランド認定品紹介ページの管理運営業務、催事等における認定品 PR 業務については、あらかじめ市の承認を受けているものの、その他の業務については、市の事前の承認を受けていない。

委託契約書において、再委託についてはあらかじめ市の書面による承認を受けることが明記されているため、再委託に際しては、必ず書面の提出を求め、承認を受けるよう徹底する必要がある。

(イ) 地域資源活用促進事業

当該事業は、地域の強みとなりうる地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓等に取り組む中小企業者に対し、これらに係る経費の一部を補助することにより、地域資源の市内外への認知度を高めるとともに、異業種・同業種の連携促進を通じた付加価値の向上を図り、中小企業者の経営革新と基盤強化を促進し、もって地域産業の振興を図ることを目的とした事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-30 地域資源活用促進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
旅費	200	139
委託料	1,000	512
負担金補助金	2,500	2,413
地域資源活用促進事業費補助金	(2,500)	(2,413)
合計	3,700	3,065
収入	予算	実績
一般財源	3,700	3,065
合計	3,700	3,065

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

地域資源活用促進事業の事務事業評価は以下のとおりである。

図表 5-2-31 地域資源活用促進事業の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	拡充	事業の方向性	拡大	評価	計画以上に進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
地域資源活用促進事業による 新商品開発件数	件		5	8	
			5		
			100.0%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

地域資源活用促進事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-32 地域資源活用促進事業費補助金概要

所管課	産業振興課	始期	平成 26 年度
実施目的	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓等に取り組む中小企業者を補助することにより、中小企業者の経営革新と基盤強化を図ることを目的とする。		
対象者	地域資源を活用して、新商品開発等を行う中小企業者であって、次のいずれにも該当するもの。 ①下関市内に本店又は事業所を有する者 ②市税に延滞がない者		

対象事業	地域資源を活用して新商品及び新サービスの開発、販路開拓等を行い、地場産業の振興に寄与する事業。		
関連法規	下関市地域資源活用促進事業費補助金交付要綱		
対象要件	中小企業による地域資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第4条の規定により山口県の指定を受け、又は山口県の指定を受けることが見込まれる農林水産物、鉱工業品の生産に係る技術及び観光資源を活用した事業に係る経費。 下関市に係る山口県の指定を受けた主な農林水産物、鉱工業品の生産に係る技術及び観光資源は下記のとおりである。		
	区分	資源名称	
	農林水産物	はなっこりー、はるる、真ふく、下関北浦特牛イカ、下関うに、北浦うに	
	鉱工業品又は 鉱工業品の 生産に係る技術	赤間硯、赤間硯の生産に係る技術、萩焼、萩焼の生産に係る技術 水産練製品、水産練製品の生産に係る技術	
	文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源	唐戸市場、関門海峡、関門トンネル、城下町長府、土井ヶ浜海水浴場、土井ヶ浜遺跡、角島、川棚温泉	
補助金額	下記の経費について、1事業当たり50万円(補助対象経費の総額が50万円に満たない場合は当該金額)を限度とする。		
	区分	内容	
	謝金	新商品等開発、販路拡大等に関する専門家謝金	
	旅費	専門家旅費、従業員旅費	
	賃金	賃金(パート・アルバイトに限る)	
	事業費	原材料費、機械・設備等費、委託・外注費、産業財産権等取得費、展示会出展料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、使用料、消耗品費	
その他経費	上記のほか、市長が特に必要と認める経費		
実績推移	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金(千円)	—	—	2,413
公益性分類	28 / 50	適格性分類	46 / 50
平成24年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(ウ) モーダルシフト利用促進事業

モーダルシフトとは、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止と低炭素型の物流体系の構築を図るため、トラックによる貨物輸送を鉄道による貨物輸送へ転換することである。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-33 モーダルシフト利用促進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	6,400	5,459
下関市モーダルシフト利用促進補助金	(6,400)	(5,459)
合計	6,400	5,459
収入	予算	実績
一般財源	6,400	5,459
合計	6,400	5,459

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

下関市モーダルシフト利用促進補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-34 下関市モーダルシフト利用促進補助金概要

所管課	産業立地・就業支援課	始期	平成 24 年度
実施目的	環境に優しい鉄道貨物輸送の利用促進を図り、温室効果ガスの排出量の削減と下関市産業にとって重要な輸送基盤である鉄道輸送の更なる機能強化を目的とする。		
対象者	荷主から貨物のコンテナによる輸送を受託した第二種貨物利用運送事業者で、補助対象事業を行う者		
対象事業	荷主から依頼された貨物のコンテナによる輸送を、日本貨物鉄道株式会社山口営業支店下関営業所から鉄道を利用して行う事業で、下関貨物駅から 500km 以上鉄道輸送される貨物のうち、次の条件を満たすもの。 ①今までに鉄道利用実績のない荷主の貨物 ②鉄道利用実績のある荷主の貨物で、トラック等鉄道以外の輸送手段から鉄道輸送に変更した貨物		

	③鉄道利用実績のある荷主の貨物で、過去の鉄道利用実績にはない新たな品目の貨物 ④鉄道利用実績のある荷主の貨物で、過去の鉄道利用実績にはない新たな納品先への貨物				
関連法規	下関市モーダルシフト利用促進補助金交付要綱				
対象要件/補助金額	要件	コンテナサイズ	下関貨物駅からの輸送距離(km)		
			500km以上	700km以上	1,000km以上
	① 過去に鉄道利用実績のない荷主の貨物	12 ft	10,000 円	15,000 円	20,000 円
		20ft	15,000 円	20,000 円	25,000 円
	② 鉄道利用実績のある荷主の貨物でトラック等鉄道以外の輸送手段から鉄道輸送に変更した貨物	12ft	10,000 円	15,000 円	20,000 円
		20ft	15,000 円	20,000 円	25,000 円
	③ 鉄道利用実績のある荷主の貨物で、過去の鉄道利用実績にはない新たな品目の貨物	12 ft	2,000 円	3,000 円	4,000 円
		20ft	3,000 円	4,000 円	5,000 円
	④ 鉄道利用実績のある荷主の貨物で、過去の鉄道利用実績にはない新たな納品先への貨物	12ft	2,000 円	3,000 円	4,000 円
		20ft	3,000 円	4,000 円	5,000 円
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		
補助金(千円)	4,568	5,857	5,459		
公益性分類	30 / 50	適格性分類	44 / 50		
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無		

市は、環境にやさしい輸送手段である鉄道貨物輸送の利用促進を図り、温室効果ガスの排出量の削減と下関市の産業にとって重要な輸送手段である鉄道輸送の更なる機能強化を目的とし、下関市・下関商工会議所・主要荷主・船会社・利用運送事業者などと共同で「下関貨物駅利用促進協議会」を平成 20 年 9 月 8 日に設立し、平成 21 年度に下関市が鉄道利用促進に関する社会実験として、鉄道利用者に対するインセンティブ補助事業を実施している。

社会実験では、当時の鉄道料金が大阪まで 35,000 円/12ft、東京まで 60,000 円/12ft 要するのに対して、補助額は新規及び車両輸送からのシフト貨物を同区間に対して 10,000 円/12ft、15,000 円/12ft、利用実績のある貨物は同区間に対して 5,000 円/12ft、10,000 円/12ft で設定していた。

社会実験の結果、近畿圏以東への貨物が大半を占めており、温室効果ガスの削減と鉄道利用荷主の新規取込の効果が見込めることから、市では平成 24 年度から「下関市モーダルシフト利用促進補助制度」を実施している。

補助制度では利用者数が多かった 500km 以上を対象とし、距離に応じて傾斜設定を行っている。また、鉄道利用荷主の新規取込効果を高めるため、社会実験よりもインセンティブを新規及び車両輸送からのシフト貨物に厚く配分する設定としている。

下関市以外の補助制度として、国土交通省及び他の政令市の制度における補助単価の設定額等は以下のとおりである。

図表 5-2-35 他市等におけるモーダルシフト補助単価

省・市区分	輸送種別	補助単価(円)		上限額(千円)
		500km 未満	500km 以上	
国土交通省	12ft コンテナ	3,000	6,000	記載なし
	20ft コンテナ	5,000	10,000	
	31ft コンテナ	8,000	16,000	
	40ft コンテナ	10,000	20,000	
大阪市	1TEU	2,000		10,000
北九州市	12ft コンテナ	1,000		3,000
	20ft コンテナ	1,500		
	40ft コンテナ	3,000		

※TEU:20ft コンテナ換算個数

下関市の補助金額は他市が設定している金額よりも高く、国土交通省が実施する補助金額と概ね同程度の水準で設定がなされている。

これは、下関市では輸送種別の規模や輸送本数など他市よりも少ないことから、輸送業者のインセンティブを獲得するためには一定程度価格を高く設定する必要があると考えているためである。

当該補助金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(エ) 創業支援施設運営事業

市は、産業振興、雇用創出のため企業家を育成し、一つでも多くの成功事例や新産業の創出を目的に、創業支援施設(貸事務所3室)を下関市商工業振興センター1階に設置し、平成 15 年度から供用を開始、平成 26 年度までに 12 社が利用している。

また、創業支援施設の運営について協議し、施設の円滑な運営を通じて新規創業を支援するため、市内産業関係者、学識経験者、関係行政機関の職員を含む下関市創業支援施設運営協議会(委員 10 名)を設置している。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-36 創業支援施設運営事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	99	99
旅費	11	7
需用費	50	38
委託料	110	110
補助金	180	125
合計	450	379
収入	予算	実績
諸収入	518	375
一般財源	-68	3
合計	450	379

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

下関市創業支援施設の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-37 下関市創業支援施設概要

施設名称等	下関市創業支援施設
	貸事務所 3室(1室 28 m ²)
	使用料 14,400 円/月(光熱費は実費精算)
	付帯設備 個別空調、高速通信回線
	期間 原則2年(1回のみ更新可能)
所在地	下関市南部町 21 番 19 号

所管課	産業立地・就業支援課
設置目的	独創性及び挑戦意欲に富み、新規の事業を展開しようとしている創業者を育成し、新たな雇用確保を図るとともに、特色のある事業の創出及び地域産業の発展に資するための施設を設置することを目的とする。
沿革	下関市の産業振興、雇用創出のため起業家を育成し、一つでも多くの成功事例や新産業の創出を目的に下関市商工業振興センター1階に建設し、平成15年度から供与を開始している。
対象条件	次のいずれにも該当する者。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。 (1)新たに創業しようとする者又は使用開始の時点で創業後5年を経過していない者 (2)製造業、サービス業その他規則で定める業種に属する者 (3)事業に関して独創的なアイデア又は技術力を有する者 (4)施設の返還後は、市内において工場等を設置し、事業の展開を図ろうとする者
関連法規	下関市創業支援施設の設置等に関する条例 下関市創業支援施設の設置等に関する条例施行規則 下関市創業支援施設運営協議会設置要綱

当該制度に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成26年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－指摘－

超過使用期間の許可について

創業支援施設の利用は2年以内とされているが、市長が必要と認めるときは、1年に限り延長することができる（下関市創業支援施設の設置等に関する条例第5条第4項）。

使用期間を延長するには、使用期間延長許可申請書に当該期間の延長理由を説明する書類、その他市長が必要と認める書類を添えて市長宛に申請し（同施行規則第4条）、下関市創業支援施設運営協議会の審査を受ける必要がある（下関市創業支援施設運営協議会設置要綱第2条第1項第3号）。

しかし、サンプルで当該手続を確認したところ、平成23年7月から入居しているBO社は、当初からの使用期間が平成23年7月1日から平成26年6月30日までとなり、条例で定める期間を超過して使用許可がなされていた。

当該事案は、手続上の処理誤りにより発生したものであると市担当者より回答を受けているが、本来であれば運営協議会等による確認により発見され是正措置が図られるべきである。

また、当該事案は入居後2年経過時点でいったん判明しているものの、当初の許可申請時に3年間で承認しているため、改めて期間延長に係る審査は実施されていない。

当該案件以外については適切に処理されているが、公平性の観点も含め、下関市創業支援施設の設置等に関する条例及び同施行規則に基づき、使用期間が2年経過した段階での期間の延長について再度運営協議会による審査を行う必要があったと考える。

【監査結果】－意見－

施策評価について

創業支援施設に係る平成26年度施策評価は、年度当初におけるインキュベーター施設への入居数を目標値に掲げている。

創業支援施設を設置した目的は、新規の事業を展開しようとしている創業者を育成し、新たな雇用を確保するとともに、特色のある事業の創出及び地域産業の発展に資することにある。そのため、創業支援施設の利用率を高めることも重要であるが、創業支援施設を設置した目的を重視すれば、創業支援施設退去後に創出した事業数や雇用人数等で評価することについても検討されたい。

事業の報告について

創業支援施設利用者は市長に対して事業年度終了後1月以内に事業についての報告を行う必要があるが(下関市創業支援施設の設置等に関する条例施行規則第8条)、創業支援施設退去後は特段の報告が求められていない。

創業支援施設を設置した目的を鑑みると、退去後一定期間に亘り事業の報告を求めて退去後の事業の経営状況を把握し、創出した事業の状況又は雇用人数等も把握するなどについても検討されたい。

創業支援施設使用料の算定について

創業支援施設は、低廉な使用料で創業者に事務所等を提供し、かつ様々な支援を行うことにより創業者を育成するという設置目的に鑑み、以下の計算根拠に基づき月額14,000円を使用料として徴収している。

一般財源	3,451	2,371
合計	3,451	2,371

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

再生可能エネルギー賦課量等調査業務の事務事業評価は以下のとおりである。

図表 5-2-39 再生可能エネルギー賦課量等調査業務の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	皆減	評価	計画完了
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成25年	平成26年	平成27年	
再生可能エネルギー賦課量等調査の実施	式		1		
			1		
			100.0%		

(出所:「平成26年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

再生可能エネルギー賦存量等調査業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-40 再生可能エネルギー賦存量等調査業務契約概要

契約名称	下関市再生可能エネルギー賦存量等調査業務
契約目的	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの現況における賦存量と利用可能量調査を実施し、市域の特性やエネルギー賦存量等を把握すること。 インフラ整備状況と重ね合わせることで再生可能エネルギー導入時に必要な課題や方向性の整理を行い、新産業の育成に寄与すること。 下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)基本施策において、市域に賦存するエネルギーの積極的な利活用を図ることとしていることから、環境面等様々な施策において利活用可能な資料として共有すること。
契約期間	平成26年5月21日から平成26年12月26日まで
契約内容	<ol style="list-style-type: none"> ①地域特性の把握 ②再生可能エネルギー資源の賦存量及び利用可能量の調査、算定 ③再生可能エネルギーに関する動向 ④利用可能な再生エネルギーの利用可能性の検討 ⑤再生可能エネルギーの導入課題と基本的な方向性の整理
契約相手先	AL社
契約の種類	条件付き一般競争入札

受託者の 報告義務等	契約内容に記載した事項に係る報告			
予定価格(千円)	3,240			
入札金額(注)	AL社	2,160 千円	BA社	3,855 千円
		66.7%		119.0%
	AY社	2,808 千円	BB社	2,332 千円
		86.7%		72.0%
	AZ社	2,905 千円	BC社	3,402 千円
		89.7%		105.0%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	2,160	

(注)入札金額下部の%表示は、予定価格に対する割合を示している。

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

⑤ 民間団体等の育成、支援

市は、商工業の振興を図るため、商工会議所や商工会の運営、実施事業を支援している。また、民間事業活動を通じた商工業振興を図るため、地域商工団体による活動を支援している。

市が、民間団体等の育成、支援を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-2-41 民間団体等の育成、支援関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 中小企業等振興対策業務				
(ア)下関市商工会補助金	20,870	20,870	21,081	21,081
(イ)商工会議所補助金	812	812	821	821
(ウ)中小企業相談所補助金	397	397	402	402
(エ)商店街等振興対策事業費補助金	679	367	686	330
(オ)山口県中小企業団体中央会補助金	358	358	362	362
(カ)山口県中小企業診断協会負担金	125	125	128	128
(キ)山口県物産協会負担金	12	12	12	12
b. 商工振興センター管理運営業務				

(ア) 商工振興センター管理運営業務	61,909	53,759	18,991	18,849
--------------------	--------	--------	--------	--------

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

a. 中小企業等振興対策業務(産業振興部産業振興課)

当該業務は、中小企業者の経営の安定と発展に資するため、商工団体等関連機関との連携のもとに、企業経営の実態に即した指導、研修、助成等及び商工団体等が実施する地元消費推進事業の支援を実施することを目的とした業務である。

(ア) 下関市商工会補助金

市は、区域内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として事業を実施する下関市商工会の小規模事業経営支援事業に要する経費を助成し、市内の中小企業の振興を図ることを目的としている。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-42 下関市商工会補助金事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	20,870	20,870
下関市商工会補助金	(20,870)	(20,870)
合計	20,870	20,870
収入	予算	実績
一般財源	20,870	20,870
合計	20,870	20,870

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

下関市商工会補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-43 下関市商工会補助金概要

所管課	産業振興課		始期	平成 17 年度
実施目的	下関市商工会の実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援することを目的とした小規模事業経営支援事業に要する経費を助成することにより、市の小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。			
対象者	下関市商工会			
対象事業	小規模事業経営支援事業			
関連法規	下関市商工会補助金交付要綱			
対象要件	下関市商工会の実施する小規模事業経営支援事業に要する経費			
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
補助金(千円)	21,512	21,081	20,870	
公益性分類	28 / 50	適格性分類	46 / 50	
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> / 無	

当該補助金に関して、要綱等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

【監査結果】 -平成 24 年度指摘事項改善状況-

平成 24 年度包括外部監査結果に対する市の措置状況を確認した結果は、以下のとおりである。

【意見】補助金額の算定の適切性について

監査の結果 及び意見(要旨)	交付要綱で補助対象経費及び補助割合を明確にすることが望ましい。
措置状況 及び改善方針	本件補助については、下関市商工会の財源及び本市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定しています。
監査手続 及び結果	監査人が、市の担当者に対し補助金額の算定の状況について質問を行ったところ、要綱で補助対象経費及び補助割合を明確にはしていないものの、市商工会の財源及び市の財政事情等を考慮し、必要最低限度の補助金の額を算定するようしており、市商工会の予算等を詳細に検討して補助額を決定しているとの回答を得た。

【意見】審査の適正性について

監査の結果 及び意見(要旨)	提出された収支決算書に記載された支出項目について、サンプル対象の領収証と照合する等の追加的手続きを行い、審査の有効性を高めることが望ましい。
措置状況 及び改善方針	今後、実績報告書並びに事業報告書と収支決算書の内容について、実地検査を含め、より精度を高め照合することとし、平成 26 年 3 月より実施しています。
監査手続 及び結果	監査人は、市の担当者に対し審査の実施状況について質問及び証憑書類の閲覧を行い、実績報告書並びに事業報告書と収支決算書の内容について、実地検査や領収証等と照合していることを確認した。

【意見】審査日程について

監査の結果 及び意見(要旨)	事業年度末日の日付に形式的に拘らず補助対象事業に係る事業報告書及び収支決算書の内容を審査し、その後に決裁及び補助金額の確定通知発送を行うべきである。そこで、補助金全般に共通する事項であるため、形式的な日付に拘らず実質的な審査が実施できるよう基本指針等で明確にすることが望ましい。
措置状況 及び改善方針	下関市補助金等交付規則(平成 25 年 12 月 16 日規則第 63 号)第 9 条の実績報告の時期の規定により、実質的な十分な審査の時間が確保できる完了期限とするよう、下関市商工会補助金交付要綱の一部を改正し、第 10 条第 2 項において概算払いにより交付を受けた場合は、実績報告書を事業完了の日から起算して 20 日を経過した日までに提出することとし、平成 26 年 4 月 1 日付で施行しました。
監査手続 及び結果	監査人は、下関市商工会補助金交付要綱第 10 条第 2 項において、概算払いにより交付を受けた場合は、実績報告書を事業完了の日から起算して 20 日を経過した日までに提出することと改正されていることを確認した。

b. 商工振興センター管理運営業務(産業振興部産業振興課)

市は、下関市商工振興センターの効率的かつ適正な管理運営を図るほか、商工業振興センターの施設老朽化に伴う改修工事を行っている。具体的な施策は以下のとおりである。

(ア) 商工振興センター管理運営業務

下関市は、下関商工会議所と指定管理契約を締結し、下関市商工振興センターの管理運営業務を委託している。

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-44 商工振興センター管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
需用費	40	0
役務費	13	12
委託料	19,856	19,614
商工振興センター施設管理委託業務	(19,856)	(19,614)
工事請負費	42,000	34,128
負担金補助金	0	4
防火管理講習	(0)	(4)
合計	61,909	53,759
収入	予算	実績
使用料及び手数料	1,589	335
財産収入	2,284	2,283
諸収入	21,636	17,377
一般財源	36,400	33,764
合計	61,909	53,759

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

商工振興センター施設管理委託業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-45 商工振興センター施設管理委託業務契約概要

契約名称	下関市商工業振興センターの管理運営に関する基本協定 下関市商工業振興センターの管理運営に関する年度協定
契約目的	商工振興センター施設の管理・運営
指定期間	平成 23 年4月1日から平成 28 年3月 31 日まで
契約内容	下関市と下関商工会議所が相互に協力し、指定管理施設を適正かつ円滑に管理運営すること。 商工業の振興を図るため、商工業者の研修、情報の収集、地場産業の育成及び企業経営安定・改善と向上等の場として下関商工業振興センターを有効に活用すること。

契約相手先	下関商工会議所		
契約の種類	指定管理契約(非公募)		
受託者の報告義務等	・業務計画書 ・経費報告書(月ごと) ・業務報告書 ・事業報告書 ・計算書類及び監査報告書		
予定価格(千円)	19,856	契約金額(上限)(千円)	19,856
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	18,494	18,836	19,614

当該委託に関して、契約等の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

⑥ 地産地消、地元発注、地元調達への推進

市は、地域が一丸となって地産地消、地元発注、地元調達を促進するための「やっぱり地元大好き！下関運動」の推進と支援を図っている。

市が、地産地消、地元発注、地元調達の推進を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-2-46 地産地消、地元発注、地元調達の推進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.小売商業消費拡大支援事業				
(ア)小売商業消費拡大支援事業費補助金	8,000	8,000	8,000	8,000

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

a. 小売商業消費拡大支援事業(産業振興部産業振興課)

(ア) 小売商業消費拡大支援事業費補助金

当該事業は、「やっぱり地元・大好き！下関運動」の一環として商工会議所が実施する元気アップ事業を支援し、消費需要を喚起するとともに、市内小売店の売上増進を促し、市内商業の活性化による好循環の実現を図る事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-2-47 小売商業消費拡大支援事業費補助金収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担金補助金	8,000	8,000
小売商業消費拡大支援事業費補助金	(8,000)	(8,000)
合計	8,000	8,000
収入	予算	実績
諸収入	—	1,171
一般財源	8,000	6,829
合計	8,000	8,000

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業振興課提示資料)

小売商業消費拡大支援事業の事務事業評価は以下のとおりである。

図表 5-2-48 小売商業消費拡大支援事業の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	現状維持	評価	計画を下回る
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
経済波及効果(元気アップ事業の応募枚数からの推測値)	億円	18	18		
		18	11		
		100.0%	61.1%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

小売商業消費拡大支援事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-2-49 小売商業消費拡大支援事業費補助金概要

所管課	産業振興課	始期	平成 24 年度
実施目的	消費需要を拡大し、市内小売店の売上増進を促すことにより、市内商業の活性化を図るため、下関商工会議所が行う「しものせき元気アップ事業」を補助することを目的とする。		
対象者	下関商工会議所		
対象事業	下関商工会議所が主催して行っている「しものせき元気アップ事業」(加盟事業所において、消費者が買物をした際に購入金額に応じてシールを配布し、消費者がそのシールを台紙に貼付し応募することにより景品が当たる事業)		

関連法規	小売商業消費拡大支援事業費補助金交付要綱		
対象要件	「しものせき元気アップ事業」に係る運営費その他市長が特に必要と認める経費		
補助金額	「しものせき元気アップ事業」に係る運営費その他市長が特に必要と認める経費の額		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	8,000	8,000	8,000
公益性分類	28 / 50	適格性分類	46 / 50
平成 24 年度 監査対象	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	指摘事項	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無

なお、当該事業は、平成 26 年度の実績が、加盟事業者数等の減少により計画比及び前年度比 61%となっていることから、事業内容の見直しが検討され、平成 27 年度から廃止されている。

当該補助金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】－意見－

目標指標について

小売商業消費拡大支援事業は、市内小売店の売上増進を促すことによって市内商業の活性化を図ることを目的とし、具体的な実施施策としては、加盟事業者において買い物をした消費者からの応募に対して抽選で景品を提供することとしている。

当該事業に関する事務事業評価の目標指標(活動指標)は、元気アップ事業への応募枚数からの推測値としているが、当該推測値は加盟事業者数の増減等によっても変動することから、有識者等の見解を踏まえるなどして有用な指標を検討されたい。

⑦ 下関港新港地区国際物流ターミナル整備事業(港湾局)

当該事業は、下関市総合計画では商工業の振興に含まれていないが、産業振興に関連するヒアリングを実施する過程において産業振興施策に大きく関連する事業であることからここに記載している。

下関港は、対韓国・中国貿易において、スピードを重視する本州貨物のゲート・ポートとして重要な役割を担っており、関西・関東向け貨物の利用に関して地理的優位性を持っている。しかし、既存施設においては、船舶の大型化に対応した係留施設、保管ヤード・荷捌地の不足、市街地に近接していることによる背後スペースの不足、さらに前面の関門海峡にお

いては航路の屈曲、潮流の速さ等から強制水先区に指定されているなど、港湾荷役を取り巻く様々な制約により、機能拡充の展開が困難になっている。

物流効率化に向け、これらの制約を早期に解決し、貨物船の大型化や新規航路の開設等に対応するため所要の施設を整備する目的で新たな国際物流拠点(新港地区)として、下関市垢田沖において人工島(長州出島)の整備が進められている。

この事業は、国・山口県・下関市の共同事業として、平成3年3月に下関港の港湾計画に位置付けられ、平成7年11月に現地工事に着手し、外周護岸や橋梁等の整備、埋め立て造成等を行い、平成21年3月に国際物流ターミナルの一部が供用開始となった。また、平成27年4月から定期コンテナ船が就航しており、今後、港運事業者等を誘致し、物流関連等の施設建設が予定されている。

長州出島を国際物流拠点として有効活用するためには、貨物をコンテナヤードから迅速かつ安価に輸送するためのインフラ整備が不可欠である。このため、トラック輸送においては県及び市による道路整備が行われ、40フィートトレーラーが下関インターまで通行できるようになっている。また、鉄道輸送に関しては現下関貨物駅の代替施設として、幡生操車場跡地に日本貨物鉄道株式会社(JR貨物)を運営主体とした幡生貨物ターミナル駅整備の構想がある。これについては、貨物ターミナル構想図(着発線荷役ホーム及び始終着列車対応ホーム)を作成し、平成13年からJR貨物と協議を開始したが、JR貨物は、最優先課題として「山陽本線輸送力増強事業」の平成18年度の完成を目指して整備を進めていたため、貨物ターミナル計画との同時整備は非常に困難であり、直ちに整備に着手することは厳しいとの判断から、協議に進展はなかった。その後は、下関貨物駅のオフレールステーション化の動きもあって、長期間進展はなかったが、トラックドライバー不足に起因する鉄道貨物輸送への転換など鉄道輸送を取り巻く環境の変化や市が実施しているモーダルシフト利用促進補助金に対する評価などからようやく平成27年4月から協議を再開できるようになったと伺っている。

【監査結果】 一意見一

下関港新港地区国際物流ターミナル整備事業について

下関港で取り扱う貨物の仕向け先は関西・関東が多く、その輸出手段であるトラック輸送ではドライバーが不足している一方、鉄道輸送においては、大量の輸送が可能であること、低コストであること、環境負荷が低い等の利点があり、今後の利用ニーズも非常に高いと考えられるため、下関貨物駅より利便性の高い幡生貨物ターミナル駅の整備が待たれるところである。長州出島を国際物流拠点として活用するためには、企業誘致の前提となる交通インフラ整備が不可欠であり、JR貨物との協議を積極的に進めることが望まれ、それによって幡生貨物ターミナル駅と長州出島を結ぶ新たな運輸物流システムの構築が図られる。また、長州出島の有効活用のためには港湾関連用地にどのような業種の企業を誘致すべきか、輸

送インフラ整備の状況等も勘案し検討していく必要があると考える。

施策評価について

港湾局では、港湾の整備に関する平成 26 年度の施策評価として4つの成果指標を掲げているが、そのうち「港湾施設の整備率(あるかぼーと地区・岬之町地区)」の実績等については以下のとおりとなっている。

図表 5-2-50 「港湾施設の整備率(あるかぼーと地区・岬之町地区)」に係る
成果指標の推移

(単位:%)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標値	52	52	52	52
実績値	52	52	52	52
達成率	100	100	100	100

当該事業は下関港ウォーターフロント開発地区(岬之町～あるかぼーと地区)の整備目標面積 13.5ha について平成 10 年度より整備を開始し、平成 22 年度までに 7.0ha(約 52%)が完了した。しかし、その後は当該事業計画に対して民間事業者等による具体的な整備計画等の提案がなかったため、平成 23 年度から平成 26 年度までの成果指標として目標値及び実績値ともに同数値を記入し、目標指標に進展はなかった。成果指標は事業計画目標に対して実際にどれだけ進捗したかを表すものであるため、具体的な事業計画が存在しない平成 23 年度以降は、当該指標を成果指標として掲げるのは不適切であったと考える。

なお、整備未実施の残存面積については、平成 27 年度以降に有識者の意見を聴取したうえで事業計画を策定する予定であると伺っている。

3 就業支援策の強化

(1) 就業支援策の強化に関するビジョン

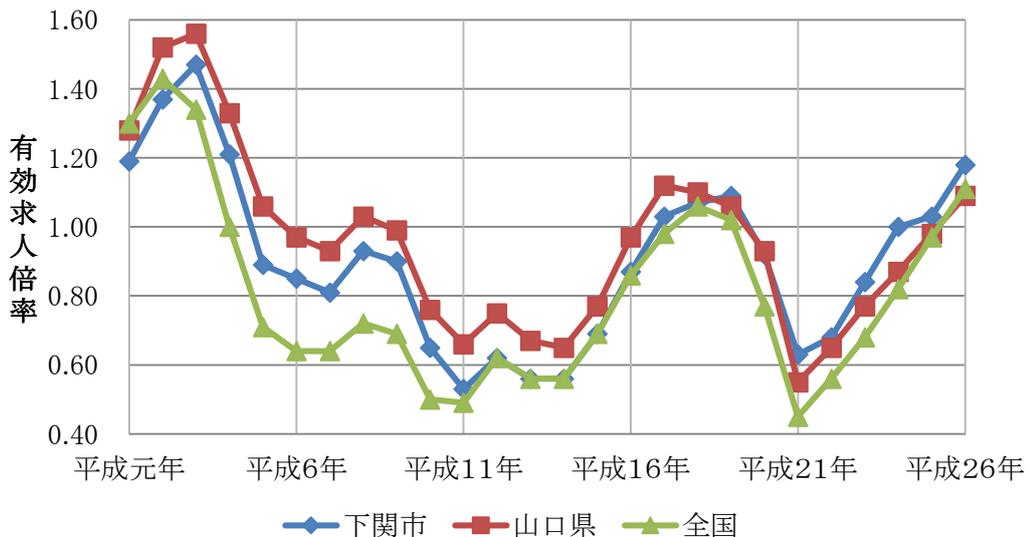
① 就業支援策の強化に関する現状と課題

下関市の定住人口は減少傾向にあり、今後人口を増加させていくためには、雇用をいかに創出していくかが喫緊の課題となっている。

このような環境下、平成 21 年度からは建設業を中心に求人数が増加していること、またサービス業、卸売・小売業、飲食店等における勤務形態が変化し、フルタイム求人が伸び悩む一方でパートタイム求人が大幅に増加していることなどにより、全国的には有効求人倍率は増加傾向にある。

この傾向は下関市においても同様であり、近年は全国平均よりも高い水準で有効求人倍率を維持し続けている。

図表 5-3-1 有効求人倍率の推移



(出所：産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

このように有効求人倍率は回復傾向にあるものの、今後、労働人口が減少していく中で、持続的な経済成長を実現していくためには、女性、若者や高齢者の力を最大限活用することが重要となってくる。

こうした中、今後も市は国・県・関係機関と連携して、企業誘致や新たな成長産業の育成、創業支援等を図る必要がある。また、若者から高齢者、障害者、Uターン者等、就業意欲のある人が安心して地元で働くことのできる雇用の場を創出し、仕事と家庭が両立できる職業環境の実現や就業者の健康の増進を図る必要がある。さらに、勤労者の意識、価値観が多様化する中で、新たなニーズに対応した勤労者福祉施設の運営や勤労者福祉施策の充実も求められている。

② 就業支援策の強化に関する基本方向

下関市総合計画後期基本計画に記載されている就業支援策の強化に関する基本方向は以下のとおりである。

- 少子高齢化への対応及び若者の定住や女性の社会参画を図るため、地元への就業支援として、求人・求職情報の提供、学卒者、若年層、高齢者、障害者の就労機会の確保、女性の雇用機会の確保等を推進する。

(2) 就業支援策の強化に関する具体的施策

市は、下関市総合計画において、就業支援策の強化のための施策として、「就業の場の創出」、「雇用の促進」、「勤労者福祉の向上」の3つを掲げている。

① 就業の場の創出

市は、就業の場の創出に向け、企業誘致、新たな成長産業の育成、創業支援等を行い、地元での新たな雇用の場を創出することを施策として掲げている。なお、企業誘致、新たな成長産業の育成については、「2 商工業の振興 (2)商工業の振興に関する具体的施策 ③企業の誘致及び④新産業、新規創業等の支援」にて説明しているため、当節では就業支援等について説明している。

市が、就業の場の創出を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-3-2 就業の場の創出関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 就業促進・雇用対策事業				
(ア) キャリア教育推進事業	3,066	3,066	—	—
(イ) 就業支援コーディネート事業	2,583	2,204	—	—

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

a. 就業促進・雇用対策事業(産業振興部産業立地・就業支援課)

市は、就業を支援するため、中学生等を対象とした職業セミナー、女性を対象とした再就職セミナー、高年齢者を対象とした就労セミナーなどを開催することにより、キャリア教育の推進、再就職の支援を図っている。

(ア) キャリア教育推進事業

当該事業は、発育段階の課題に応じたセミナー等の実施や仕事(職種等)を知ることにより、職業意識・職業観を早い段階から高め、若者の社会的・職業的自立や学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援としてのキャリア教育を推進する事業である。

各中学校でのセミナーの実施については、事前に下関市立中学校(22校)に実施希望の有無・実施時期・対象学年、人数・コマ数等を調査し、希望校に対してセミナー等を実施している。

平成26年度には、市内22校中17校に対して58コマ(1コマ50分)の「未来を生きる力を育むセミナー」の実施や、ビジネスフェア見学体験として「しんきん合同ビジネスフェア」への出展企業の見学を行っている。

当該事業の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表5-3-3 キャリア教育推進事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	3,066	3,066
未来を生きる力を育むセミナー事業	(2,763)	(2,763)
ビジネスに触れる体験事業	(302)	(302)
合計	3,066	3,066
収入	予算	実績
一般財源	2,661	2,661
諸収入	405	405
合計	3,066	3,066

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

このうち、未来を生きる力を育むセミナー事業の事務事業評価は次のようになっている。なお、当該事業は、平成25年度では就業促進・職場環境改善支援事業として実施されており、下記では当該支援事業としての実施回数が記載されている。

図表5-3-4 キャリア教育推進事業の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	現状維持	事業の方向性	現状維持	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成25年	平成26年	平成27年	
未来を生きる力を育む セミナー実施回数	回 (時限)	36	60	60	
		30	58	/	
		83.3%	96.7%	/	

(出所:「平成26年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

未来を生きる力を育むセミナー事業の委託契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-5 未来を生きる力を育むセミナー事業契約概要

契約名称	キャリア教育推進事業「未来を生きる力を育むセミナー事業」		
契約期間	平成 26 年5月1日から平成 27 年3月 17 日まで		
契約内容	<p>【セミナー事業】</p> <p>事前調査に基づき、キャリアコンサルタントを中学校に派遣し、セミナーを実施すること。</p> <p>【モデル校選定事業】</p> <p>モデルとなる中学校1校を選定し、地元企業の魅力を体感(工場見学、講話等)させて、職業感の醸成、地域産業への理解の促進を深めさせること。</p>		
契約相手先	特定非営利活動法人ライフワーク支援機構		
契約の種類	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号)		
随意契約理由	市内にキャリア教育推進事業を行える他の団体が存在せず、本事業を効果的に実施するための相手方として、当該団体が唯一認められることができるため。		
受託者の報告義務等	<p>【セミナー事業報告書】</p> <p>セミナー事業終了後、各中学校担当教諭に書面又は口頭の聞き取りを行い、事業の効果を検証し、担当講師の所感を加えた学校ごとの実施報告書</p> <p>【モデル校選定事業報告書】</p> <p>セミナー事業及びモデル校選定事業の対象校の生徒に実施セミナーに関するアンケートを実施し、担当講師及びコーディネーターの所感を加えた実施報告書</p>		
予定価格(千円)	2,763	契約金額(上限)(千円)	2,763
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	—	(注)1,999	2,763

(注)就業促進・職場環境改善支援事業の「雇用のミスマッチ対策業務」として実施している。

各中学校では、総合的な学習の時間において、「職業講話」、「仕事調べ」、「職場体験事業」等のキャリア教育を実施しているが、上記事業は各中学校が実施しているキャリア教育を補完する目的で実施されており、セミナー終了後には、受託者から事業報告書が提出されており、また、中学校でのアンケート結果等も報告されている。

当該委託に関して、契約の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除いて、検出事項はなかった。

【監査結果】一意見一

セミナー実施回数について

当該事業の業務仕様書では、セミナー事業に関しては、事前に下関市立中学校(22校)に実施希望の有無・実施時期・対象学年、人員・コマ数等を調査し、調査結果に基づきセミナーを実施することとなっているのみで、セミナー実施コマ数に関する指定は行われていない。一方で、市が作成した予定価格算出調書や特定非営利活動法人ライフワーク支援機構が作成した見積書では合計 60 回のセミナーを行うことを前提に契約金額が決定されている。

当該事業は、最終的に受入先の中学校の意向もあり、平成 26 年度はセミナーを 58 回実施しており、当初の予定価格、見積価格算出時よりも、実施回数が少なくなっている。しかし、現在の契約では、セミナー実施回数に関しての規定がないため、セミナー実施回数が当初想定よりも少なくなった場合であっても、契約金額の支払が必要となっている。そのため、契約上セミナー実施回数の下限を定め、当該範囲外であれば契約額を減額する条項を設けるなど、結果に応じた契約額となるよう契約内容の見直しについて検討されたい。

事業の目標指標の見直しについて

平成 26 年度の事務事業評価の目標指標は、「未来を生きる力を育むセミナー実施回数」となっているが、セミナーは市立中学校に実施希望の有無を確認して決定されており、日程等の調整が困難なために実施されていない中学校もある。

一方で、当該事業の目的は、職業意識・職業観を早い段階から高め、若者の社会的・職業的自立や学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援をすることにある。

当該事業に関する受託者からの実施報告書等を閲覧すると、生徒からのアンケート結果からも高い評価を受けていることが見受けられるため、事業の目的に適している事業と考えられるが、その目的適合性については事務事業評価の本来の目標指標と整合していないと考えられる。そのため、例えば、アンケートに含まれる内容や結果を目標指標にするなど、本来の事業目的と整合した目標指標を設定することについて検討されたい。

(イ) 就業支援コーディネート事業

当該事業は、職業紹介・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種取り組みを行う市がそれぞれの役割を果たすとともに、両者が一体となって雇用対策に取り組む、地域の課題に対応することを目的として、再就職準備セミナーや就職相談等を実施する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-6 就業支援コーディネート事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	1,667	1,382
共済費	272	211
旅費	60	47
需用費	44	36
委託料(注1)	489	489
使用料及び賃借料	51	39
合計	2,583	2,204
収入	予算	実績
一般財源	2,583	2,204
合計	2,583	2,204

(注1)1,000千円未満であるため、内訳の記載を省略している。

(注2)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該事業に関する委託内容は、子育て女性を対象とした就業意向調査アンケートの実施や自分磨きセミナー・イベントなどを主催することであり、セミナー受講者の託児も行っている。

② 雇用の促進

市は、若者等の地元就職支援・雇用の促進を図るため、市内企業、高校及び大学等の関係機関をつなぐ情報交換機能の拡充・強化を図り、地元企業への就業を支援するとともに、離職者に対する雇用の促進を図っている。

また、高齢者等の就業機会の確保と健康保持、補助的収入の取得など、生きがい対策を図るため、シルバー人材センターが自立した運営や円滑な活動が可能となるための支援を行っている。

市が、雇用の促進を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-3-7 雇用の促進関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a. 高齢者就業機会確保業務				
(ア) 高齢者就業機会確保業務	11,912	11,911	12,811	12,837
(イ) 下関市高齢者就業支援団体認定	14	—	—	27

b.緊急雇用創出事業				
(ア)起業支援型地域雇用創造事業	96,390	94,561	105,943	44,512
(イ)地域人づくり事業	70,372	61,092	—	—
c.労働者教育業務				
(ア)技能競技大会受賞者への賞賜金交付	50	—	50	—

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

a. 高齢者就業機会確保業務(産業振興部産業立地・就業支援課)

市は、高齢者の就業機会の確保を図るために公益社団法人下関市シルバー人材センターが実施する事業に対して助成を行うとともに、自立した活動を支援している。

(ア) 高齢者就業機会確保業務

シルバー人材センターとは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、原則として市(区)町村単位に設置され、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人が個々に独立して運営している。下関市には下関市シルバー人材センター(昭和56年12月設立)のほかに、旧豊北町(平成11年1月設立)・旧豊浦町(平成14年12月設立)・旧豊田町(平成16年11月設立)にもそれぞれセンターが存在したが、平成18年4月に統合・合併、新規に菊川事務所も設置した上で、市内全域に運営を拡大している。

当該業務の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表5-3-8 高齢者就業機会確保業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
役務費	2	1
委託料	20	19
負担金補助金及び交付金	11,890	11,890
高齢者就業機会確保事業費補助金	(11,800)	(11,800)
その他	(90)	(90)
合計	11,912	11,911
収入	予算	実績
一般財源	11,373	11,372
財産収入	538	538
合計	11,912	11,911

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

このうち、高齢者就業機会確保事業費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-9 高齢者就業機会確保事業費補助金概要

所管課	産業立地・就業支援課		始期	平成 17 年度			
実施目的	「高齢者が働くことを通じて、追加的収入を得るとともに、健康を保持し、生きがいを得て、地域社会に貢献する」という基本的な考え方のもと、高齢者が長年培った経験や知識、技能を活かして働くことにより地域社会に貢献することを目的としているシルバー人材センターの健全な育成を図ることを目的とする。						
対象者	公益社団法人下関市シルバー人材センター						
対象事業	シルバー人材センターが提供する臨時的かつ短期的な就業又は雇用による就業、並びにその他の軽易な業務に係る就業。						
関連法規	下関市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱 高齢者等の雇用の安定等に関する法律						
対象要件	高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)交付要綱(平成 13 年 11 月 1 日厚生労働省発職高第 170 号厚生労働次官通知)に規定する補助事業に要する経費						
補助金額	国運営費連動補助 8,880 千円、単市補助 2,920 千円						
実績推移	平成 24 年度		平成 25 年度	平成 26 年度			
補助金(千円)	14,300		12,700	11,800			
公益性分類	50	/	50	適格性分類	46	/	50
平成 24 年度 監査対象	有	/	<input type="checkbox"/>	指摘事項	有	/	<input type="checkbox"/>

従来、下関市シルバー人材センターに対しては山口県からの補助金もあったが、平成 23 年度から補助金制度が廃止され、市町シルバー人材センターの運営は市町がそれぞれ行い、県は山口県シルバー連合会等と連携しながら支援することとされた。また、市も平成 27 年度を目途に補助金額を 9,520 千円まで削減することとしており、毎年の補助金額は減少してきている。

当該補助金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

b. 緊急雇用創出事業(産業振興部産業立地・就業支援課)

平成 20 年に起きた世界同時不況により、地域の雇用情勢が厳しい中で離職を余儀なくされた者の一時的な雇用機会を創出するために、国から都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」が交付され、これに基づいた基金を都道府県が造成してい

る。

緊急雇用創出事業は、趣旨や実施主体が民間団体か、NPO 法人か等によって複数の事業があるが、平成 26 年度では、起業支援型地域雇用創造事業と地域人づくり事業が実施されている。

(ア) 起業支援型地域雇用創造事業

国は、平成 24 年度第1次補正予算において緊急雇用創出事業を拡充し、起業支援型地域雇用創造事業を創設している。

当該事業は、地域の産業・雇用振興策に沿って、起業後 10 年以内の企業、NPO 等を委託先として、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により地域の安定的な雇用の受け皿を創出することを目的としており、委託先の事業者が失業者を正規労働者として継続雇用する場合には、一時金(1 人当たり 30 万円)を支出する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-10 起業支援型地域雇用創造事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	96,390	94,561
起業支援型雇用創造事業	(96,390)	(94,561)
合計	96,390	94,561
収入	予算	実績
一般財源	—	-70
県支出金	96,360	94,561
諸収入	—	70
合計	96,360	94,561

(注)()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該事業は、基本的に全額が県の財源により賄われるものであるが、平成 26 年度では過年度に係る給与戻入が発生したことから諸収入が 70 千円計上され、結果として一般財源がマイナスとなっている。

当該事業は、県支出金を財源とする事業であるため、委託の概要の記載は省略する。

(イ) 地域人づくり事業

国は、平成 25 年度補正予算において緊急雇用創出事業を拡充し、地域人づくり事

業を創設している。

当該事業は、地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や家計所得の増大など処遇改善に向けた取り組みを推進することを目的とし、雇用拡大するために必要な人材を育成する事業や賃金の上昇や正規雇用化の促進といった処遇の改善を達成するための事業を実施している。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-11 地域人づくり事業収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
委託料	70,372	61,092
地域人づくり事業	(70,372)	(61,092)
合計	70,372	61,092
収入	予算	実績
県支出金	70,372	61,092
合計	70,372	61,092

(注) ()書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該事業の事務事業評価は次のようになっている。

図表 5-3-12 緊急雇用創出事業(地域人づくり事業)の事務事業評価

今後の方向性並びに評価					
成長の方向性	縮小	事業の方向性	縮小	評価	計画通りに進捗
事業の目標指標(活動指標)					
指標説明	単位	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
新規に雇用する失業者の人数	人		27	9	
			28		
			103.7%		

(出所:「平成 26 年度決算 主要な施策の成果について」より作成) 上段:計画、中段:実績、下段:達成率

当該事業(地域人づくり事業)は、県支出金を財源とする事業であるため、委託の概要の記載は省略する。

③ 勤労者福祉の向上

市は、すべての勤労者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、労働時間の短縮、職

場環境の改善や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた意識啓発を図っている。また、勤労者福祉施設の利用促進を図り、健康増進活動を支援することや離職者や中小企業勤労者等の生活の安定を図るため、各種金融制度を活用した融資を行っている。

市が、勤労者福祉の向上を図るために実施した事業は以下のとおりである。

図表 5-3-13 勤労者福祉の向上関連事業

(単位:千円)

事業内容	平成 26 年度		平成 25 年度	
	予算	実績	予算	実績
a.勤労者金融対策				
(ア) 中小企業勤労者小口資金融資	4,018	352	5,000	982
(イ) 離職者緊急対策資金融資	4,531	622	5,000	756
b.労働団体育成業務				
(ア) 労働団体育成業務	1,288	1,288	1,300	1,300
c.労働福祉施設				
(ア) 下関市勤労青少年ホーム管理	25,722	25,263	26,277	25,263
(イ) 下関市豊浦勤労青少年ホーム管理	8,166	7,162	5,615	5,474
(ウ) 下関市勤労婦人センター管理	27,165	23,486	24,600	22,903
(エ) 下関市勤労福祉会館管理	76,989	74,542	83,620	78,409
(オ) 下関市勤労者総合福祉センター管理	26,908	26,574	30,099	29,727
(カ) 下関市豊田農村勤労福祉センター管理	2,337	2,275	2,294	2,246

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

a. 勤労者金融対策(産業振興部産業立地・就業支援課)

市は、離職を余儀なくされた者の生活の安定を図るための離職者緊急対策資金融資や勤労者の生活向上を図るための中小企業勤労者小口資金融資の原資の預託を行うことにより、勤労者等への低利の資金供給を行っている。

(ア) 中小企業勤労者小口資金融資

当該融資は、中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、県・市町・労働金庫が協調して資金を貸し付ける事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。なお、収入の「諸収入」とは、取扱金融機関に預託した資金の償還金額である。

図表 5-3-14 中小企業勤労者小口資金融資収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
貸付金	4,018	352
中小企業勤労者小口資金融資	(4,018)	(352)
合計	4,018	352
収入	予算	実績
諸収入	4,018	352
合計	4,018	352

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

中小企業勤労者小口資金融資の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-15 中小企業勤労者小口資金融資概要

制度名称	下関市中小企業勤労者小口資金貸付制度		
対象者	中小企業勤労者又は共済会加入勤労者		
実施目的	中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、県・市町・中国労働金庫が協調して貸付けを行うことを目的とする。		
判定基準	次の(1)(2)(3)の要件をすべて備えている方		
	(1)次のいずれかに該当する方		
	①県内に居住し、同一事業所に1年以上勤続している中小企業勤労者又は共済会加入勤労者		
	②県内に居住し、離職時の事業所に1年以上勤続し、離職を余儀なくされた勤労者で、離職後1年以内に再就職している勤続1年未満の中小企業勤労者又は共済会加入勤労者		
	※共済会加入勤労者とは、一般社団法人山口県勤労福祉共済会が行う共済事業(ファミリー型を除く)に1年以上加入している勤労者をいう。		
	※中小企業の範囲(以下の「資本金又は出資金」又は「常用の従業員数」のいずれかに該当すれば、貸付対象となる。)		
	業種	資本金又は出資金	常用の従業員数
	①小売業	5,000万円以下	50人以下
	②サービス業	5,000万円以下	100人以下
	③卸売業	1億円以下	100人以下
	④上記以外の業種	3億円以下	300人以下

	(2)市税を完納している方 (3)返済能力のある方		
関連法規	山口県・市町中小企業勤労者小口資金貸付要綱 下関市中小企業勤労者小口資金貸付要綱		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金(千円)	1,381	982	352

当該貸付制度は、中小企業勤労者の生活の安定を図り、福祉を増進することを目的としているため、資金用途は大学教育資金、育児・介護休業資金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、生活向上資金に限られている。

市では、当該貸付制度を実施するため、予算の範囲内で一定額を取扱金融機関に預託を行い(預託金額は県が 50%、市町が 50%を負担)、取扱金融機関は預託された金額の 1.5 倍以上の金額を貸付枠として協調融資を行う。平成 24 年度からの貸付件数及び預託金額の推移は以下のとおりである。

図表 5-3-16 貸付件数、貸付金額・預託金額の推移

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付件数(件)	0	0	1
貸付金額(千円)	-	-	770
残高件数(件)	3	2	2
貸付残高(千円)	1,649	1,054	1,472
預託金額(千円)	1,381	982	352

貸付の決定は取扱金融機関の審査に基づいて行われ、また、貸付状況については毎年4月末日までに知事及び市長に対して報告がなされている。

平成 26 年度では予算上は 4,018 千円の貸付を予定していたが、実績は 352 千円の利用に留まっている。利用者が少ない理由として、連帯保証人等の保証担保条件が厳しいことが要因であると考えられる。なお、当該貸付制度は県の制度であるため、条件の見直し等は市単独ではできないこととなっている。

(イ) 離職者緊急対策資金融資

当該融資制度は、会社倒産又は事業の不振もしくは縮小等により離職を余儀なくされた者の生活の安定を図るため、県・市町・中国労働金庫が協調して貸付けを実施する事業である。

当該事業の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。なお、収入の「諸収入」とは、取扱金融機関に預託した資金の償還金額である。

図表 5-3-17 離職者緊急対策融資収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
貸付金	4,531	622
離職者緊急対策融資	(4,531)	(622)
合計	4,531	622
収入	予算	実績
諸収入	4,531	622
合計	4,531	622

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

離職者緊急対策融資の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-18 離職者緊急対策融資概要

制度名称	下関市離職者緊急対策資金貸付制度		
対象者	離職者		
実施目的	離職者の生活の安定を図るため、教育資金、住宅資金償還金及び生活資金を貸し付けることを目的とする。		
判定基準	次のすべての要件を備えている方 ①県内に在住している方 ②離職時の事業所に1年以上勤続していた方 ③離職を余儀なくされた勤労者で、離職後1年以内の方 ④借入申込時に現に離職しており、公共職業安定所で求職活動を行っている方 ⑤大学に在学中の子弟を有し、又は自己の居住している住宅の住宅ローンを償還中である方 ⑥貸付を受けなければ子弟の学業の継続、又は住宅ローンを返済することが困難な方 ⑦市税を完納している方 ⑧返済能力がある方		
関連法規	山口県・市町離職者緊急対策資金貸付要綱		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
貸付金(千円)	836	756	622

当該貸付制度は、離職者の生活の安定を図るため、教育資金、住宅資金償還金及

び生活資金を貸し付けることを目的としているため、資金使途は大学教育資金、冠婚葬祭・療養資金、災害資金、住宅資金償還金、一般生活資金に限られている。

なお、大学教育資金を貸し付けた場合、貸付金の対象となる子弟が貸付後1か月以内に大学に入学しない場合又は貸付後1年以内に正当な理由なく大学に在籍しなくなった場合には貸付金の全部又は一部を繰り上げ償還することとなっている(山口県・市町離職者緊急対策資金貸付要綱第9条第1項)。

市では対象要件の充足及び資金使途以外の目的への利用を防止するため、公共職業安定所で求職活動を行っている方からは、雇用保険受給資格者証の写し又は求職申込証明書の提示を求めており、大学教育資金を資金使途とする場合には、在学証明書、入学許可書又は合格通知書等の提出を受け在学中であることを確認している。

市では、当該貸付制度を実施するため、予算の範囲内で一定額を取扱金融機関に預託を行い(預託金額は県が50%、市町が50%を負担)、取扱金融機関は預託された金額の1.25倍以上の金額を貸付枠として協調融資を行う。貸付の決定は取扱金融機関の審査に基づいて行われ、また、貸付状況については毎年4月末日までに知事及び市長に対して報告がなされている。

平成26年度では予算上は4,531千円の貸付けを予定していたが、実績は622千円の利用に留まっている。利用者が少ない理由として、連帯保証人等の保証担保条件が厳しいことが要因であると考えられる。なお、当該貸付制度は県の制度であるため、条件の見直し等は市単独ではできないこととなっている。

b. 労働団体育成業務(産業振興部産業立地・就業支援課)

(ア) 労働団体育成業務

市は、勤労者の生活向上と勤労福祉の向上を目的として、メーデー祭等各種事業を行う労働団体の健全な育成と発展を図るため労働団体へ補助金を交付している。

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-19 労働団体育成業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
負担補助金	1,288	1,288
下関市労働団体事務費補助金	(1,288)	(1,288)
合計	1,288	1,288
収入	予算	実績
一般財源	1,288	1,288
合計	1,288	1,288

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

下関市労働団体事務費補助金の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-20 下関市労働団体事務費補助金概要

所管課	産業立地・就業支援課	始期	昭和 48 年度
実施目的	勤労者の生活向上と勤労福祉の向上のため、メーデー祭等各種事業を行う労働団体の健全な育成と発展を図ることを目的とする。		
対象者	(1)日本労働組合総連合会 山口県連合会西部地域協議会 (2)下関地域労働組合総連合		
対象事業	(1)メーデー祭開催事業 (2)構成員である勤労者の知識を深め、又は福利厚生の実を目的とした事業		
関連法規	下関市労働団体事務費補助金交付要綱		
対象要件	補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書等の提出を受け、その内容を審査し、適当であると認められるときに、予算の範囲内で補助金を交付する。		
実績推移	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補助金(千円)	1,395	1,300	1,288
公益性分類	24 / 50	適格性分類	42 / 50
平成 24 年度 監査対象	有 / 無	指摘事項	有 / 無

当該補助金に関して、要綱の定めに従って手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、以下の事項を除き、検出事項はなかった。

【監査結果】一意見一

補助金制度及び予算金額算定方法の見直しについて

下関市労働団体事務費補助金交付要綱第5条では、補助金の申請書が提出された場合、その内容を審査し、適当と認められるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するとされている。

しかし、市の担当者への質問では、交付補助金予算額は前年度の実績をベースに策定されており、実際の補助金の交付申請は予算額と同額で申請されている。当該補助金制度開始の昭和48年時点における金額算定について記録が残っていないため、どのような根拠によって補助金額が策定されたか確認できない状況にある。

一方で、対象労働団体の決算書には相当額の繰越金が計上されていることから、現状では市が補助する必要性が乏しくなっていると考えられる。後述の補助対象経費の明確化とともに、前年度の実績にかかわらず、補助金制度の目的に照らして補助金額を検討すべきと考える。

補助対象経費の明確化について

下関市労働団体事務費補助金交付要綱第1条では、補助対象事業を、メーデー開催事業及び構成員である勤労者の知識を深め、又は福利厚生の実施を目的とした事業とされているのみで、具体的な補助対象経費は明確にされていない。

そのため、補助金収支決算書上も諸経費として支出されているものがあり、費用の具体的な内容が確認できていないまま補助金が交付されている。市として補助対象の経費を明確にし、補助が真に必要な費用であるか判断する必要があると考える。

補助対象経費の見直しについて

下関市労働団体事務費補助金交付要綱第10条では、労働団体は補助事業が完了したときは、実績報告書の他に補助事業の成果を記載した書類、補助金に係る収支決算書、その他市長が必要と認める書類を市に提出することが求められている。

補助金対象2団体の補助金収支決算書を確認したところ、いずれも補助金及び受取利息の合計額と同額の支出となっているが、収入・支出決算額が同額になって差異が生じないことは通常考えられず、各団体における総支出額を補助金対象分とそれ以外に振り分けて収支相償にしているのではないかと考えられる。市として領収書等の証憑書類もチェックした上で、補助金収支決算書の正確性を確認すべきと考える。

c. 労働福祉施設(産業振興部産業立地・就業支援課)

市では勤労者等の教養、文化の向上及び健康の増進など、勤労福祉の向上を図るため、文化講座等を実施するとともに、各ホームやセンターの管理運営を行っている。

(ア) 下関市勤労青少年ホーム管理

市は、勤労青少年福祉法に基づき、勤労青少年の教養及び余暇活動のための文化講座等を実施するとともに、ホームの円滑な管理運営を行い、勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的として、市は2ヶ所の勤労青少年ホームを管理している。

市が管理している勤労青少年ホームのうち、下関市勤労青少年ホーム(愛称:ユーパル下関)の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-21 下関市勤労青少年ホーム概要

施設名称	下関市勤労青少年ホーム(ユーパル下関)			
所在地	下関市彦島老の山公園			
所管課	産業立地・就業支援課			
設置目的	勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図ることを目的とする。			
設置根拠	下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例 下関勤労青少年ホームの設置等に関する条例施行規則 勤労青少年福祉法			
利用対象者	会員登録した35歳未満の勤労青少年(施設使用料は無料) 市長が特に認めたときは、勤労青少年以外の者の使用を許可する(施設使用料は有料、下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例第5条第1項)。			
施設管理	一般財団法人下関市公営施設管理公社			
使用料	勤労青少年及びその指導者は無料(同条例第7条第1項)。			
	室名等		金額(円)	
	軽運動場		830	～ 1,250
	音楽室		300	～ 510
	第1集会室		830	～ 1,250
	第2集会室		200	～ 300
	料理講習室		620	～ 1,030
	和室		410	～ 830
過年度推移	実績	利用者数(人)	収入(千円)	支出(千円)
	平成22年度	18,175	963	21,851
	平成23年度	19,978	1,051	26,710
	平成24年度	20,907	1,143	26,845
	平成25年度	21,154	1,139	25,263
	平成26年度	19,916	1,132	25,263

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-22 下関市勤労青少年ホーム運営管理業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	53	—
需用費	543	244
役務費	20	19
委託料	23,017	22,996
勤労青少年ホーム管理運営業務(下関)	(22,954)	(22,934)
勤労青少年ホーム保守委託	(63)	(62)
工事請負費	2,000	1,965
備品購入費	89	37
合計	25,722	25,263
収入	予算	実績
一般財源	24,635	24,130
使用料及び手数料	1,063	1,110
雑収入	24	22
合計	25,722	25,263

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該ホームの運営は指定管理者による管理運営がなされている。下関勤労青少年ホーム管理運営業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-23 下関市勤労青少年ホーム管理運営業務契約概要

契約名称	下関市勤労青少年ホームの管理に関する指定管理契約		
契約目的	下関市勤労青少年ホームの管理運営		
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで		
契約内容	下関市勤労青少年ホームの管理運営		
契約相手先	一般財団法人下関市公営施設管理公社		
契約の種類	指定管理契約(公募)		
受託者の報告義務等	指定管理施設に関する事業報告書		
予定価格(千円)	22,954	契約金額(上限)(千円)	22,954
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	22,559	22,327	22,934

当該委託に関して、契約の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、

平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(イ) 下関市豊浦勤労青少年ホーム管理

市が、管理している勤労青少年ホームのうち、下関市豊浦勤労青少年ホームの概要は以下のとおりである。

図表 5-3-24 下関市豊浦勤労青少年ホーム概要

施設名称	下関市豊浦勤労青少年ホーム				
所在地	下関市豊浦町大字黒井字平田				
所管課	産業立地・就業支援課/豊浦総合支所地域政策課				
設置目的	勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図ることを目的とする。				
設置根拠	下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例 下関勤労青少年ホームの設置等に関する条例施行規則 勤労青少年福祉法				
利用対象者	35歳未満の勤労青少年(施設使用料は無料) 市長が特に認めたときは、勤労青少年以外の者の使用を許可する(施設使用料は有料)。				
施設管理	直営				
使用料	勤労青少年及びその指導者は無料(同条例第7条第1項)。				
	室名等		金額(円)		
	軽運動場		300		
	音楽室		300		
	料理講習室		300		
	和室		300		
過年度推移	実績		利用者数(人)	収入(千円)	支出(千円)
	平成22年度		16,580	600	5,253
	平成23年度		13,622	534	5,527
	平成24年度		16,200	560	5,281
	平成25年度		16,077	596	5,474
	平成26年度		14,423	569	7,162

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-25 下関市豊浦勤労青少年ホーム運営管理業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	3,333	2,938
共済費	272	242
需用費	1,472	1,388
役務費	92	79
委託料	509	419
使用賃借料	139	106
工事請負費	2,349	1,986
合計	8,166	7,162
収入	予算	実績
一般財源	7,707	6,592
使用料及び手数料	426	508
雑収入	33	61
合計	8,166	7,162

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

下関市豊浦勤労青少年ホームの近隣には黒井公民館があり、当該施設の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-26 黒井公民館概要

施設名称	下関市黒井公民館	
所在地	下関市豊浦町大字黒井	
所管課	教育委員会生涯学習課	
設置目的	社会教育法に基づき、市町村その他一定の地域内の住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	
設置根拠	公民館の設置及び運営に関する基準	
利用対象者	一般市民	
施設管理	直営	
使用料	室名等	金額(円)
	第1・第2・第3研修室	300

	和室・調理室		300	
	実績	利用者数（人）	収入（千円）	支出(千円)
過年度推移	平成 22 年度	9,108	463	9,659
	平成 23 年度	8,749	452	10,292
	平成 24 年度	9,684	459	10,013
	平成 25 年度	9,077	490	9,002
	平成 26 年度	9,190	479	9,146

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

【監査結果】—意見—

隣接する黒井公民館との統合について

黒井公民館と下関市豊浦勤労青少年ホームの所管は異なるため、個々に運営管理業務がなされているが、両施設は研修室や集会所等、同様の設備を提供しており、また、利用料も同額の設定となっている。

平成 26 年4月に総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定が要請されており、現在下関市でも、公共建築物のほか、道路、橋梁、上下水道等のすべての公共施設を総合的かつ計画的に管理する計画を策定中である。

上記施設はいずれも集会機能を持つ類似施設であるため、地理状況、施設の利用状況や老朽度等を勘案しながら集約するほか、廃止を含めた施設総量の縮減を検討すべきと考える。

(ウ) 勤労婦人センター管理

市は、男女雇用機会均等法に基づき、勤労婦人及び勤労者家族の主婦の教養及び余暇活動のための文化講座等を実施するとともに、センターの円滑な管理運営を行い、勤労婦人等の福祉の増進を図ることを目的として、勤労婦人センター(フォンテやまのた)を管理している。

下関市勤労婦人センターの概要は以下のとおりである。

図表 5-3-27 下関市勤労婦人センター概要

施設名称	下関市勤労婦人センター(フォンテやまのた)
所在地	下関市山の田東町
所管課	産業立地・就業支援課
設置目的	勤労婦人及び勤労者家庭の主婦等の福祉の増進を図ることを目的とする。
設置根拠	下関市勤労婦人センターの設置等に関する条例

	下関市勤労婦人センターの設置等に関する条例施行規則 下関市勤労婦人センター運営協議会規則				
利用対象者	勤労婦人及び勤労者家庭の主婦の方(センター使用時における勤労婦人及び勤労者家庭の主婦の構成割合が3分の2以上を占める団体も可)				
施設管理	直営				
使用料	室名等		金額(円)		
	第1会議室		510 ～ 860		
	第2会議室		270 ～ 450		
	第3会議室		270 ～ 450		
	第4会議室		510 ～ 860		
	学童(研修)室		510 ～ 860		
	料理講習室		690 ～ 1,030		
	和室		270 ～ 450		
	体育館	個人使用	50		
		占	バトミントンコート	160 ～ 270	
用		卓球台	110 ～ 160		
使		全面(スポーツ目的)	340 ～ 510		
用	全面(スポーツ以外目的)	860 ～ 2,670			
過年度推移	実績		利用者数(人)	収入(千円)	支出(千円)
	平成22年度		49,590	6,977	21,074
	平成23年度		34,651	6,798	21,222
	平成24年度		33,748	6,361	21,131
	平成25年度		32,599	6,385	22,903
	平成26年度		32,837	8,944	23,486

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該業務の平成26年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表5-3-28 下関市勤労婦人センター管理運營業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	5,734	5,591
共済費	887	838
報償費	4,693	4,433
旅費	8	—

需用費	4,987	4,146
役務費	114	63
委託料	10,310	8,101
勤労婦人センター体育館耐震診断業務	(3,194)	(1,598)
勤労婦人センター及び北部公民館耐震診断業務	(2,673)	(1,814)
勤労婦人センター保守委託	(3,159)	(3,149)
その他	(1,284)	(1,539)
使用賃借料	344	229
備品購入費	88	82
合計	27,165	23,486
収入	予算	実績
一般財源	18,782	14,542
使用料及び手数料	1,233	1,236
国庫支出金	1,299	3,020
雑収入	5,851	4,687
合計	27,165	23,486

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所: 産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

上記委託料に係る各業務のうち、勤労婦人センター体育館耐震診断業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-29 勤労婦人センター体育館耐震診断業務契約概要

契約名称	下関市勤労婦人センター体育館耐震診断業務			
契約期間	平成 26 年 6 月 23 日から平成 26 年 12 月 19 日まで			
契約内容	既存建築物の耐震性能を把握するための耐震診断の実施			
契約相手先	BD社			
契約の種類	条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2)			
受託者の報告義務等	評価書、耐震診断業務報告書、電子データ			
予定価格(千円)	2,785			
入札金額(注1)	BD社	1,598 千円	BH社	2,052 千円
		57.4%		73.7%
	BE社	2,149 千円	BI社	2,592 千円
		77.7%		93.1%
BF社	2,700 千円	BJ社	2,786 千円	

		96.9%		100.0%
	BG社	2,829 千円	BK社	3,996 千円
		101.6%		143.5%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	1,598	

(注1)競争入札件数 15 件中、予定価格に近似する入札上位8件を記載している。

(注2)入札金額下段の%は予定価格との乖離率を示している。

当該委託に関して、契約の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

また、勤労婦人センター及び北部公民館耐震診断業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-30 勤労婦人センター及び北部公民館耐震診断契約業務

契約名称	下関市勤労婦人センター及び北部公民館耐震診断業務			
契約期間	平成 26 年6月2日から平成 26 年 11 月 28 日まで			
契約内容	既存建築物の耐震性能を把握するための耐震診断の実施			
契約相手先	BD社			
契約の種類	条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2)			
受託者の報告義務等	評価書、耐震診断業務報告書、電子データ			
予定価格(千円)	3,387			
入札金額(注1)	BD社	1,814 千円	BM社	2,796 千円
		53.6%		82.6%
	BE社	2,970 千円	BH社	2,970 千円
		87.7%		87.7%
	AM社	3,240 千円	BI社	3,456 千円
		95.6%		102.0%
	BL社	3,780 千円	BJ社	3,780 千円
		111.6%		111.6%
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
契約額(千円)	—	—	1,814	

(注1)競争入札件数 15 件中、予定価格に近似する入札上位8件を記載している。

(注2)入札金額下段の%は予定価格との乖離率を示している。

当該委託に関して、契約の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した

結果、検出事項はなかった。

また、下関市勤労婦人センター・北部公民館清掃及びネズミ昆虫等防除業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-31 勤労婦人センター・北部公民館清掃及びネズミ昆虫等防除業務概要

契約名称	下関市勤労婦人センター・北部公民館清掃及びネズミ昆虫等防除業務		
契約期間	平成 26 年4月1日から平成 29 年3月 31 日まで		
契約内容	下関市勤労婦人センター、北部公民館の清掃及びネズミ昆虫等の防除等の委託		
契約相手先	BN社		
契約の種類	条件付き一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の5の2)		
受託者の報告義務等	清掃作業完了届(報告書)		
予定価格(千円)	9,454(平成 26 年度から平成 28 年度までの3ヶ年分)		
入札金額(注)	BN社	9,447 千円	
		99.9%	
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	3,080	2,698	3,149

(注)入札金額下段の%は予定価格との乖離率を示している。

当該委託に関して、契約の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

勤労婦人センターと同一施設内には北部公民館が併設されており、当該施設の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-32 北部公民館概要

施設名称	北部公民館
所在地	下関市山の田東町
所管課	教育委員会生涯学習課
設置目的	社会教育法に基づき、市町村その他一定の地域内の住民のために 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、 もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
設置根拠	公民館の設置及び運営に関する基準

利用対象者	一般市民			
施設管理	直営			
使用料	室名等		金額(円)	
	講堂		1,440 ～ 2,260	
	第1研修室		610 ～ 1,020	
	第2～第5研修室		450 ～ 780	
	講座室・視聴覚室		450 ～ 780	
	図書室兼会議室		610 ～ 1,020	
	レクリエーション室		610 ～ 1,020	
過年度推移	実績	利用者数(人)	収入(千円)	支出(千円)
	平成22年度	44,362	1,689	8,697
	平成23年度	35,388	1,612	10,313
	平成24年度	34,849	1,489	8,331
	平成25年度	33,057	1,548	8,273
	平成26年度	32,824	1,561	8,171

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

【監査結果】—意見—

併設する北部公民館との統合について

北部公民館と下関市勤労婦人センターの所管は異なるため、個々に運営管理業務がなされているが、両施設は研修室や集会所等、同様の設備を提供しており、また、利用料も近似した金額設定となっている。

平成26年4月に総務省から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定が要請されており、現在下関市でも、公共建築物のほか、道路、橋梁、上下水道等の全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する計画を策定中である。

上記施設はいずれも集会機能を持つ類似施設であるため、地理状況、施設の利用状況や老朽度等を勘案しながら集約するほか、廃止を含めた施設総量の縮減を検討すべきと考える。

(エ) 勤労福祉会館管理

市は、勤労者の教養、文化の向上及び健康の増進を図るため、会館の円滑な管理運営を行い、勤労者の福祉の増進を図ることを目的として、勤労福祉会館を管理している。

勤労福祉会館の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-33 勤労福祉会館概要

施設名称	下関市勤労福祉会館					
所在地	下関市幸町					
所管課	産業立地・就業支援課					
設置目的	勤労者の教養、文化の向上と余暇活動の充実を図るため、会館の円滑な運営を行うとともに、勤労者福祉増進対策事業を行うなど、勤労者の福祉の増進を図ることを目的とする。					
設置根拠	下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例 下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例施行規則					
利用対象者	勤労者及び一般の方					
施設管理	公益財団法人下関勤労福祉振興財団					
使用料	営利目的の使用については、下表に規定する使用料の額に200%を乗じて得た額を徴収する(下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例別表1備考1)。					
	室名等		金額(円)			
	ホール		4,680 ～ 15,590			
	第1会議室		1,420 ～ 4,790			
	第2・3・5・6会議室		610 ～ 1,930			
	第4会議室、研修室		1,120 ～ 3,660			
	クラブ室、和室(松・竹)、図書室		610 ～ 1,930			
	和室(梅)		300 ～ 1,010			
	娯楽室		910 ～ 2,750			
	アリーナ	全面		1時間当たり 600		
		3分の2		1時間当たり 400		
		2分の1		1時間当たり 300		
		3分の1		1時間当たり 200		
卓球台 1台分		1時間当たり 100				
トレーニングルーム		1回当たり 100				
過年度推移	実績	利用者数(名)		収入(千円)	支出(千円)	
		本館	体育館			
	平成22年度	106,017	36,193	15,228	75,191	
	平成23年度	99,594	41,280	14,979	75,551	
平成24年度	102,007	38,765	14,716	75,748		

	平成 25 年度	107,327	37,988	15,463	78,409
	平成 26 年度	108,530	36,578	16,118	74,542

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-34 勤労福祉会館管理運営収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	66	—
需用費	543	412
役務費	110	109
委託料	74,620	72,962
勤労福祉会館管理運営業務	(74,411)	(72,759)
その他	(209)	(203)
工事請負費	1,650	1,058
合計	76,989	74,542
収入	予算	実績
一般財源	60,902	58,424
使用料及び手数料	15,274	15,031
雑収入	813	1,087
合計	76,989	74,542

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該会館の運営は、指定管理者による管理運営がなされている。勤労福祉会館管理運営業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-35 勤労福祉会館管理運営業務契約概要

契約名称	下関市勤労福祉会館の管理に関する指定管理契約
契約目的	勤労者の教養、文化の向上と余暇活動の充実を図るため、会館の円滑な運営を行うとともに、勤労者福祉増進対策事業を行うなど、勤労者の福祉の増進を図ることを目的とする。
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
契約内容	下関市勤労福祉会館の管理運営に係る基本協定の締結。
契約相手先	公益財団法人下関勤労福祉振興財団
契約の種類	指定管理契約(公募)

受託者の 報告義務等	指定管理施設に関する事業報告書		
予定価格(千円)	74,410	契約金額(上限)(千円)	74,410
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	73,785	72,141	72,753

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(オ) 下関市勤労者総合福祉センター管理

市は、勤労者の教養、文化向上及び勤労意欲の高揚、健康の増進を図るため、センターの円滑な管理運営を行い、勤労者の福祉の増進を図ることを目的として、2ヶ所の勤労者福祉センターを管理運営している。

市が、管理運営している勤労者福祉センターのうち、下関市勤労者総合福祉センターの概要は以下のとおりである。

図表 5-3-36 下関市勤労者総合福祉センター概要

施設名称	下関市勤労者総合福祉センター			
所在地	下関市長府扇町			
所管課	産業立地・就業支援課			
設置目的	勤労者の福祉の充実及び勤労意欲の向上を図ることを目的とする。			
設置根拠	下関市勤労者総合福祉センターの設置等に関する条例			
利用対象者	勤労者			
施設管理	一般財団法人下関市公営施設管理公社			
使用料	室名等		金額(円)	
	第 1 会議室		1,350 ～ 4,600	
	第 2・3 会議室		830 ～ 2,610	
	視聴覚室		1,770 ～ 5,760	
	第 1・2 研修室		1,350 ～ 4,500	
	第 1 教養文化室		1,030 ～ 3,420	
	第 2 教養文化室		740 ～ 2,430	
	アリーナ	全面		1 時間当たり 610
		3 分の 2		1 時間当たり 410
		2 分の 1		1 時間当たり 300
3 分の 1		1 時間当たり 200		
卓球台 1 台分		1 時間当たり 100		

過年度推移	実績	利用者数(人)	収入(千円)	費用(千円)
	平成 22 年度	55,345	6,891	23,377
	平成 23 年度	64,964	8,251	25,820
	平成 24 年度	54,895	7,150	26,698
	平成 25 年度	47,061	6,225	29,727
	平成 26 年度	48,810	6,532	26,574

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-37 下関市勤労者総合福祉センター管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
報酬	40	—
需用費	667	412
役務費	76	75
委託料	25,662	25,661
勤労者総合福祉センター管理運営業務	(25,507)	(25,507)
その他	(155)	(154)
備品購入費	463	425
合計	26,908	26,574
収入	予算	実績
一般財源	20,163	20,041
使用料及び手数料	6,621	6,416
雑収入	124	116
合計	26,908	26,574

(注) () 書きは内訳数値を示している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

当該センターの運営は、指定管理者による管理運営がなされている。下関市勤労者総合福祉センター管理運営業務契約の概要は以下のとおりである。

図表 5-3-38 下関市勤労者総合福祉センター管理運営業務契約概要

契約名称	下関市勤労者総合福祉センターの管理に関する指定管理契約
契約目的	勤労青少年福祉法に基づき、35歳未満の勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図ることを目的とする。
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
契約内容	下関市勤労者総合福祉センター管理運営に係る基本協定の締結

契約相手先	一般財団法人下関市公営施設管理公社		
契約の種類	指定管理契約(公募)		
受託者の 報告義務等	事業報告書		
予定価格(千円)	25,507	契約金額(上限)(千円)	25,507
契約金額	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
契約額(千円)	25,239	24,998	25,507

当該委託に関して、契約等の定めに従った手続が実施されているかを確認するため、平成 26 年度の支出に関連する証憑書類の閲覧及び市担当者等への質問を実施した結果、検出事項はなかった。

(カ) 下関市豊田農村勤労福祉センター管理

市が管理運営している勤労者福祉センターのうち、下関市豊田農村勤労福祉センターの概要は以下のとおりである。

図表 5-3-39 下関市豊田農村勤労福祉センター概要

施設名称	下関市豊田農村勤労福祉センター	
所在地	下関市豊田町大字浮石	
所管課	産業立地・就業支援課/豊田総合支所地域政策課	
設置目的	農村地域に導入される製造業、道路貨物運送業等の工業に従事する者の体力の向上と教養の振興を図り、もって就業の円滑と雇用の安定に資することを目的とする。	
設置根拠	下関市豊田勤労福祉センターの設置等に関する条例 下関市豊田勤労福祉センターの設置等に関する条例施行規則	
利用対象者	農村地域に導入される工業に就業する雇用保険の被保険者。ただし、利用に支障がない場合は、その他の者も使用可。	
施設管理	直営	
使用料	室名等	金額(円)
	和室(1室)	100 ～ 420
	冷房利用時	360 ～ 1,530
	和室(2室)	200 ～ 790
	冷房利用時	460 ～ 1,900
	研修室	420 ～ 1,480
	会議室	200 ～ 790
	体育館	740 ～ 2,640
	屋外夜間照明施設	1 時間当たり 280

過年度推移	実績	利用者(名)	収入(千円)	費用(千円)
	平成 22 年度	4,953	297	2,608
	平成 23 年度	4,707	285	2,508
	平成 24 年度	4,627	250	2,328
	平成 25 年度	4,936	596	2,246
	平成 26 年度	4,795	1,696	2,275

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

下関市豊田農村勤労福祉センター管理運営業務の平成 26 年度における予算実績数値は以下のとおりである。

図表 5-3-40 下関市豊田農村勤労福祉センター管理運営業務収支

(単位:千円)

支出	予算	実績
賃金	243	243
需用費	667	635
役務費	46	40
委託料(注)	1,357	1,333
使用賃借料	15	14
原材料費	9	8
合計	2,337	2,275
収入	予算	実績
一般財源	569	578
使用料及び手数料	223	172
雑収入	45	24
市債	1,500	1,500
合計	2,337	2,275

(注)1,000 千円以上の項目がないため、内訳の記載を省略している。

(出所:産業振興部産業立地・就業支援課提示資料)

以上